神奈川県
県民局次世代育成部子ども家庭課

すべての

子どもたちが

自分の将来に

希望を持てる

社会へ

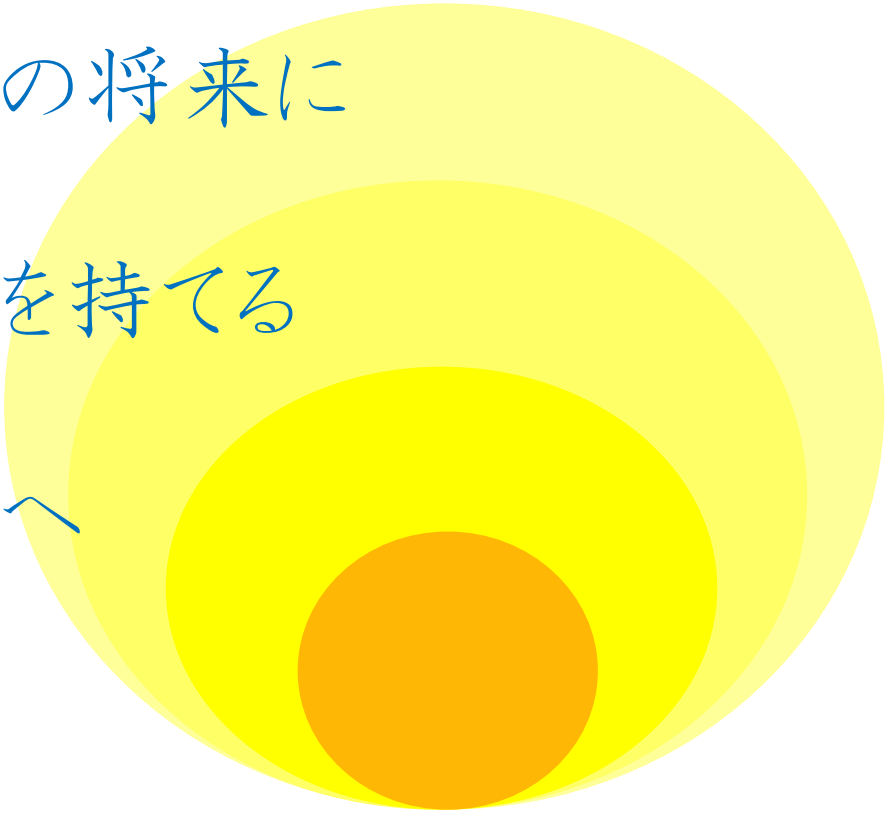

# 神奈川県子どもの貧困対策推進計画

平成 27 年 3 月

※本計画では、「子供の貧困対策に関する大綱」からの引用を除き、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の表記（子ども）を用いています。特に意味を異にするものではありません。

# はじめに

平成 26 年７月、実に６人に１人の子どもが「相対的貧困」、つまり、普通の生活水準の半分以下の所得水準での生活を余儀なくされているという、非常にショッキングな調査結果が国より示されました。

「貧困」は、子どもの成長にさまざまな影を落とします。

家計が苦しいために進学を諦めざるを得ず、学校では疎外感を感じ、将来に希望を持つことができない…、その子自身のやる気や努力といった問題ではなく、生まれ育った環境によって、人生のスタートの時点から、もはや自分の力ではどうにもならないほどの差がついてしまうこと、また、そうした貧困が世代を超えて連鎖しかねないということは見過ごすことのできない事態です。

子どもは社会の宝です。

これを守り、育くむことは、私たち大人の責務です。

本格的な少子高齢化時代を迎える中で、世代間格差、中間層の貧困化、非正規雇用の低賃金、女性の貧困など、社会構造上の問題も大きく取り上げられていますが、いずれも「子どもの貧困」につながる要因です。したがって、この「子どもの貧困」の問題を抜本的に解決するためには、国を挙げた大きな社会構造の変革が必要です。

しかも、子どもの成長スピードを勘案すれば、早急な対応が必要です。

神奈川県では、子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が連鎖することのないよう、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

この計画では、さまざまなデータを用いて、現在、本県の子どもたちがどのような環境に置かれているのか、そして、子どもの貧困に対してどういった支援を行うのかをまとめています。この計画策定によって、地域社会全体で、子どもたちを大切にする機運の醸成につなげていきたいと思っています。

今後、本県では一丸となって「子どもの貧困対策」を推進してまいりますので、県民の皆さまの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

平成２７年３月

神奈川県知事　　黒岩　祐治

# 目　次


## 第1章　計画策定の趣旨 ..... 5

1　すべての子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会へ ..... 5
2　「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と「子供の貧困対策に関する大綱」 ..... 5
3　神奈川県子どもの貧困対策推進計画の策定について ..... 6

## 第2章　本県の子どもを取り巻く現状と課題 ..... 7

1　年少人口の減少と少子化 ..... 7
2　進学者数・進学率 ..... 9
3　長期欠席児童・生徒数 ..... 11
4　児童相談所における児童虐待相談対応件数 ..... 13
5　児童のいる世帯における母の仕事の状況 ..... 14
6　児童のいる世帯と母子世帯の 1 世帯あたり平均稼働所得等 ..... 16
7　ひとり親世帯数 ..... 18
8　ひとり親世帯数の将来推計 ..... 19
9　生活保護世帯における子どもの数 ..... 20

## 第3章　子どもの貧困に関する指標と改善に向けた施策の方向性 ..... 21

1　ねらいと基本方向 ..... 23
2　子どもの貧困に関する指標 ..... 24
3　4つの主要施策 ..... 29

## 第4章　課題解決に向けた具体的な取組み ..... 31

**＜主要施策 1＞教育の支援 ..... 31**

1　「学校」をプラットホームとした総合的な子どもの貧困対策の展開 ..... 33
2　貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上 ..... 37
3　就学支援の充実 ..... 38
4　大学等進学に対する教育機会の提供 ..... 42
5　生活困窮世帯等への学習支援 ..... 44
6　その他の教育支援 ..... 47

**＜主要施策2＞　生活の支援 ..... 49**

1　保護者の生活支援 ..... 51
2　子どもの生活支援 ..... 56
3　関係機関が連携した包括的な支援体制の整備 ..... 59
4　子どもの就労支援 ..... 61
5　支援する人員の確保等 ..... 64
6　その他の生活支援 ..... 66

**＜主要施策3＞保護者に対する就労の支援 ..... 68**

1　親の就労支援・学び直しなど ..... 69

**＜主要施策4＞経済的支援 ..... 74**

1　家計を支えるその他の経済的支援 ..... 75

**第5章　計画の推進と情報の提供** ..... 80
1　計画の進捗管理 ..... 80
2　情報提供 ..... 80

**第6章　調査研究** ..... 81

索引 ..... 82

**資料編**

資料1　OECD の調査データにおけるひとり親世帯の就業状況と貧困率 ..... 1
資料2　「子どもの貧困対策に関する法律」（平成 26 年 1 月 17 日施行） ..... 2
資料3　「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定） ..... 4
資料4　平成 26 年度県民ニーズ調査【課題調査】（子どもの貧困対策について） ..... 6
資料5　市町村の新たな取組みなど ..... 8
資料6　民間事業者等の新たな取組みなど ..... 33

# 第１章　計画策定の趣旨

## １　すべての子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会へ

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る「子どもの貧困対策」は極めて重要です。

平成 25 年度国民生活基礎調査（厚生労働省）では、2012 年の我が国の子どもの貧困率は 16.3%と過去最高を更新したと発表され、全国的にも子どもの貧困対策への関心が高まっており、国を挙げての対策が急務であるとされています。

平成 26 年１月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたところですが、本県においても法の趣旨に鑑み、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、県計画を策定することとしました。

## ２　「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と「子供の貧困対策に関する大綱」

### (1)「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号。以下「法」という。）は、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう，貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに，教育の機会均等を図るため，子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的」（第１条）に、平成 26 年１月 17 日に施行されました。

法施行の背景としては、我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しく(※1)、また生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体として低い水準になっている(※2)ことが挙げられています。

※1　子供の貧困率 16.3%(2012 年厚生労働省)(2010 年 OECD 加盟 34 カ国中 25 位)
※2　生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 90.8%(全体 98.6%)(2013 年厚生労働省/文部科学省)

**基本理念（法第２条）**

○　子どもの貧困対策は、子どもに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

○　子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行わなければならない。

### (2)「子供の貧困対策に関する大綱」について

法では、「政府は子どもの貧困を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない」（第８条 1 項）とされていることから、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」という。）をまとめ、平成 26 年８月 29 日に閣議決定されました。

**大綱に掲げる事項（法第 8 条 2 項）**

1　子供の貧困対策に関する基本的な方針
2　子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
3　教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
4　子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

大綱では、子どもの貧困に関する 25 の指標を設定しており、この指標の改善に向けた当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者の就労に関する支援、④経済的支援の具体的内容を明示しています。

## 3　神奈川県子どもの貧困対策推進計画の策定について

### (1) 基本方針

県計画では、本県の子どもを取り巻く社会環境等の現状と課題を受け、大綱で定める当面の重点施策と同じく①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援の４つを柱として、「子どもの貧困」に視点を置いた具体的な施策を体系化します。

また、県としての指標の設定を行い、これに基づき施策の実施状況や効果等を検証し、必要に応じて施策の見直しや改善を図っていきます。

### (2) 対象地域

この計画は、神奈川県全域を対象とします。また、県の施策だけでなく、市町村の主な施策を視野に入れて取組みを構成します。（政令市・中核市を含む。）

### (3) 計画期間

大綱が当面５年間（平成 26 年 8 月から平成 31 年 8 月）の政府が取り組むべき重点施策を中心に策定されていることを踏まえ、この県計画については、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。ただし、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととします。

# 第２章　本県の子どもを取り巻く現状と課題

## １　年少人口の減少と少子化

本県の年少人口（0～14 歳以下）は、ここ数年 120 万人程度で推移しており、東京に次いで全国第２位となっています。

しかし、合計特殊出生率は全国平均を下回り、また、男女共に晩婚化が進み、妻の初婚年齢も東京に次いで全国で２番目に高く、今後、本県の年少人口の減少が懸念されます。

［神奈川県］　年少人口・合計特殊出生率・妻の初婚年齢の状況　　（　）は全国平均

| | 昭和 60 年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 25 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年少人口<br>[0～14 歳] | 1,596 千人 | 1,380 千人 | 1,233 千人 | 1,186 千人 | 1,184 千人 | 1,188 千人 | 1,170 千人 |
| 合計<br>特殊出生率 | 1.68<br>(1.76) | 1.45<br>(1.54) | 1.34<br>(1.42) | 1.28<br>(1.36) | 1.19<br>(1.26) | 1.31<br>(1.39) | 1.31<br>(1.43) |
| 妻の<br>初婚年齢 | 25.9 歳<br>(25.5) | 26.2 歳<br>(25.9) | 26.7 歳<br>(26.3) | 27.6 歳<br>(27.0) | 28.6 歳<br>(28.0) | 29.4 歳<br>(28.8) | 29.9 歳<br>(29.3) |

※年少人口は国勢調査年次（平成 22 年）は国勢調査確定数の日本人人口、他の年次は 10 月 1 日現在推計人口（5 歳階級）の総人口より作成、それ以外は平成 25 年人口動態調査より作成

**「子どもの貧困率」について**

貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る子どもの割合を、「子どもの貧困率」といいます。政府の調査によると、日本の子どもの貧困率は 16.3%で、およそ６人に１人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしているとしています。

子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）では、大人が２人以上の世帯の場合の相対的貧困率が 10～12%程度であるのに対して、大人が１人の世帯の貧困率は 50%を超えています。

このことから、特にひとり親世帯は、就労していても経済的に苦しい傾向にあることがうかがえます。

［全国］ 貧困率の状況　（平成 25 年国民生活基礎調査より抜粋）

| | 平成 9 年 | 平成 12 年 | 平成 15 年 | 平成 18 年 | 平成 21 年 | 平成 24 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 相対的貧困率 | 14.6% | 15.3% | 14.9% | 15.7% | 16.0% | 16.1% |
| 子どもの貧困率 | 13.4% | 14.5% | 13.7% | 14.2% | 15.7% | 16.3% |
| 子どもがいる現役世帯 | 12.2% | 13.1% | 12.5% | 12.2% | 14.6% | 15.1% |
| 大人が1人 | 63.1% | 58.2% | 58.7% | 54.3% | 50.8% | 54.6% |
| 大人が2人以上 | 10.8% | 11.5% | 10.5% | 10.2% | 12.7% | 12.4% |
| 貧困線 | 149 万円 | 137 万円 | 130 万円 | 127 万円 | 125 万円 | 122 万円 |

※大人とは 18 歳以上の者、子どもは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

## ■ 子どもの貧困率について

【子どもの貧困率】

相対的に貧困の状況にある 18 歳未満の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数

＝

国民生活基礎調査統計における 18 歳未満の者の総数

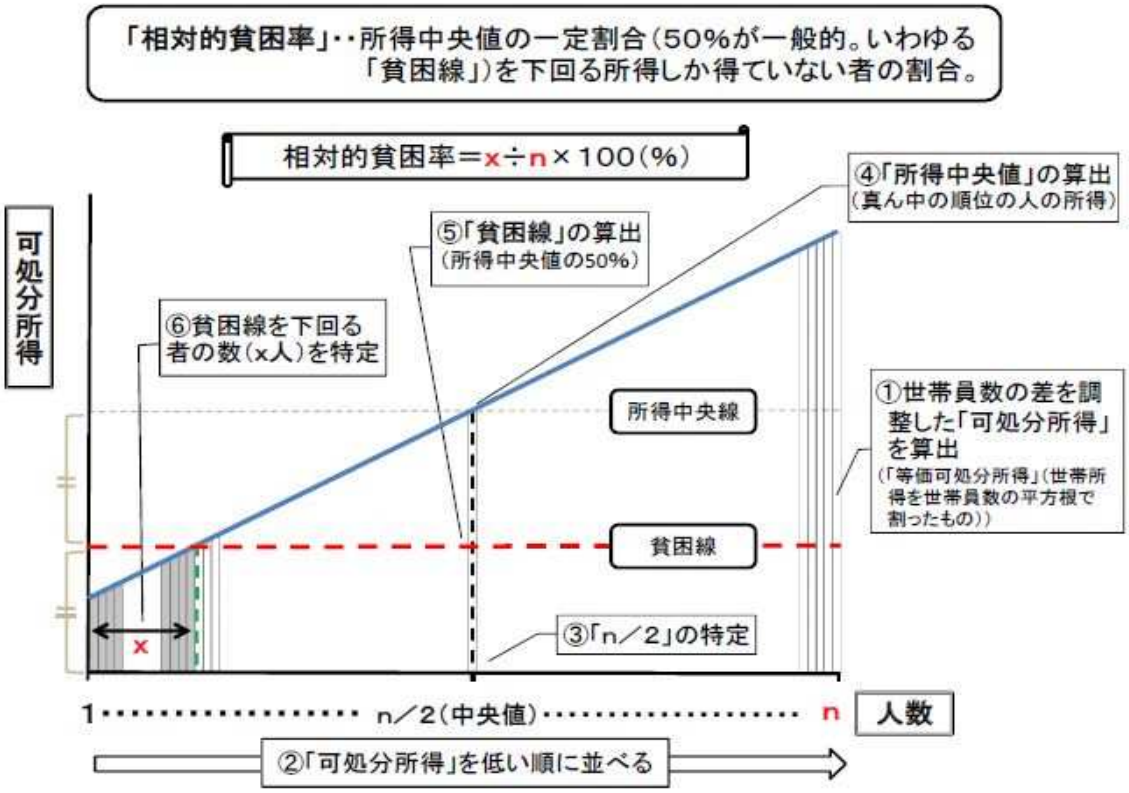


相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。　※「資産」の多寡については考慮していない。

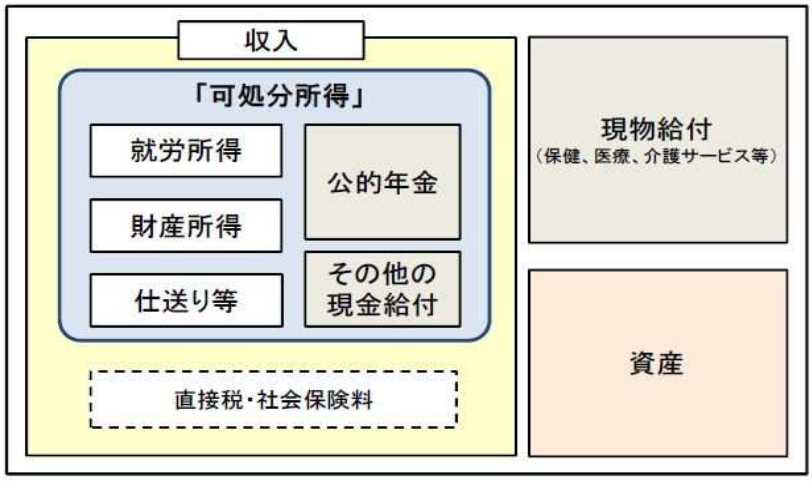

## 2　進学者数・進学率

中学校卒業者の高等学校等進学率は 98%を超えており、ほとんどの子どもは高等学校に進学します。

高等学校等卒業者の大学等進学率は約 60%、就職率は約 8%です。

一方、生活保護世帯の子どもや児童養護施設の子どもの高等学校等進学率は全体と比べると低く、また、就職率は高い割合となっています。

［神奈川県］ 中学校・高等学校等卒業者の進学率、就職率の推移　（　）内は全国の割合

| | | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中学校卒業者総数 | | 72,834 名 | 72,801 名 | 74,367 名 | 73,738 名 | 74,658 名 |
| | 高等学校等進学率 | 97.4%<br>(97.6%) | 97.2%<br>(97.7%) | 97.4%<br>(97.7%) | 97.7%<br>(97.8%) | 97.8%<br>(97.9%) |
| | 就職率 | 0.7%<br>(0.7%) | 0.6%<br>(0.7%) | 0.7%<br>(0.7%) | 0.6%<br>(0.7%) | 0.5%<br>(0.5%) |
| 高等学校等卒業者総数 | | 64,467 名 | 64,729 名 | 63,351 名 | 59,489 名 | 59,025 名 |
| | 大学等進学率 | 51.8%<br>(47.3%) | 54.0%<br>(49.3%) | 57.2%<br>(51.2%) | 60.3%<br>(52.8%) | 61.2%<br>(53.9%) |
| | 就職率 | 9.0%<br>(17.4%) | 9.5%<br>(18.0%) | 9.7%<br>(18.5%) | 9.9%<br>(19.0%) | 9.3%<br>(18.2%) |

| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中学校卒業者総数 | | 78,229 名 | 75,994 名 | 77,472 名 | 78,468 名 | 79,734 名 |
| | 高等学校等進学率 | 98.2%<br>(98.0%) | 98.4%<br>(98.2%) | 98.1%<br>(98.3%) | 98.2%<br>(98.4%) | 98.6%<br>(98.4%) |
| | 就職率 | 0.3%<br>(0.4%) | 0.3%<br>(0.4%) | 0.4%<br>(0.4%) | 0.3%<br>(0.4%) | 0.2%<br>(0.4%) |
| 高等学校等卒業者総数 | | 60,868 名 | 60,440 名 | 61,420 名 | 64,534 名 | 63,150 名 |
| | 大学等進学率 | 61.8%<br>(54.3%) | 60.8%<br>(53.9%) | 60.6%<br>(53.5%) | 60.2%<br>(53.2%) | 61.0%<br>(53.8%) |
| | 就職率 | 7.8%<br>(15.8%) | 7.5%<br>(16.3%) | 7.4%<br>(16.8%) | 7.7%<br>(17.0%) | 7.8%<br>(17.5%) |

※神奈川県学校基本調査、学校基本調査（文部科学省）より作成

※高等学校等卒業者のうち、大学等進学・就職以外の進路としては、専修学校や公共職業能力開発施設入学者、一時的な仕事に就いた者、死亡・不詳がある。

［神奈川県・全国］ 生活保護世帯・児童養護施設の子どもの進学率、就職率（平成 25 年）

| | | 中学校等を卒業した子ども | | 高等学校等を卒業した子ども | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 高等学校等進学率 | 就職率 | 大学等進学率 | 就職率 |
| 生活保護世帯の子ども | 神奈川県 | 92. 8% | 2. 4% | 44. 9% | 33. 4% |
| | 全国 | 90. 8% | 2. 5% | 32. 9% | 46. 1% |
| 児童養護施設等の子ども | 神奈川県 | 94.5% | 5.5% | 21.6% | 64.9% |
| | 全国 | 96.6% | 2.5% | 22.6% | 69.8% |

※平成 25 年 4 月 1 日現在
※神奈川県データについて、生活保護世帯の子どもは政令市・中核市を含みますが、児童養護施設等の子どもは、政令市・中核市を含んでいません。

（中学校等を卒業した子ども）

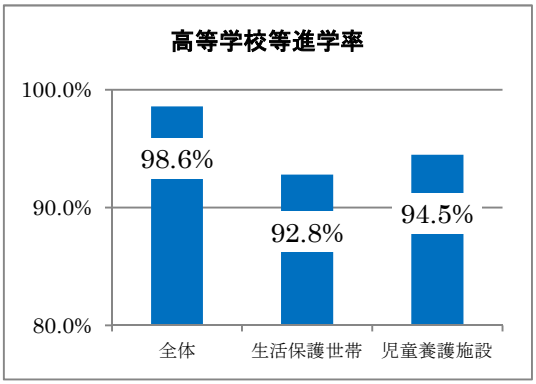


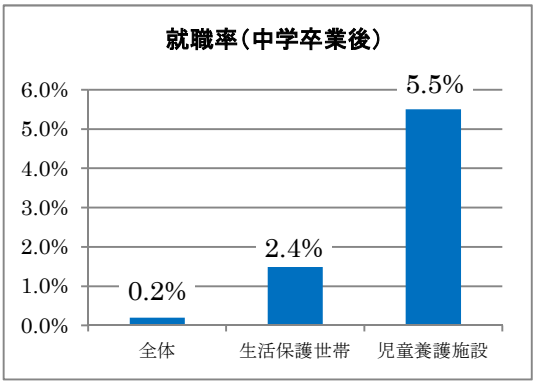


（高等学校等を卒業した子ども）

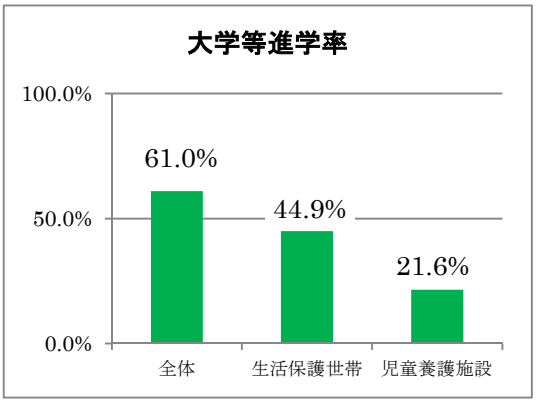


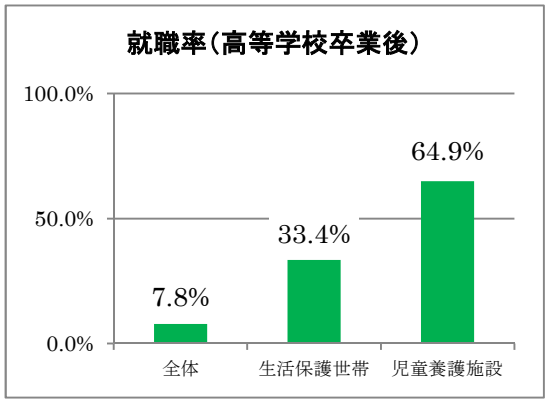

## 3　長期欠席児童・生徒数

小学校で 4,000 人以上、中学校で 8,000 人以上の児童・生徒が長期にわたって学校を欠席する状況となっています。経済的理由による長期欠席児童・生徒数は少ないものの、さまざまな理由から教育の機会を奪われることで、将来の就労や経済的自立の支障となり、貧困へとつながることが懸念されます。

［神奈川県］　理由別長期欠席児童・生徒数の推移　（　）内は全国の人数

**〇小学校**

| | | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 理由 | 病気 | 1,869 人<br>（26,502 人） | 1,898 人<br>（26,263 人） | 1,921 人<br>（26,267 人） | 1,832 人<br>（25,248 人） | 1,589 人<br>（21,984 人） |
| | 経済的理由 | 7 人<br>（62 人） | 7 人<br>（79 人） | 8 人<br>（88 人） | 7 人<br>（47 人） | 5 人<br>（61 人） |
| | 不登校 | 1,904 人<br>（23,318 人） | 1,865 人<br>（22,709 人） | 2,070 人<br>（23,825 人） | 2,171 人<br>23,927 人） | 2,065 人<br>（22,652 人） |
| | その他 | 759 人<br>（9,423 人） | 790 人<br>（10,002 人） | 836 人<br>（10,915 人） | 863 人<br>（11,014 人） | 828 人<br>（10,977 人） |
| 計 | | 4,539 人<br>（59,305 人） | 4,560 人<br>（59,053 人） | 4,835 人<br>（61,095 人） | 4,873 人<br>60,236 人） | 4,487 人<br>55,674 人） |

| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 理由 | 病気 | 1,394 人<br>（19,357 人） | 1,505 人<br>（19,611 人） | 1,538 人<br>（19,595 人） | 1,532 人<br>（20,335 人） | 1,339 人<br>（18,770 人） |
| | 経済的理由 | 9 人<br>（67 人） | 3 人<br>（43 人） | 19 人<br>（47 人） | 2 人<br>（34 人） | ー<br>（31 人） |
| | 不登校 | 2,160 人<br>（22,327 人） | 2,265 人<br>（22,463 人） | 2,170 人<br>（22,622 人） | 1,927 人<br>（21,243 人） | 2,198 人<br>（24,175 人） |
| | その他 | 882 人<br>（10,686 人） | 752 人<br>（10,477 人） | 996 人<br>（12,076 人） | 978 人<br>（12,340 人） | 1,033 人<br>（12,502 人） |
| 計 | | 4,445 人<br>（52,437 人） | 4,525 人<br>（52,594 人） | 4,723 人<br>（54,340 人） | 4,439 人<br>（53,952 人） | 4,570 人<br>（55,478 人） |

**○中学校**

| | | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 理由 | 病気 | 977 人<br>(18,474 人) | 1,074 人<br>(19,216 人) | 1,122 人<br>(21,309 人) | 1,200 人<br>(21,320 人) | 1,029 人<br>(19,420 人) |
| | 経済的理由 | 12 人<br>(191 人) | 11 人<br>(210 人) | 12 人<br>(193 人) | 24 人<br>(194 人) | 11 人<br>(146 人) |
| | 不登校 | 7,290 人<br>(100,040 人) | 7,617 人<br>(99,578 人) | 8,052 人<br>(102,957 人) | 8,216 人<br>(105,197 人) | 8,286 人<br>(103,985 人) |
| | その他 | 455 人<br>(8,953 人) | 538 人<br>(9,592 人) | 600 人<br>(11,013 人) | 509 人<br>(12,171 人) | 523 人<br>(12,253 人) |
| 計 | | 8,734 人<br>(127,658 人) | 9,240 人<br>(128,596 人) | 9,786 人<br>(135,472 人) | 9,949 人<br>(138,882 人) | 9,849 人<br>(135,804 人) |

| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 理由 | 病気 | 950 人<br>(17,274 人) | 997 人<br>(16,769 人) | 980 人<br>(16,861 人) | 1,060 人<br>(18,481 人) | 1,079 人<br>(18,169 人) |
| | 経済的理由 | 8 人<br>(137 人) | 9 人<br>(86 人) | 6 人<br>(72 人) | 5 人<br>(57 人) | 6 人<br>(55 人) |
| | 不登校 | 7,915 人<br>(99,923 人) | 7,810 人<br>(97,255 人) | 7,374 人<br>(94,637 人) | 6,883 人<br>(91,249 人) | 7,109 人<br>(95,181 人) |
| | その他 | 492 人<br>(10,876 人) | 484 人<br>(10,434 人) | 542 人<br>(10,483 人) | 646 人<br>(11,722 人) | 581 人<br>(11,649 人) |
| 計 | | 9,365 人<br>(128,210 人) | 9,300 人<br>(124,544 人) | 8,902 人<br>(122,053 人) | 8,594 人<br>(121,509 人) | 8,775 人<br>(125,454 人) |

※神奈川県学校基本調査、学校基本調査(文部科学省)より作成

## 4　児童相談所における児童虐待相談対応件数

児童相談所が相談を受けて対応した児童虐待の件数は年々増加し続けており、平成25 年度は、9,838 件で、この 4 年間で約 1.7 倍となっています。児童虐待は、主に身体的虐待、保護の怠慢ないし拒否、心理的虐待、性的虐待に分類されますが、近年の傾向としては、特に子どもの面前での配偶者間暴力（DV）による心理的虐待を理由とした警察からの通告による相談が増加しており、全体の 4 割以上を占めています。

子どもの安全を図る必要がある場合や保護者による適切な養護が受けられない場合は、子どもを児童養護施設等へ入所措置する場合があります。

［神奈川県］　児童虐待相談対応件数の推移（内容別）

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 身体的虐待 | 1,901 件 | 2,557 件 | 2,255 件 | 2,435 件 | 2,665 件 |
| 保護の怠慢<br>ないし拒否 | 2,057 件 | 2,437 件 | 2,212 件 | 2,286 件 | 2,459 件 |
| 心理的虐待 | 1,573 件 | 2,324 件 | 2,727 件 | 3,484 件 | 4,578 件 |
| 性的虐待 | 145 件 | 148 件 | 102 件 | 119 件 | 136 件 |
| 計 | 5,676 件 | 7,466 件 | 7,296 件 | 8,324 件 | 9,838 件 |

※県子ども家庭課調べ(政令市･中核市を含む)

［神奈川県・全国］　児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移

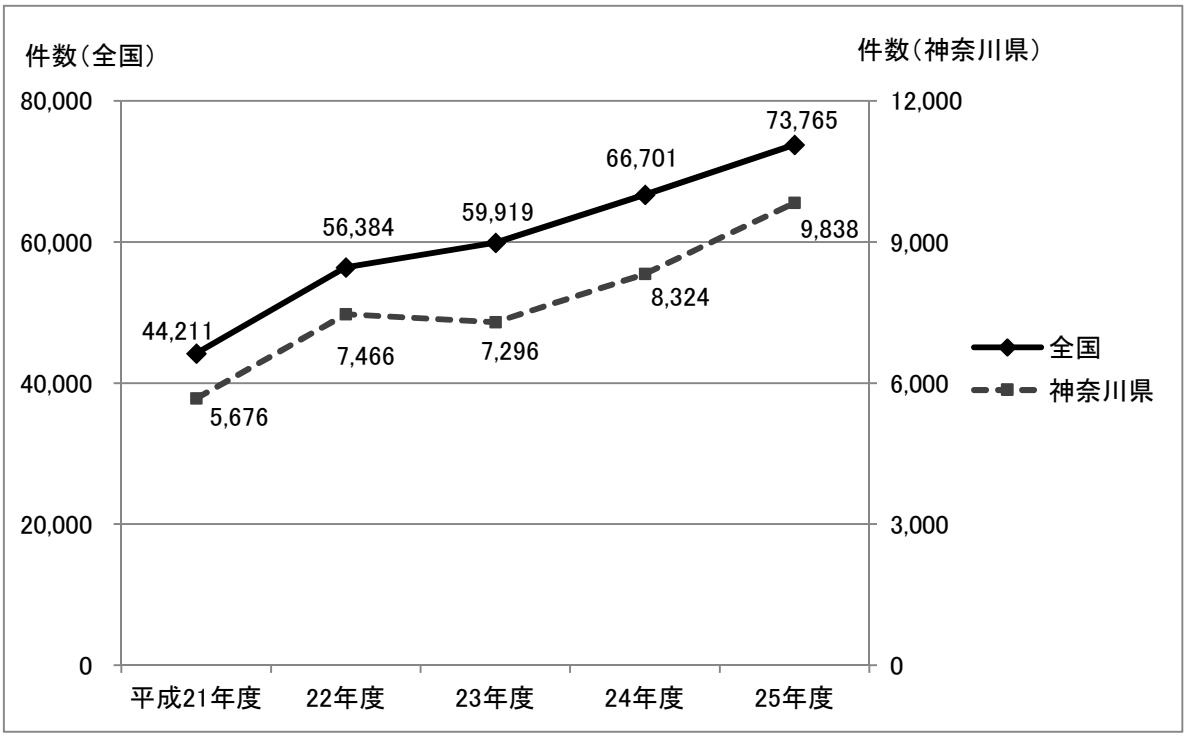


※「平成 25 年度　福祉行政報告例の概要」（平成 26 年 12 月 18 日　厚生労働省）より作成

## 5　児童のいる世帯における母の仕事の状況

児童のいる世帯における母の仕事の有無は、「仕事あり」は 63%となっており、末子の年齢が高くなるにしたがって「非正規」の職に就く割合が高くなる傾向にあります。

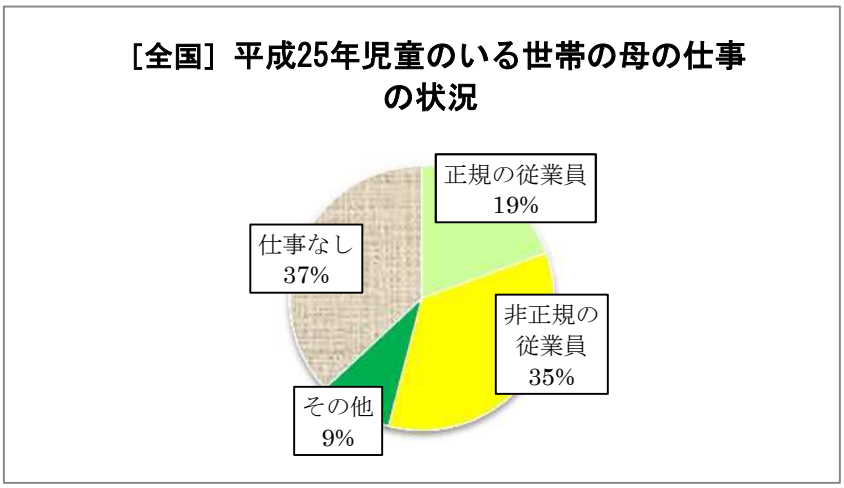


※平成 25 年国民生活基礎調査より作成

※「児童」とは、18 歳未満の未婚の者をいう

［全国］　末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況

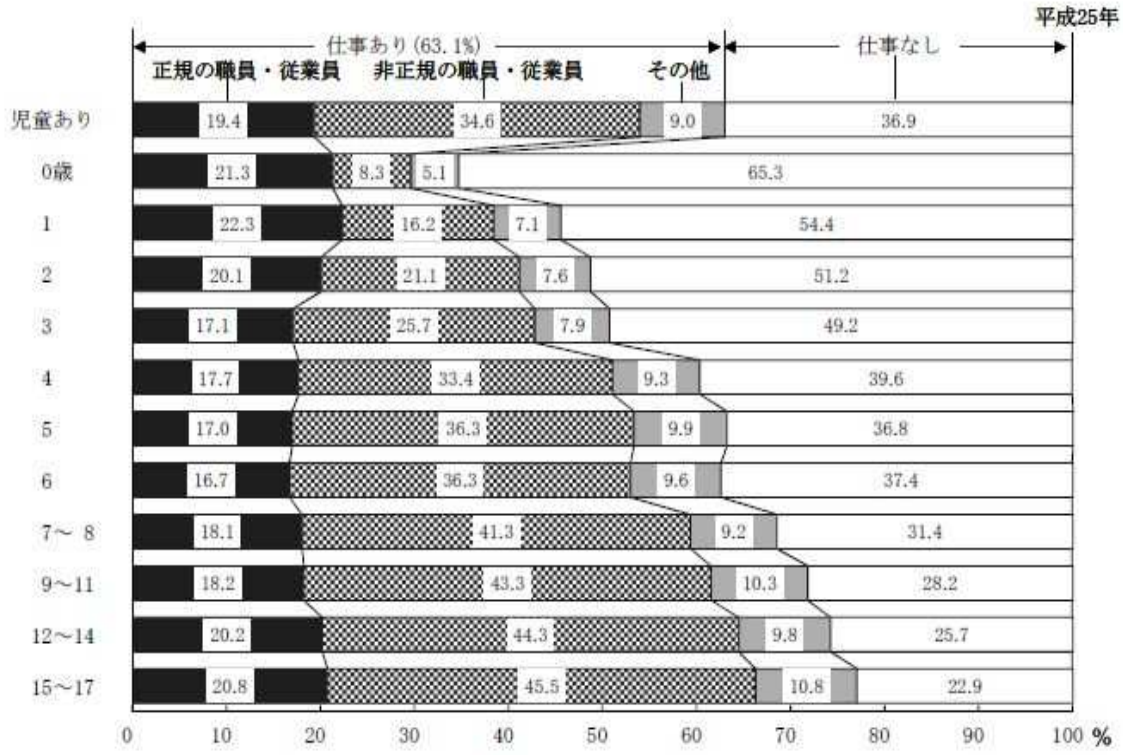


※平成 25 年国民生活基礎調査より作成

注:1)その他には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

2)「仕事不詳」を含まない。

［全国］ 雇用形態、性、年齢階級別賃金及び雇用形態間賃金格差

| | 男性 | | | 女性 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 正社員・正職員 <千円> | 正社員・正職員以外 <千円> | | 正社員・正職員 <千円> | | 正社員・正職員以外 <千円> | |
| 20～24 歳 | 205.0 | 172.3 | (84) | 196.2 | (96) | 164.9 | (80) |
| 25～29 歳 | 242.4 | 196.1 | (81) | 223.0 | (92) | 179.2 | (74) |
| 30～34 歳 | 281.9 | 213.0 | (76) | 243.2 | (86) | 183.4 | (65) |
| 35～39 歳 | 321.5 | 222.4 | (69) | 262.8 | (82) | 181.2 | (56) |
| 40～44 歳 | 365.5 | 226.3 | (62) | 272.3 | (75) | 177.7 | (49) |
| 45～49 歳 | 409.5 | 224.3 | (55) | 286.7 | (70) | 174.7 | (43) |
| 50～54 歳 | 431.8 | 229.0 | (53) | 285.2 | (66) | 173.5 | (40) |
| 55～59 歳 | 412.4 | 225.4 | (55) | 279.4 | (68) | 165.5 | (40) |
| 60～64 歳 | 318.0 | 234.5 | (74) | 248.3 | (78) | 167.9 | (53) |
| 65～69 歳 | 313.4 | 207.1 | (66) | 248.0 | (79) | 159.9 | (51) |
| 年齢計 | 340.4 | 216.9 | (64) | 251.8 | (74) | 173.9 | (51) |
| 平均年齢 | 42.2 歳 | 47.4 歳 | | 39.4 歳 | | 43.5 歳 | |
| 勤続年数 | 14.0 年 | 8.0 年 | | 10.1 年 | | 6.3 年 | |

※「平成 25 年賃金構造基本統計調査(全国)」より作成
注:(　)内は、男性正社員・正職員を 100 とした場合の数値

## 6　児童のいる世帯と母子世帯の１世帯あたり平均稼働所得等

児童のいる世帯の平均稼働所得は 603 万円ですが、母子世帯はその約３割（179 万円）程度です。

また、学習費は、世帯の年間収入の多寡に比例している傾向があります。

[全国] 平均稼働所得・貯蓄・借入金の状況（平成 25 年）

| | 稼働所得 | 貯蓄の有無等 | | 借入金の有無等 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 全世帯 | 396.7 万円 | 有（平均） | 79.5% 1047.0 万円 | 有（平均） | 30.1% 438.7 万円 |
| | | 無 | 16.0% | 無 | 61.4% |
| 児童のいる世帯 | 603.0 万円 | 有（平均） | 81.0% 706.7 万円 | 有（平均） | 51.7% 881.9 万円 |
| | | 無 | 15.3% | 無 | 42.9% |
| 母子世帯 | 179.0 万円 | 有（平均） | 60.6% 263.8 万円 | 有（平均） | 23.8% 100 万円 |
| | | 無 | 36.5% | 無 | 71.0% |

※「平成 25 年国民生活基礎調査の概要」より作成

※不詳は表示していないため、合計が 100%になりません

※「児童」　:18 歳未満の未婚の者

※「母子世帯」:死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

## [全国] 平均年収別の学習費支出の状況

| | | 平均年収 （平成 20 年度調査） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 400 万円未満 | 400 万円～599 万円 | 600 万円～799 万円 | 800 万円以上 |
| 公立幼稚園 | 構成比 | 29.8% | 41.1% | 17.9% | 11.3% |
| | 平均額 | 199 千円 | 228 千円 | 261 千円 | 278 千円以上 |
| 公立小学校 | 構成比 | 18.8% | 29.1% | 26.2% | 25.9% |
| | 平均額 | 231 千円 | 277 千円 | 315 千円 | 368 千円以上 |
| 公立中学校 | 構成比 | 15.5% | 22.5% | 24.1% | 37.9% |
| | 平均額 | 368 千円 | 445 千円 | 467 千円 | 542 千円以上 |
| 公立高等学校 | 構成比 | 16.7% | 25.4% | 24.4% | 33.5% |
| | 平均額 | 481 千円 | 469 千円 | 514 千円 | 569 千円以上 |

※「子供の学習費調査」（平成20 年度）」より作成

| | | 平均年収 （平成 24 年調査） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 400 万円未満 | 400 万円～599 万円 | 600 万円～799 万円 | 800 万円以上 |
| 公立幼稚園 | 構成比 | 30.2% | 38.8% | 21.2% | 9.8% |
| | 平均額 | 208 千円 | 231 千円 | 242 千円 | 289 千円以上 |
| 公立小学校 | 構成比 | 20.4% | 30.8% | 24.8% | 24% |
| | 平均額 | 233 千円 | 266 千円 | 325 千円 | 361 千円以上 |
| 公立中学校 | 構成比 | 17.9% | 28.7% | 25.6% | 27.7% |
| | 平均額 | 363 千円 | 419 千円 | 456 千円 | 517 千円以上 |
| 公立高等学校 | 構成比 | 21.6% | 26.1% | 26.8% | 25.4% |
| | 平均額 | 327 千円 | 357 千円 | 388 千円 | 441 千円以上 |

※「子供の学習費調査」（平成24年度）」より作成

## 7　ひとり親世帯数

平成 22 年の国勢調査によると、本県の母子世帯は 44,412 世帯で、一般世帯 3,830,111 世帯の 1.2%となっており、平成 17 年調査に比べ 1,701 世帯（4.0%）増加しています。また、父子世帯は 6,547 世帯で、一般世帯の 0.2%となっており、17 年調査と比べ 282 世帯（4.5%）増加しています。

母が就業者である母子世帯は 34,093 世帯で、母子世帯（44,412 世帯）の 76.8%を占めており、大多数の母親は就業していますが、5 ページにあるとおり、ひとり親世帯はその半数以上が相対的貧困の状態にあります。

[神奈川県]　母子世帯と父子世帯の状況

| 区分 | | | 平成 17 年(A) | 平成 22 年(B) | 増減 (B-A)/A*100 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般世帯 | | | 3,549,710 | 3,830,111 | 7.9% |
| 母子世帯 | 総数 | | 42,711 | 44,412 | 4.0% |
| | (対一般世帯構成比) | | (1.2%) | (1.2%) | |
| | 配偶関係 | 未婚 | ― | 5,114 | ― |
| | | 死別 | 4,178 | 3,795 | △9.2% |
| | | 離別 | 34,948 | 35,503 | 1.6% |
| 父子世帯 | 総数 | | 6,265 | 6,547 | 4.5% |
| | (対一般世帯構成比) | | (0.2%) | (0.2%) | |
| | 配偶関係 | 未婚 | ― | 324 | ― |
| | | 死別 | 1,501 | 1,339 | △10.8% |
| | | 離別 | 4,586 | 4,884 | 6.5% |

※平成 22 年国勢調査産業等基本集計結果(神奈川県の概要)[県統計センター]より作成
※平成 17 年調査では、配偶関係「未婚」の数は公表されていないため「-」としている。
※「一般世帯」:学生寮や老人ホーム等の「施設等の世帯」以外の一般世帯
※「母子世帯」:死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と 20 歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯
※「父子世帯」:死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない 65 歳未満の男(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と 20 歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯

## 8　ひとり親世帯数の将来推計

国の人口推計によると、ひとり親と子から成る世帯の今後の増加率は、本県は東京に次いで２番目に高く、2010 年からの 10 年間で２割以上増加すると予想されています。

**都道府県別　ひとり親と子から成る世帯の推計**

| 都道府県 | 世　帯　数　（1,000 世帯） | | | 増加率（%）<br>(B−A)/A*100 |
|---|---|---|---|---|
| | 2010 年 (A) | 2015 年 | 2020 年 (B) | 2010 年<br>↓<br>2020 年 |
| 全　国 | 4535 | 4982 | 5338 | 17.7 |
| 北海道 | 224 | 240 | 250 | 11.6 |
| 青森県 | 57 | 60 | 61 | 7.0 |
| 岩手県 | 47 | 50 | 52 | 10.6 |
| 宮城県 | 80 | 88 | 95 | 18.8 |
| 秋田県 | 38 | 39 | 39 | 2.6 |
| 山形県 | 33 | 36 | 37 | 12.1 |
| 福島県 | 69 | 73 | 77 | 11.6 |
| 茨城県 | 97 | 106 | 112 | 15.5 |
| 栃木県 | 65 | 71 | 76 | 16.9 |
| 群馬県 | 67 | 73 | 77 | 14.9 |
| 埼玉県 | 247 | 277 | 303 | 22.7 |
| 千葉県 | 206 | 230 | 251 | 21.8 |
| 東京都 | 484 | 552 | 615 | 27.1 |
| **神奈川県** | **312** | **355** | **393** | **26.0** |
| 新潟県 | 75 | 80 | 84 | 12.0 |
| 富山県 | 32 | 35 | 37 | 15.6 |
| 石川県 | 35 | 39 | 41 | 17.1 |
| 福井県 | 22 | 24 | 25 | 13.6 |
| 山梨県 | 30 | 32 | 34 | 13.3 |
| 長野県 | 67 | 72 | 76 | 13.4 |
| 岐阜県 | 59 | 64 | 68 | 15.3 |
| 静岡県 | 120 | 130 | 139 | 15.8 |
| 愛知県 | 229 | 258 | 283 | 23.6 |
| 三重県 | 57 | 62 | 65 | 14.0 |
| 滋賀県 | 39 | 44 | 48 | 23.1 |
| 京都府 | 96 | 106 | 114 | 18.8 |
| 大阪府 | 366 | 404 | 433 | 18.3 |
| 兵庫県 | 204 | 224 | 238 | 16.7 |
| 奈良県 | 48 | 52 | 54 | 12.5 |
| 和歌山県 | 38 | 40 | 41 | 7.9 |
| 鳥取県 | 21 | 22 | 23 | 9.5 |
| 島根県 | 23 | 24 | 25 | 8.7 |
| 岡山県 | 63 | 69 | 73 | 15.9 |
| 広島県 | 99 | 108 | 114 | 15.2 |
| 山口県 | 54 | 57 | 59 | 9.3 |
| 徳島県 | 28 | 29 | 30 | 7.1 |
| 香川県 | 34 | 37 | 38 | 11.8 |
| 愛媛県 | 57 | 60 | 62 | 8.8 |
| 高知県 | 34 | 35 | 36 | 5.9 |
| 福岡県 | 202 | 221 | 236 | 16.8 |
| 佐賀県 | 29 | 32 | 33 | 13.8 |
| 長崎県 | 58 | 61 | 62 | 6.9 |
| 熊本県 | 66 | 70 | 74 | 12.1 |
| 大分県 | 42 | 45 | 47 | 11.9 |
| 宮崎県 | 45 | 48 | 50 | 11.1 |
| 鹿児島県 | 69 | 74 | 76 | 10.1 |
| 沖縄県 | 67 | 75 | 82 | 22.4 |

注）四捨五入のため合計は必ずしも一致しない
※「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）2014 年 4 月推計」より
※この表の「ひとり親世帯」には、子どもが 20 歳以上の世帯を含みます。

## 9　生活保護世帯における子どもの数

生活保護を受給している世帯の子どもは、平成 24 年度は 22,129 人で、年々増加傾向にあります。

［神奈川県］　被保護実人員の状況

| | | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保護率 | 神奈川県 | 1.20% | 1.22% | 1.29% | 1.47% |
| | 全国 | 1.20% | 1.23% | 1.29% | 1.47% |
| 実人数（県） | | 103,049 人 | 104,445 人 | 106,540 人 | 116,940 人 |
| 年齢別 | 0 ～ 5 歳 | 3,569 人 | 3,479 人 | 3,366 人 | 3,664 人 |
| | 6 ～11 歳 | 6,524 人 | 6,519 人 | 6,404 人 | 6,669 人 |
| | 12～14 歳 | 3,750 人 | 3,840 人 | 3,889 人 | 4,207 人 |
| | 15～17 歳 | 3,271 人 | 3,362 人 | 3,516 人 | 3,851 人 |
| | 合　計 | 17,114 人 | 17,200 人 | 17,175 人 | 18,391 人 |

| | | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 保護率 | 神奈川県 | 1.60% | 1.66% | 1.71% |
| | 全国 | 1.59% | 1.65% | 1.70% |
| 実人数（県） | | 132,788 人 | 144,103 人 | 150,007 人 |
| 年齢別 | 0 ～ 5 歳 | 4,275 人 | 4,424 人 | 4,428 人 |
| | 6 ～11 歳 | 7,332 人 | 7,663 人 | 7,690 人 |
| | 12～14 歳 | 4,612 人 | 4,946 人 | 4,879 人 |
| | 15～17 歳 | 4,574 人 | 4,920 人 | 5,132 人 |
| | 合　計 | 20,793 人 | 21,953 人 | 22,129 人 |

※「神奈川県の生活保護」より作成（保護率は年度末の割合。実人数（県）は、平成 21,22 年度は 7 月 1 日時点、平成 23、24 年度は 7 月 31 日現在の人数）

※保護率は、当月の被保護実人員を同月の総務省「人口推計（概算値）」で除した割合

生活保護世帯における母子世帯の数も年々増加しています。ただし、母子世帯は就労率が最も高く、５割以上は就労しています。

［神奈川県］　生活保護世帯である母子世帯の状況

| | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 |
|---|---|---|---|---|
| 生活保護世帯である母子世帯数 | 7,113 世帯 | 7,264 世帯 | 7,300 世帯 | 7,769 世帯 |
| うち、就労世帯数（就労率） | 3,981 世帯（56.0%） | 4,088 世帯（56.3%） | 4,088 世帯（56.0%） | 4,007 世帯（51.6%） |

| | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|---|---|---|---|
| 生活保護世帯である母子世帯数 | 8,567 世帯 | 8,993 世帯 | 9,106 世帯 |
| うち、就労世帯数（就労率） | 4,317 世帯（50.4%） | 4,526 世帯（50.3%） | 4,765 世帯（52.3%） |

※「神奈川県の生活保護」より作成

# 第３章　子どもの貧困に関する指標と改善に向けた施策の方向性

第2章

## 現　　状

**神奈川の“子ども”の将来動向は・・・**

・合計特殊出生率は全国平均以下
・晩婚化の傾向は全国以上に進展

**子どもの貧困をめぐる『現状』は・・・**

**①進学者数・進学率**
・高校等進学率は全体では98%を超えているが、生活保護世帯の子は92.8%、児童養護施設の子は96.6%(全国)

**②長期欠席児童・生徒数**
・小学校で4,000人以上、中学校で8,000人以上が長期欠席

**③児童相談所における児童虐待相談対応件数**
・年間約1万件で、この4年間で約1.7倍

**④児童のいる世帯における母の仕事の状況**
・児童の居る世帯の母は6割以上が有職

**⑤母子世帯の1世帯あたり平均稼動所得等**
・母子世帯の所得は、子どものいる世帯平均の約3割
・教育費は世帯の年間収入に応じて増減

**⑥ひとり親世帯数**
・母子世帯は約44,000世帯(全世帯の1.2%)、父子世帯は約7,000世帯(0.2%)で、人口の伸びを上回る増加率

**⑦ひとり親世帯数の将来推計**
・ひとり親世帯は2010年からの10年間で2割以上増加と推計

**⑧生活保護世帯における子どもの数**
・生活保護を受けている子どもは約22,000人で、全国と同様に年々増加傾向

第2章

## 課　　題

**年少人口の減少**が懸念
**→社会全体で大切に育てなければ！**

**子どもの貧困をめぐる『課題』は・・・**

① **生活保護世帯や児童養護施設**の子どもの**進学率が低い**

② 長期欠席で教育の機会を奪われることで、**将来の就労や自立に支障**

③ 保護者による適切な養護が受けられない場合は児童養護施設等での養育

④ 母親が就労している割合は高いが、「非正規」の割合が高く、**就労が不安定**

⑤ 特に**母子世帯で生活が困窮**している世帯が多い

⑥ **ひとり親世帯が増加**する傾向

⑦ 特に本県のような**都市部で大幅増加**の見込み

⑧ 生活保護世帯の児童が増加しており**子どもの貧困が拡大**

**読み取れることは・・・**

**将来へのあきらめ・・**

■ロールモデルや親の支援の欠如により、学びの習慣がない

■家計が苦しく、進学など将来への希望が持てない

第1章

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律

（平成26年１月17日施行）

・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、（中略）子どもの貧困対策を総合的に推進する

・都道府県は、国が定める大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める

## 子供の貧困対策に関する大綱

（平成26年８月29日閣議決定）

**【基本方針】**
「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成」「第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない施策の実施に配慮」など10の基本方針

**【当面の重点施策】**
①教育の支援　②生活の支援
③保護者に対する就労の支援　④経済的支援

第3章

## ねらい・基本方向

子どもの貧困対策の『ねらい』は・・・

**子どもたちが、自分の将来に**
**希望を持てる社会へ！**

■そのために必要な環境整備と教育の機会均等を図る

■特に、生活困窮の懸念が高い
**母子世帯への支援**に重点

そのための『基本方向』は・・・

**『教育』**の機会が重要

貧困の連鎖を防ぐためには、世帯の所得の状況にかかわらず、教育を受ける機会が保障されることが第一に重要

**『生活』**の安定が重要

教育が身に付くためには、経済面だけでなく、身体的・精神的に安定した生活を送れることが重要

**『親の就労』**の確保が重要

生活の安定のためには、親の就労状況が安定していることが重要

**『経済基盤』**が重要

親の就労だけで不十分な場合は、公的な支援も活用して最低限の経済基盤を維持することが重要

※この基本方向は、大綱の「当面の重点施策」とも合致

第3章

## 指　　標

基本方向に沿って、本県の子どもの貧困の状況に関する19の『指標』を定める
（国の大綱は25の指標）

■**生活保護世帯**に属する子どもの進学率・中退率・就職率

■**児童養護施設**の子どもの進学率・就職率

■**スクールソーシャルワーカー**の配置人数・配置率

■**母子父子自立支援員**相談受付件数

■**高等学校奨学金**の貸与を認められた者の割合と貸付件数

■**母子寡婦福祉資金**の貸与を認められた者の割合と貸付件数

■**児童扶養手当**の受給資格者数と児童数

第3章、4章

## 主　要　施　策

『指標』の改善に向け、4つの『主要施策』を定める
その主要施策ごとに、具体的な取組みを位置づける

1. 教育の支援
2. 生活の支援
3. 保護者に対する就労の支援
4. 経済的支援

～ねがいは～

■すべての子どもたちが、生まれ育った環境によらず『自分の将来に希望を持てる神奈川』へ

■そして、貧困が世代を超えて連鎖することのないように

## 1　ねらいと基本方向

### (1) ねらい

第２章で示したとおり、生活保護世帯の子どもや児童養護施設に入所する子どもたちは、その生まれ育った環境によって将来の選択肢が限定されている実態が見受けられます。

子どもがいる現役世帯の貧困率は約 15%ですが、このうち、ひとり親の世帯の貧困率は 50%を超えています。そして、親が就労していても経済的に苦しい傾向にあることがうかがえます。

また、子どもが小さいうちは特に、育児等の都合から、母親は非正規労働に就くことが多く、就労が不安定な状況にあります。さらに、正規・非正規にかかわらず、女性は男性と比べ賃金の額が低く、平均的な収入は男性の収入を下回ります。このことから、ひとり親世帯の中でも特に母子世帯の生活が厳しい状況にあります。

こうしたことを背景として、貧困の状態にある子どもたちが、ロールモデルや親の支援の欠如により、学びの習慣がうまく獲得できなかったり、家計が苦しく、進学など将来への希望が持てなかったりすることで、「将来への『あきらめ』」の気持ちを持ってしまうことが懸念されます。

子どもの貧困対策のねらいは、こうした厳しい状況に置かれた子どもたちも、自分の将来に希望を持てる社会を実現していくことです。そのために必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、特に、生活困窮の懸念が高い母子世帯への支援に重点を置いて取組みを進めます。

### (2) 基本方向

子どもが将来にわたって貧困から脱するためには、世帯の所得の状況にかかわらず、教育を受ける機会が保障され、自分の将来を自分で選択できるようにすることが第一に重要です。このため、教育の機会の保障を第一の基本方向とします。

子どもたちが学習に集中し、教育が身に付くためには、毎日の生活を、経済面だけでなく、身体的・精神的にも安定して送れることが重要です。このため、生活の安定を第二の基本方向とします。

安定した生活を送るためには、基本的な家計収入という点で、親の就労状況が安定していることが重要です。このため、親の就労の確保を第三の基本方向とします。

そして、親の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、公的な支援も活用して、最低限の経済基盤が保たれることが重要です。このため、経済基盤の維持を第四の基本方向とします。

この４つの基本方向は、国の大綱の「当面の重点施策」とも合致しており、この基本方向に沿って、生活保護世帯の子どもや児童養護施設に入所する子ども、母子世帯の子ども、その他生活困窮の子どもの貧困の状況に関する「指標」と、その改善に向けた「主要施策」を定めます。

## 2　子どもの貧困に関する指標

「子どもの貧困」は、親の稼働所得による推計値である「子どもの貧困率」だけでなく、多面的にとらえる努力が必要です。

国の大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために 25 の指標を掲げています。本計画においても、国との比較を含め、本県の子どもの貧困の状況を把握し、施策の効果等を検証・評価するために指標を設定することとします。

ただし、国の指標の中には、都道府県ごとのデータがないものもあり、また、それ以外にも本県の子ども貧困の状態を測る独自の指標があると考えられます。そこで、本計画では、第２章で整理した特に支援が必要と考えられる生活保護世帯の子ども、児童養護施設の子ども、ひとり親世帯の子どもに関する指標と、子どもの貧困対策において第一に必要と考える「学びの機会の確保」に関する指標を設定します。

『指標』とは･･･

物事を判断したり、評価したりするための目印

※　例えば、進学に必要な貸付件数が増加すれば、一義的には支援が必要な子どもの数が増えている、ということになり、決して望ましい状況とは言えませんが、一方で、支援の充足率が上がったと捉えられる場合もあります。このため、一つひとつの指標を単体で見るのではなく、全体として指標の変化を検証・評価し、施策の見直しにつなげます。

### (1) 生活保護世帯の子どもに関する指標［A 群 5 指標］

生活保護制度は、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための制度ですが、こうした支援を必要とする世帯の子どもについて、進学や就職の状況を確認します。

⇒生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率など、5つの指標を設定

### (2) 児童養護施設の子どもに関する指標［B 群 4 指標］

児童養護施設には、さまざまな事情により家庭で生活することができない子どもが措置されています。また、平成 26 年 2 月の国の調査では、入所児童の半数以上が親などから虐待を受けた経験のあることが国の調査から明らかとなっています。

こうした、公的な支援（＝社会的養護）が必要な子どもについて、生活保護世帯の子どもと同様に、進学や就職の状況を確認します。

⇒児童養護施設の子どもの進学率（中学卒業後）など、4つの指標を設定

### (3) ひとり親世帯の子どもに関する指標［C 群 5 指標］

ひとり親世帯（特に母子世帯）は、半数を超える世帯が生活困窮の状況にあることが明らかとなっています。しかし、生活保護世帯の子どもや児童養護施設の子どもと比べて、公的な支援が届きにくく、また実態が見えづらい状況にあります。

この計画の中でも、特に母子世帯の子どもに対する支援が必要だとしており、ひとり親世帯向けの給付事業である児童扶養手当の支給状況や相談事業の実施状況等を確認します。（なお、ひとり親世帯の子どもの進学率等は、都道府県別のデータがありません。）

⇒児童扶養手当の受給資格者数と児童数など、5つの指標を設定（※一部 D 群と重複あり）

### (4) 学びの機会の確保に関する指標［D 群 6 指標］

現在、社会福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーや臨床心理に関して専門的知識を有するスクールカウンセラーを公立学校等へ派遣するなど、教育相談の充実を図っており、それらの配置の状況を確認します。

また、経済的な問題がある場合、子どもが就学機会を失う可能性があります。そこで、特に、大多数の子どもが進学する高等学校の進学に関する奨学金の貸与の状況やひとり親世帯向けの進学にかかる貸付の状況を確認します。

**⇒スクールソーシャルワーカー配置人数や母子父子寡婦福祉資金（修学資金）の貸付件数など、6つの指標を設定**（※一部 C 群と重複あり）

本計画では、計画の実効性を担保するしくみとして、子どもの貧困に関する「指標」を設定し、その数値の変化を確認することで、子どもの貧困の状況を把握し、取組みの検証・評価を行うこととしました。

この「指標」と同様に計画に数値を設定するものとして「目標」があります。施策の効果が端的に課題の改善に反映する場合は、数値目標を設定し、それを達成するよう計画的に施策に取り組むことが効果的です。

しかし、子どもの貧困の要因は様々で、そこから生じている課題も教育機会の確保や生活の安定、保護者の就労など多岐に渡り、それぞれが複雑に絡み合っており、端的な数値目標を設定することは困難だと考えます。

このため、本計画では、目標に代わって 19 の指標を設定しました。

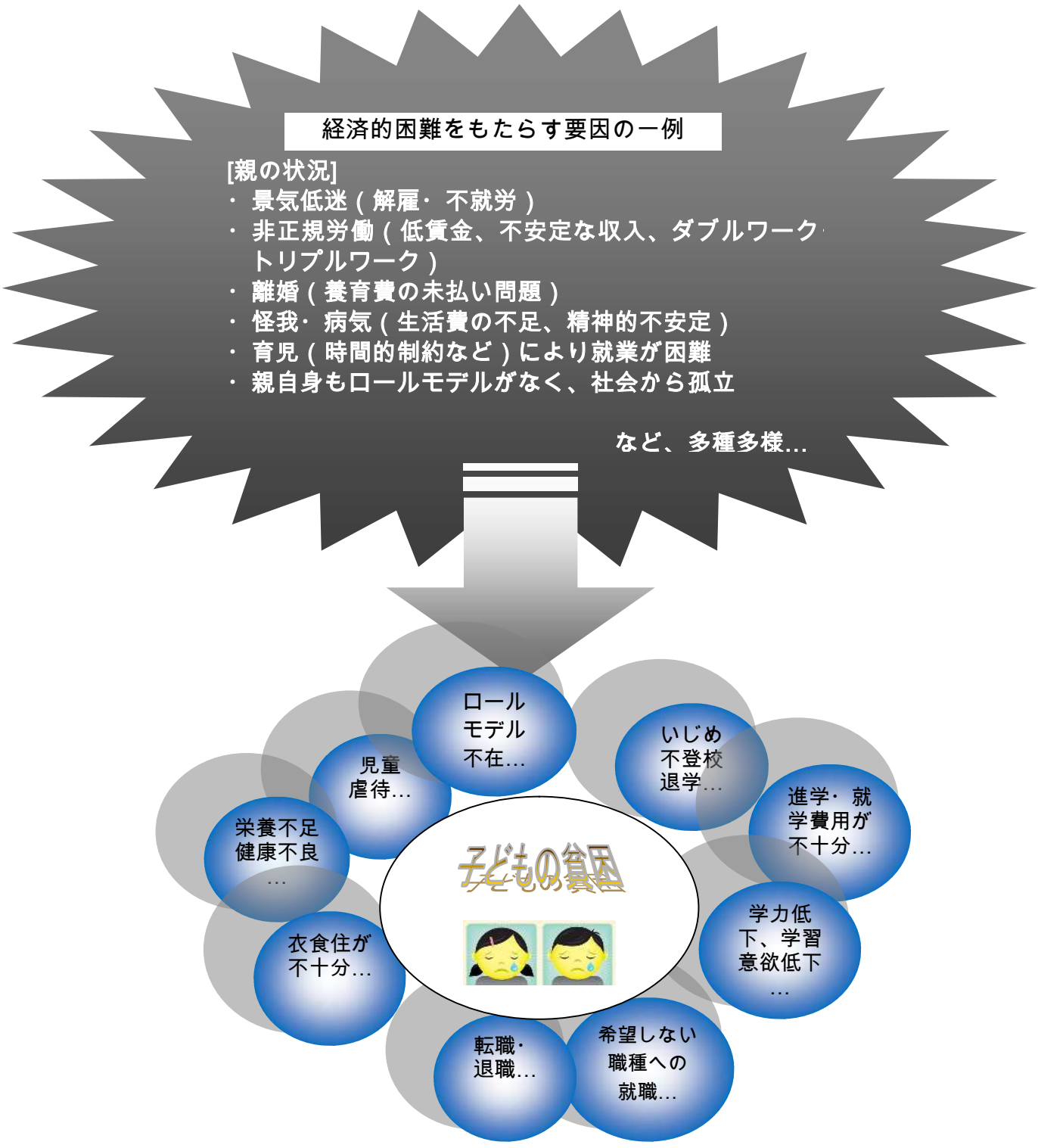
経済的困難をもたらす要因の一例
[親の状況]
・景気低迷（解雇・不就労）
・非正規労働（低賃金、不安定な収入、ダブルワーク、トリプルワーク）
・離婚（養育費の未払い問題）
・怪我・病気（生活費の不足、精神的不安定）
・育児（時間的制約など）により就業が困難
・親自身もロールモデルがなく、社会から孤立
など、多種多様…
子どもの貧困
ロールモデル不在…
児童虐待…
栄養不足健康不良…
衣食住が不十分…
転職・退職…
希望しない職種への就職…
学力低下、学習意欲低下…
進学・就学費用が不十分…
いじめ不登校退学…

## 神奈川県　子どもの貧困に関する１９の指標

１から９および 14 から 16 は、国の大綱と同じ指標です。10 から 12 及び 17 から 19 は県独自の指標で、全国のデータはありません。

A 群：生活保護世帯の子どもに関するもの　　C 群：ひとり親世帯の子どもに関するもの
B 群：児童養護施設の子どもに関するもの　　D 群：学びの機会の確保に関するもの

| No. | 区分 | 指標 | 神奈川県 | 全国 | 備考（ ）は全国 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | A 群 | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 | 92.8% | 90.8% | 全日制 57.26% （67.6%）<br>定時制 20.03% （11.5%）<br>通信制 8.35% （5.1%）<br>中等教育学校後期課程 0.16%(0.1%)<br>特別支援学校高等部 5..57%（4.9%）<br>高等専門学校 0.60%（0.7%）<br>専修学校の高等課程 0.82%（0.9%）<br>［平成 25 年 4 月 1 日現在］ |
| 2 | | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 | 3.3% | 5.3% | ［平成 25 年度現在］ |
| 3 | | 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 | 44.9% | 32.9% | 大学等 31.3%（19.2%）<br>専修学校等 13.6%（13.7%）<br>［平成 25 年 4 月 1 日現在］ |
| 4 | | 生活保護世帯に属する子どもの就職率（中学校卒業後） | 2.4% | 2.5% | ［平成 25 年 4 月 1 日現在］ |
| 5 | | 生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校卒業後） | 33.4% | 46.1% | ［平成 25 年 4 月 1 日現在］ |
| 6 | B 群 | 児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後） | 94.5% | 96.6% | 高等学校等 90.9 %（94.8%）<br>専修学校等 3.6 % （1.8%）<br>［平成 25 年 5 月 1 日現在］ |
| 7 | | 児童養護施設の子どもの就職率（中学校卒業後） | 5.5% | 2.1% | ［平成 25 年 5 月 1 日現在］ |
| 8 | | 児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後） | 21.6% | 22.6% | 大学等 18.9%（12.3%）<br>専修学校等 2.7%（10.3%）<br>［平成 25 年 5 月 1 日現在］ |
| 9 | | 児童養護施設の子どもの就職率（高等学校卒業後） | 64.9% | 69.8% | ［平成 25 年 5 月 1 日現在］ |
| 10 | C 群 | 母子父子自立支援員相談受付件数（児童（教育等）） | 1,241 件 | ― | ［平成 25 年度］ |
| 11 | | 母子父子自立支援員相談受付件数（生活一般（就労等）） | 4,500 件 | ― | ［平成 25 年度］ |
| 12 | | 母子父子自立支援員相談受付件数（生活援護（福祉資金等）） | 8,673 件 | ― | ［平成 25 年度］ |
| 13 | | 児童扶養手当の受給資格者数と児童数 | 受給資格者<br>58,679<br>児童数<br>83,542 | ― | ［平成 25 年度］ |
| 14 | D 群 | スクールソーシャルワーカーの配置人数 | 36 人 | 1,008 人 | ［県：平成 26 年度、 国：平成 25 年度］ |
| 15 | | スクールカウンセラーの配置率（小学校） | 78.6% | 37.6% | ［県：平成 26 年度、 国：平成 24 年度］ |
| 16 | | スクールカウンセラーの配置率（中学校） | 100.0% | 82.4% | ［県：平成 26 年度、 国：平成 24 年度］ |
| 17 | | 高等学校奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合と貸付件数 | 100%<br>4,979 件 | ― | ［平成 25 年度］ |
| 18 | | 母子寡婦福祉資金（修学資金）の貸与基準を満たす希望者のうち、修学資金の貸与を認められた者の割合と貸付件数 | 100%<br>1,030 件 | ― | ［平成 25 年度］ |
| 19 | C・D | 母子寡婦福祉資金（就学支度資金）の貸与基準を満たす希望者のうち、就学支度資金の貸与を認められた者の割合と貸付件数 | 100%<br>256 件 | ― | ［平成 25 年度］ |

※各データは、原則、政令市・中核市を含みますが、B 群（児童養護施設の子どもの進学率、就職率）の神奈川県データは、県域のみ（政令市、中核市を除く。）。

【参考】

国の 25 の指標のうち、県の指標として採用していない 13 の指標は次のとおりです。これらの指標には、都道府県ごとのデータはありません。

| 指標 | 全国 | 備考 | |
|---|---|---|---|
| ひとり親家庭の子どもの就園率<br>（保育所・幼稚園） | 72.3% | | 平成 23 年度全国母子世帯等調査 |
| ひとり親家庭の子どもの進学率<br>（中学校卒業後） | 93.9% | 高等学校　92.8%<br>高等専門学校　1.1% | 平成 23 年度全国母子世帯等調査<br>（特別集計） |
| ひとり親家庭の子どもの就職率<br>（中学校卒業後） | 0.8% | | 平成 23 年度全国母子世帯等調査<br>（特別集計） |
| ひとり親家庭の子どもの進学率<br>（高等学校卒業後） | 41.6% | 大学等　23.9%<br>専修学校等　17.8% | 平成 23 年度全国母子世帯等調査<br>（特別集計） |
| ひとり親家庭の子どもの就職率<br>（高等学校卒業後） | 33.0% | | 平成 23 年度全国母子世帯等調査<br>（特別集計） |
| 就学援助制度に関する周知状況<br>・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 | 61.9% | | 平成 25 年度現在 |
| 就学援助制度に関する周知状況<br>・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 | 61.0% | | 平成 25 年度現在 |
| 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子） | 予約採用段階<br>（40.0%）<br>在学採用段階<br>（100.0%） | | 平成 25 年度実績 |
| 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（有利子） | 予約採用段階<br>（100.0%）<br>在学採用段階<br>（100.0%） | | 平成 25 年度実績 |
| ひとり親家庭の親の就業率<br>（母子家庭） | 80.6% | 正規の職員・従業員<br>（ 39.4%）<br>パート・アルバイト等<br>（47.4%） | 平成 23 年度全国母子世帯等調査 |
| ひとり親家庭の親の就業率<br>（父子家庭） | 91.3% | 正規の職員・従業員<br>（67.2%）<br>パート・アルバイト等<br>（8.0%） | 平成 23 年度全国母子世帯等調査 |
| 子供の貧困率 | 16.3% | | 平成 25 年国民生活基礎調査 |
| 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 | 54.6% | | 平成 25 年国民生活基礎調査 |

## 3　４つの主要施策

「指標」の改善に向け、基本方向にしたがって「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の四つを主要施策として定めます。

また、それぞれの主要施策の「取組みの方向性」に沿って、第４章に具体的な施策を位置づけます。

### 主要施策1　教育の支援

**この分野の課題**

・家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受けられるようにする必要があるが、特に学習塾や習い事などの補完的な学習等については、家庭の所得水準によって受けられる機会が異なっている。

**取組みの方向性**

・就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子どもの教育の支援のために必要な措置を講じます。

### 主要施策2　生活の支援

**この分野の課題**

・子どもの貧困の改善には、まずは親が自立した生活を営んでいる必要があるが、特にひとり親世帯等において、経済的な生活困窮のみならず、身体的・精神的にも厳しい状況に陥りやすい。
・家庭での監護が不十分な場合は、子どもは施設への入所を余儀なくされたり、十分な栄養や食事習慣が獲得できず、成長・発達に支障が生じることがある。

**取組みの方向性**

・貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講じます。

## 主要施策3　保護者に対する就労の支援

**この分野の課題**

・景気動向の影響から、特に若い世代や女性の所得が低く、また、正規雇用を希望しても学歴や資格などを理由として不安定な雇用形態を選ばざるを得ないケースが多くあり、こうした場合に、生活困窮から、子どもの生活や就学に支障が生じることがある。

**取組みの方向性**

・貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせん等、保護者への就労の支援に関し必要な施策を講じます。

## 主要施策4　経済的支援

**この分野の課題**

・児童手当や児童扶養手当、遺族年金や障害年金、母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金等、現金給付や貸付の制度はあるが、「子どもの貧困率」は年々増加し続けており、ひとり親世帯などの所得の改善に必ずしもつながっていない。

**取組みの方向性**

・各種の手当等の支給、貸付金の貸付、その他貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講じます。

# 第４章　課題解決に向けた具体的な取組み

## 主要施策１　教育の支援

| 大柱 | 小柱 | 具体的な取組み |
|---|---|---|
| 1 | **「学校」をプラットホームとした総合的な子どもの貧困対策の推進** | |
| | (1)　学校教育による学力保障 | 1　教育水準の維持・向上 |
| | | 2　確かな学力向上の推進 |
| | | 3　習熟度等に応じた学習指導の実施 |
| | (2)　学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 | ★1　スクールソーシャルワーカー活用事業 |
| | | ★2　スクールカウンセラー活用事業 |
| | | 3　教育相談の推進 |
| | (3)　地域による学習支援 | 1　土曜日の教育活動支援事業　【H27 新規】 |
| | | 2　放課後子ども教室の設置・運営に対する支援 |
| | | 3　外国籍県民相談事業（教育） |
| | (4)　高等学校等における就学継続のための支援 | 1　高等学校等就学支援金制度（公立高校） |
| | | 2　高校生等奨学給付金（公立高校・私立高校） |
| | | 3　高等学校等就学支援事業（私立高校） |
| | | 4　私立高等学校等生徒学費補助金 |
| | | 5　私立学校生徒学費緊急支援補助金 |
| | | 6　被災児童生徒等就学支援補助金 |
| | | 7　外国人学校生徒等支援事業 |
| | | 8　おおいそ学園学校教育推進事業 |
| | | 9　キャリア教育の推進 |
| | | 10　柔軟な学びのシステムの活用 |
| | | 11　かながわ若者サポートステーション事業 |
| 2 | **貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上** | |
| | | 1　幼稚園就園奨励費補助金 |
| 3 | **就学支援の充実** | |
| | (1)　義務教育段階の就学支援の充実 | 1　スクールソーシャルワーカー活用事業 |
| | | 2　スクールカウンセラー活用事業 |
| | | 3　要保護児童生徒援助費補助金（学用品・医療費・学校給食費） |
| | | 4　市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金 |
| | | 5　一時保護児童教育推進事業 |
| | (2)　「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減 | **支援金・給付金** |
| | | 1　高等学校等就学支援金制度（公立高校） |
| | | 2　高校生等奨学給付金（公立高校・私立高校） |
| | | 3　高等学校等就学支援事業（私立高校） |
| | | **授業料の免除** |
| | | 4　県立学校授業料等免除制度 |
| | | **各種貸付金** |
| | | ★5　高等学校奨学金等貸付金（短期臨時奨学金を除く） |
| | | ★6　母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金） |
| | | 7　生活福祉資金（教育支援資金） |
| | | **学校への支援** |
| | | 8　私立高等学校等生徒学費補助金 |
| | | 9　私立学校生徒学費緊急支援補助金 |
| | | 10　被災児童生徒等就学支援補助金 |
| | | 11　外国人学校生徒等支援事業 |
| | | 12　おおいそ学園学校教育推進事業 |

| | | |
|---|---|---|
| | (3) 特別支援教育に関する支援の充実 | 1 特別支援教育就学奨励費補助金 |
| | | 2 特別支援教育就学奨励費 |
| | | 3 特別支援学校高等部における進路指導の充実 |
| | | 4 進路指導推進事業 |
| **4** | **大学等進学に対する教育機会の提供** | |
| | (1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 | 1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金） |
| | (2) 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援 | **授業料の減免等** |
| | | 1 県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業 |
| | | 2 かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度 |
| | | 3 かながわ農業アカデミー特例 |
| | | 4 県立保健福祉大学の入学料、授業料の減免制度 |
| | | 5 県立看護専門学校の授業料の減免制度 |
| | | **修学資金の貸付等** |
| | | 6 神奈川県看護師等修学資金貸付金 |
| | | 7 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金） |
| **5** | **生活困窮世帯等への学習支援** | |
| | (1) 生活困窮世帯等の子どもの学びの機会の確保と経済的支援 | 1 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援 |
| | | 2 ふれあい心の友訪問援助事業 |
| | | 3 児童保護措置費 |
| | | 4 土曜日の教育活動支援事業 【H27 新規】 |
| | | 5 放課後子ども教室の設置・運営に対する支援 |
| | | 6 スクールソーシャルワーカー活用事業 |
| | | 7 スクールカウンセラー活用事業 |
| | | **授業料の減免等** |
| | | 9 県立学校授業料等免除制度 |
| | | 10 県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業 |
| | | 11 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 |
| | | 12 県立職業技術校の職業訓練生福利厚生事業 |
| | | 13 かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度 |
| | | 14 かながわ農業アカデミー特例 |
| | | 15 県立保健福祉大学の入学料、授業料の減免制度 |
| | | 16 県立看護専門学校の授業料の減免制度 |
| | | **給付金・貸付金** |
| | | 17 高校生等奨学給付金（公立高校・私立高校） |
| | | ★18 高等学校奨学金等貸付金（短期臨時奨学金を除く） |
| | | 19 神奈川県看護師等修学資金貸付金 |
| **6** | その他の教育支援 | |
| | (1) 夜間中学校の設置促進 | 1 神奈川県内の公立夜間中学 |
| | (2) 子どもの食事・栄養状態の確保 | 1 生活保護（教育扶助） |
| | | 2 要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費） |
| | (3) 多様な体験活動の機会の提供 | 1 サマーキャンプ、マラソン大会等のイベントの実施 |

★は指標とした施策

## 1　「学校」をプラットホームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットホームとして学校を位置づけ、総合的な子どもの貧困対策を展開する。

### (1)　学校教育による学力保障

**○　家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、きめ細やかな指導を推進します。**

［本県の取組み］

#### 1-(1)-1　教育水準の維持・向上

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準である「学習指導要領」を定めており、県教育委員会では、「学習指導要領」が円滑かつ着実に実施されるよう、市町村教育委員会及び各学校を支援し、本県の教育水準の維持・向上を図っています。

#### 1-(1)-2　確かな学力向上の推進

「学習指導要領」を踏まえ、子どもたちの確かな学力の向上を図るために、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力の育成を図ることから、授業改善に向けた校内研修・研究の推進と評価活動の充実に取り組みます。

#### 1-(1)-3　習熟度等に応じた学習指導の実施

公立小・中学校における少人数学級やティームティーチング、習熟度別指導等の学習指導について、市町村教育委員会が児童生徒の状況に応じて指導形態を選択し対応できるよう、国からの加配措置を活用して教員を配置しています。

### (2)　学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

**○　スクールソーシャルワーカーの配置により、学校を窓口として、生活困窮世帯の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていきます。**

**○　スクールカウンセラーの配置により、児童・生徒の感情や情緒面の支援を行います。**

**○　ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図っていきます。**

［本県の取組み］

#### 1-(2)-1　スクールソーシャルワーカー活用事業　**指標 14 関係**

問題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」などにより、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者を「スクールソーシャルワーカー」（SSW）として学校へ派遣しています。

1-(2)-2　スクールカウンセラー活用事業　**指標 15・16 関係**

児童・生徒の問題行動の未然防止や早期対応に向けて「心の専門家」であるスクールカウンセラーを、政令市を除く公立中学校や県立高等学校等に配置し、学校における教育相談体制の充実を図っています。

1-(2)-3　教育相談の推進

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施しています。

具体的には、幼児から 18 歳くらいまでの子どもの学校教育に関する相談や、支援を必要とする児童・生徒の養育、教育、就学に関する相談を本人、保護者、教員を対象として行います。

**(3) 地域による学習支援**

**○ 学習等に課題を抱える子どもたちについて、放課後子ども教室等による、放課後等の学習支援の充実を目指します。**

[本県の取組み]

1-(3)-1　土曜日の教育活動支援事業　【H27 新規】

保護者の経済的格差等にかかわらず、全ての子どもたちの教育活動を充実させるため、地域の多様な経験を持つ、人材・企業等の協力を得て、土曜日に体系的・継続的なプログラムを企画・実施する市町村にその事業の一部を助成します。

1-(3)-2　放課後子ども教室の設置・運営に対する支援

保護者の経済的格差がもたらす子どもの放課後等の過ごし方の格差や共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、地域住民の参画を得て、放課後等に学校の余裕教室等を活用し、全ての子どもを対象とした学習や体験・交流活動等を行う「放課後子ども教室推進事業」を実施する市町村に対し、その経費の一部を助成しています。

1-(3)-3　外国籍県民相談事業（教育）

外国籍児童・生徒に対する日本語学習等支援の推進のため、「地球市民かながわプラザ」が有する多文化多言語の資源を活用して、相談事業や地域のボランティア人材と教育現場（教育委員会、学校等）をつなぐ日本語学習等支援に関するコーディネートを行います。

**(4) 高等学校等における就学継続等のための支援**

**○ 経済的に困難な状況にある生徒に対して、就学継続のための経済的負担の軽減を図ります。**

**○ 社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育成するキャリア教育を推進するとともに、高校を中途退学しても再チャレンジできる環境を整えます。また、働くことに悩みを抱える若者を対象に、社会人として成長できるよう、意識啓発や能力開発を行います。**

[本県の取組み]

1-(4)-1　高等学校等就学支援金制度（公立高校）

公立高等学校等に通う生徒で市町村民税所得割の額が 30 万 4,200 円未満の世帯（＝年収目安：約 910 万円未満）の生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給しています。

### 1-(4)-2　高校生等奨学給付金（公立高校・私立高校）

生活保護世帯や非課税世帯に対して、授業料以外の教育費を支援する制度です。世帯の種類（生活保護、非課税、兄姉の有無）や学校の種類（全日制・定時制、通信制、国公立・私立）によって金額は異なりますが、返還の必要がない奨学給付金を支給しています。

### 1-(4)-3　高等学校等就学支援事業（私立高校）

家庭の状況にかかわらず、全ての意志のある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を作るため、市町村民税所得割額が 30 万 4,200 円未満の世帯（＝年収目安：約 910 万円未満）の私立高校生等に対して就学支援金を支給することにより、世帯の教育費負担を軽減します。

### 1-(4)-4　私立高等学校等生徒学費補助金

県内の私立の高等学校（定時制・通信制を含む）、中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程に在学する生徒を持つ保護者等の負担の軽減を図るため、学費等（入学金・授業料）の軽減を行った学校に対して補助を行っています。

### 1-(4)-5　私立学校生徒学費緊急支援補助金

保護者の失業や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料の軽減を行った学校に対して補助を行っています。

### 1-(4)-6　被災児童生徒等就学支援補助金

東日本大震災により被災した幼児、児童、生徒の入学金や授業料等を軽減した私立高等学校等に対して助成しています。

### 1-(4)-7　外国人学校生徒等支援事業

外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所得区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とする補助を行っています。

### 1-(4)-8　おおいそ学園学校教育推進事業

おおいそ学園（＝児童自立支援施設）の児童が私立高等学校に進学した場合、児童の修学旅行費用などの費用を負担しています。

### 1-(4)-9 キャリア教育の推進

県立高等学校等におけるキャリア教育の推進の視点をまとめた指針に基づき、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度等を育成するため、「キャリア教育実践プログラム」によって全ての学校教育活動を通じた計画的・体系的なキャリア教育を推進しています。

### 1-(4)-10 柔軟な学びのシステムの活用

県立高等学校においては、生徒の多様な学習のニーズに対応する柔軟な学びのシステムのひとつとして、意思ある若者に広く学習機会が提供できるよう、進路変更による転学の弾力化や高校中途退学者の積極的な受入れを行うとともに、こうした仕組みについて周知を行うなどの支援を進めています。

### 1-(4)-11　かながわ若者サポートステーション事業

ニート等の働くことに悩みを抱える 30 歳代までの若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行っています。

また、若者が無業者等になることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行っています。

**【所在地等】**

**①「県西部地域若者サポートステーション」（小田原市内）（H24.4～）**

**②「県央地域若者サポートステーション」（厚木市内）（H26.4～）**

**※月曜日～金曜日　10 時～17 時　開所**

## 2　貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

| (1) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育における配慮等 |
| --- |
| ○　幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定し、特に低所得世帯の負担軽減を図ります。 |

[本県の取組み]

**2-(1)-1　幼稚園就園奨励費補助金**

市町村が事業主体となって、家庭の所得状況に応じて、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図るため実施する就園奨励事業に対して、国がその経費の一部を補助しています。

## 3　就学支援の充実

### (1) 義務教育段階の就学支援の充実

○ 義務教育に関しては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施していますが、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーの配置等により、教育相談体制の充実を図ります。

[本県の取組み]

**3-(1)-1　スクールソーシャルワーカー活用事業　指標 14 関係　《再掲》**

問題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」などにより、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者を「スクールソーシャルワーカー」として学校へ派遣しています。

**3-(1)-2　スクールカウンセラー活用事業　指標 15・16 関係　《一部再掲》**

児童・生徒の問題行動の未然防止や早期対応に向けて「心の専門家」であるスクールカウンセラーを、政令市を除く公立中学校等に配置し、学校における教育相談体制の充実を図っています。

**3-(1)-3　要保護児童生徒援助費補助金（学用品・医療費・学校給食費）**

市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助しています。

**3-(1)-4　市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金**

東日本大震災により被災し、経済的理由により就学等が困難な幼児、児童又は生徒の教育機会の確保のため、市町村が行う児童生徒就学援助事業、児童生徒等特別支援教育就学奨励事業及び幼児就園支援事業に要する経費に対し補助しています。

**3-(1)-5　一時保護児童教育推進事業**

一時保護所を併設している児童相談所（中央・平塚・厚木）にそれぞれ教員資格者を配置し、児童が一時保護処分により学校へ通学できない間も、継続して教育が受けられるよう、配慮しています。

### (2)「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減

○ 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成 26 年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などにより、低所得世帯への支援の充実を図ります。

○ また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対して補助を行います。

[本県の取組み]

**（支援金・給付金）**

3-(2)-1　高等学校等就学支援金制度(公立高校)　《再掲》

公立高等学校等に通う生徒で、市町村民税所得割の額が 30 万 4,200 円未満の世帯(＝年収目安:約 910 万円未満)の生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給しています。

3-(2)-2　高校生等奨学給付金(公立高校・私立高校)　《再掲》

生活保護世帯や非課税世帯に対して、授業料以外の教育費を支援する制度です。世帯の種類(生活保護、非課税、兄姉の有無)や学校の種類(全日制・定時制、通信制、国公立・私立)によって金額は異なりますが、返還の必要がない奨学給付金を支給しています。

3-(2)-3　高等学校等就学支援事業(私立高校)《再掲》

家庭の状況にかかわらず、全ての意志のある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を作るため、市町村民税所得割額が 30 万 4,200 円未満の世帯(＝年収目安:約 910 万円未満)の私立高校生等に対して就学支援金を支給することにより、世帯の教育費負担を軽減します。

**(授業料の免除)**

3-(2)-4　県立学校授業料等免除制度

生活保護法に基づく保護を受けている者及びこれに準ずる者などの授業料、入学検定料、入学料の全部又は一部を免除しています。

**(各種貸付金)**

3-(2)-5　高等学校奨学金等貸付金(短期臨時奨学金を除く)　**指標 17 関係**

県内に在住し県内の高等学校等に在籍する生徒や、保護者が県内に在住し、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部及び専修学校高等課程に在籍する生徒、県内定時制課程に在籍し、経常的収入を得る職に就いている生徒が、学資の援助を必要とする場合に貸付けを行っています。

【貸付額】

・国公立　　月額　18,000 円又は 20,000 円
・私立　　月額　30,000 円又は 40,000 円
・定時制　　月額　14,000 円

3-(2)-6　母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金)

**指標 18・19 関係**

配偶者がなく、現に児童等を扶養している方に対して、無利子で資金の貸付を行っています。

① 学資金、②就学支度資金、③修業資金、④技能習得資金、⑤生活資金、⑥医療介護資金、⑦住宅資金、⑧転宅資金、⑨就職支度資金、⑩事業開始資金、⑪事業継続資金、⑫結婚資金

①修学資金

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校に修学するために必要な授業料等の資金

【貸付限度額】

・高校(公立)　　月額　18,000 円
・高校(私立)　　月額　30,000 円
・高等専門学校(私立)　　月額　32,000 円

・短期大学・専修学校（私立）　月額　53,000 円
・大学(公立)　月額　45,000 円
・大学(私立)　月額　54,000 円

②就学支度資金

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校の入学に必要な入学金等の資金

【貸付限度額】
・高校（公立）　150,000 円
・高校（私立）　410,000 円
・高等専門学校（私立）　410,000 円
・短期大学・専修学校（私立）　580,000 円
・大学(公立)　370,000 円
・大学(私立)　580,000 円
【窓口】市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所

3-(2)-7　生活福祉資金（教育支援資金）

県社会福祉協議会が実施主体となって、一定の所得以下の世帯に対して、高等学校等への進学や通学に必要な経費の貸付けを行っています。

ア 教育支援資費

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校に修学するために必要な授業料等の経費

【貸付限度額】
・高等学校、専修学校（高等課程）　月額　35,000 円
・高等専門学校　月額　60,000 円
・短期大学、専修学校（専門課程）　月額　60,000 円
・大学　月額　65,000 円

（実際に学費としてかかる金額から自己資金で対応できる金額を除き、限度額内。
他からの借入ができる方はそちらを優先。）

イ 就学支度費

高等学校や大学などの入学に際して必要な授業料等の経費

【貸付限度額】
・高等学校、専修学校（高等課程）
・高等専門学校
・短期大学、専修学校（専門課程）
・大学
　共通
　500,000 円
　（入学時のみ1回限り）

（実際に入学資金としてかかる金額から自己資金で対応できる金額を除き、限度額内。
他からの借入ができる方はそちらを優先。）

【窓口】 市区町村社会福祉協議会

**（学校への支援等）**

**3-(2)-8　私立高等学校等生徒学費補助金　《再掲》**

県内の私立の高等学校（定時制・通信制を含む）、中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程に在学する生徒を持つ保護者等の負担の軽減を図るため、学費等（入学金・授業料）の軽減を行った学校に対して補助を行っています。

**3-(2)-9　私立学校生徒学費緊急支援補助金　《再掲》**

保護者の失業や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料の軽減を行った学校に対して補助を行っています。

**3-(2)-10　被災児童生徒等就学支援補助金　《再掲》**

東日本大震災により被災した幼児、児童、生徒の入学金や授業料等を軽減した私立高等学校等に対して助成しています。

**3-(2)-11　外国人学校生徒等支援事業　《再掲》**

外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所得区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とする補助を行っています。

**3-(2)-12　おおいそ学園学校教育推進事業　《再掲》**

おおいそ学園（＝児童自立支援施設）の児童が私立高等学校に進学した場合、児童の修学旅行費用などの費用を負担しています。

**(3)　特別支援教育に関する支援の充実**

**○　特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。**

[本県の取組み]

**3-(3)-1　特別支援教育就学奨励費補助金**

市町村が事業主体となって、特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な支援を与えた場合、国がその経費の一部を補助しています。

**3-(3)-2　特別支援教育就学奨励費**

各家庭の収入に応じて、特別支援学校の通学にかかった通学費、給食費、学用品費等を支給しています。

**3-(3)-3　特別支援学校高等部における進路指導の充実**

生徒の進路支援の在り方や、進路先の開拓の取組み、卒業後のフォローアップも含めた学校から社会生活への移行期の取組みについて、情報交換や研究を行い、進路指導の充実を図るため、進路指導連絡協議会を実施しています。

**3-(3)-4　進路指導推進事業**

生徒の社会的自立の促進のため、産業現場等における実習を実施し、このための職場実習先の開拓や職場実習先への理解啓発を行っています。

## 4　大学等進学に対する教育機会の提供

### (1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実

○ 意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず大学等への修学の機会を得られるよう、経済的支援を図ります。

[本県の取組み]

4-(1)-1　母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）《再掲》

**指標 18・19 関係**

配偶者がなく、現に児童等を扶養している方に対して、無利子で資金の貸付を行っています。

① 学資金、②就学支度資金、③修業資金、④技能習得資金、⑤生活資金、⑥医療介護資金、⑦住宅資金、⑧転宅資金、⑨就職支度資金、⑩事業開始資金、⑪事業継続資金、⑫結婚資金

**①修学資金**

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校に修学するために必要な授業料等の資金

**【貸付限度額】**

| | |
|---|---|
| ・高校（公立） | 月額　18,000 円 |
| ・高校（私立） | 月額　30,000 円 |
| ・高等専門学校（私立） | 月額　32,000 円 |
| ・短期大学・専修学校（私立） | 月額　53,000 円 |
| ・大学(公立) | 月額　45,000 円 |
| ・大学(私立) | 月額　54,000 円 |

**②就学支度資金**

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校の入学に必要な入学金等の資金

**【貸付限度額】**

| | |
|---|---|
| ・高校（公立） | 150,000 円 |
| ・高校（私立） | 410,000 円 |
| ・高等専門学校（私立） | 410,000 円 |
| ・短期大学・専修学校（私立） | 580,000 円 |
| ・大学(公立) | 370,000 円 |
| ・大学(私立) | 580,000 円 |

**【窓口】市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所**

(2) 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援

○ 意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き、大学や専門学校等の授業料減免などにより、学生の修学支援を行います。

[本県の取組み]

**(授業料の減免等)**

4-(2)-1　県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業

県立産業技術短期大学校では、高等学校の新規卒業者を対象に、実践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施しています。

なお、一定の学業成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむをえない事情があると認められる者については、授業料を免除しています。

4-(2)-2　かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度

かながわ農業アカデミーでは、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者について、授業料の全部若しくは一部を免除しています。

4-(2)-3　かながわ農業アカデミー特例

かながわ農業アカデミーでは、生徒が授業料等の資金を融資機関から借り入れる場合、県が融資機関に対して利子補給を行うことにより、生徒が資金を無利子で借り入れることができます。

4-(2)-4　県立保健福祉大学の入学料、授業料の減免制度

県立保健福祉大学では、一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者等については、入学料、授業料を減額、又は免除しています。

4-(2)-5　県立看護専門学校の授業料の減免制度

平塚・よこはま・衛生看護専門学校では、学業が優秀であり、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者について、授業料を減額又は免除しています。

**(修学資金の貸付等)**

4-(2)-6　神奈川県看護師等修学資金貸付金

県内の養成施設に在学し、卒業後に「県内で看護職として従事する」意思がある方へ、選考の上、修学資金を貸し付ける制度です。条件に合致する方は返還免除を受けることが可能です。

一般と特例貸付があり、貸付額の多い特例貸付については、市町村民税非課税世帯もしくは市町村民税所得割非課税世帯の者を対象としています。

4-(2)-7　母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)《再掲》

配偶者がなく、現に児童を扶養している方等に対して、無利子又は低利で各種資金の貸付を行っています。

## 5　生活困窮世帯等への学習支援

### (1) 生活困窮世帯等の子どもの学びの機会の確保と経済的支援

○ 複合的な課題を抱えている生活困窮世帯の子どもたちの育ちや学びの支援を推進します。

○ 児童養護施設等で暮らす子どもには、引き続き、学習環境の充実を図ります。また、児童相談所が支援する子どものうち、不登校児や発達障害児等に対して、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を派遣し、心のふれあいを通じた健全育成を図ります。

○ 学習等に課題を抱える子どもたちについて、放課後子ども教室等による、放課後等の学習支援の充実を目指します。（再掲）。

○ 高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備を図ります。

○ 意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学や専門学校等の授業料減免などにより、学生の修学支援を行います。（再掲）

[本県の取組み]

#### 5-(1)-1　生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援

生活保護世帯を中心とした生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることを目指し、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開しています。

**① 子ども支援員の配置**

生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境整備を行うことを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門的知識や経験を有する人材を子ども支援員として、保健福祉事務所に配置します。

**② 子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施**

生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育むための居場所づくりについて実施します。

**③　子どもの健全育成プログラム改訂版の策定**

生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に即した具体的な支援の内容や実施手順等を整理して福祉事務所が組織的に支援するために策定した「子どもの健全育成プログラム」について、関係機関等と連携・協働しながら、改訂をし、普及啓発に努めます。

#### 5-(1)-2　ふれあい心の友訪問援助事業

不登校児童及び情緒障害児童等に対して、児童相談所の児童福祉司、児童相談員及び児童心理司による指導の一環として、児童の兄・姉に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を、週 1 回程度、支援を要する児童の必要な家庭に派遣し、児童とのふれあいを通じて児童の健全育成を援助しています。

**【実施主体】 各児童相談所（中央・平塚・鎌倉三浦・小田原・厚木）**

#### 5-(1)-3　児童保護措置費

児童養護施設等に措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担しています。
そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費が公費負担対象です。

5-(1)-4　土曜日の教育活動支援事業　《再掲》　【H27 新規】

保護者の経済的格差等にかかわらず、全ての子どもたちの教育活動を充実させるため、地域の多様な経験を持つ、人材・企業等の協力を得て、土曜日に体系的・継続的なプログラムを企画・実施する市町村にその事業の一部を助成します。

5-(1)-5　放課後子ども教室の設置・運営に対する支援　《再掲》

保護者の経済的格差がもたらす子どもの放課後等の過ごし方の格差や共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、地域住民の参画を得て、放課後等に学校の余裕教室等を活用し、全ての子どもを対象とした学習や体験・交流活動等を行う「放課後子ども教室推進事業」を実施する市町村に対し、その経費の一部を助成しています。

5-(1)-6　スクールソーシャルワーカー活用事業　**指標 14 関係**　《再掲》

問題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」などにより、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者を「スクールソーシャルワーカー」（SSW）として学校へ派遣しています。

5-(1)-7　スクールカウンセラー活用事業　**指標 15・16 関係**　《再掲》

児童・生徒の問題行動の未然防止や早期対応に向けて「心の専門家」であるスクールカウンセラーを、政令市を除く公立中学校や県立高等学校等に配置し、学校における教育相談体制の充実を図っています。

**（授業料の減免等）**

5-(1)-9　県立学校授業料等免除制度　《再掲》

生活保護法に基づく保護を受けている者及びこれに準ずる者などの授業料、入学検定料、入学料の全部又は一部を免除しています。

5-(1)-10　県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業　《再掲》

県立産業技術短期大学校では、高等学校の新規卒業者を対象に、実践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施しています。

なお、一定の学業成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむをえない事情があると認められる者については、授業料を免除しています。

5-(1)-11 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業

県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困窮者、災害被災者等特別の事情があると認められる者については授業料を免除しています。

5-(1)-12　県立職業技術校の職業訓練生福利厚生事業

県立職業技術校では、経済的理由により技能修得が困難な訓練生の経済的負担を軽減するため、教科書及び被服等の支給を行っています。

5-(1)-13　かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度　《再掲》

かながわ農業アカデミーでは、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者について、授業料の全部若しくは一部を免除しています。

5-(1)-14 かながわ農業アカデミー特例 《再掲》

かながわ農業アカデミーでは、生徒が授業料等の資金を融資機関から借り入れる場合、県が融資機関に対して利子補給を行うことにより、生徒が資金を無利子で借り入れることができます。

5-(1)-15 県立保健福祉大学の入学料、授業料の減免制度 《再掲》

県立保健福祉大学では、一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者等については、入学料、授業料を減額、又は免除しています。

5-(1)-16 県立看護専門学校の授業料の減免制度 《再掲》

平塚・よこはま・衛生看護専門学校では、学業が優秀であり、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者その他やむをえない事情があると認められる者について、授業料を減額、又は免除しています。

**（給付金・貸付金）**

5-(1)-17 高校生等奨学給付金（公立高校・私立高校） 《再掲》

生活保護世帯や非課税世帯に対して、授業料以外の教育費を支援する制度です。世帯の種類（生活保護、非課税、兄姉の有無）や学校の種類（全日制・定時制、通信制、国公立、私立）によって金額は異なりますが、返還の必要がない奨学給付金を支給しています。

5-(1)-18 高等学校奨学金等貸付金（短期臨時奨学金を除く） **指標 17 関係** 《再掲》

県内に在住し県内の高等学校等に在籍する生徒や、保護者が県内に在住し、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部及び専修学校高等課程に在籍する生徒、県内定時制課程に在籍し、経常的収入を得る職に就いている生徒が、学資の援助を必要とする場合に貸付けを行っています。

【貸付額】

・国公立　　月額 18,000 円又は 20,000 円
・私立　　月額 30,000 円又は 40,000 円
・定時制　　月額 14,000 円

5-(1)-19 神奈川県看護師等修学資金貸付金 《再掲》

県内の養成施設に在学し、卒業後に「県内で看護職として従事する」意思がある方へ、選考の上、修学資金を貸し付ける制度です。条件に合致する方は返還免除を受けることが可能です。

一般と特例貸付があり、貸付額の多い特例貸付については、市町村民税非課税世帯もしくは市町村民税所得割非課税世帯の者を対象としています。

## 6　その他の教育支援

### (1) 夜間中学校の設置促進

〇夜間中学校により、義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保を図ります。

[本県の取組み]

**6-(1)-1　神奈川県内の公立夜間中学**

神奈川県内では、横浜市に１校、川崎市に１校設置されています。

（①横浜市立蒔田中学校、②川崎市立西中原中学校）

### (2) 子どもの食事・栄養状態の確保

〇 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施し、学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

[本県の取組み]

**6-(2)-1　生活保護（教育扶助）**

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分自身の力で生活が成り立つように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。

福祉事務所では、要保護者に対し、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（最低生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給しています。

生活保護費のうち、「教育扶助」は、義務教育期間の子どもがいる世帯に給食費や学用品など、に修学にかかる費を支給するものです。

なお、義務教育に伴って必要な費用については、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、本来の目的に使われるよう、必要と認めるときは、学校長等に直接交付します。

**生活扶助基準額**

小学校　　:月額　2,210 円
中学校　　:月額　4,290 円

**学習支援費**

小学校　　:月額　2,630 円
中学校　　:月額　4,450 円

**入学準備金**

小学校　　:40,600 円以内
中学校　　:47,400 円以内
高等学校等:63,200 円以内

**6-(2)-2　要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）　《一部再掲》**

市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助しています。

| (3) 多様な体験活動の機会の提供 |
| --- |
| ○ 児童養護施設等の子どもを対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供します。 |

[本県の取組み]

**6-(3)-1　サマーキャンプ、マラソン大会等のイベント実施**

県内の児童養護施設は、共同で、水泳大会、卓球大会、駅伝大会、ソフトボール大会を実施し、子どもたちの自己肯定感の向上や生活習慣の改善を図っています。

# 主要施策2　生活の支援

| 大柱 | 小柱 | | 具体的な取組み |
|---|---|---|---|
| 1 | **保護者の生活支援** | | |
| | (1) | 保護者の自立支援 | 1　生活困窮者自立促進支援　【H27 新規】 |
| | | | 2　生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援 |
| | | | 3　ひとり親家庭等日常生活支援事業 |
| | | | 4　女性就業支援事業 |
| | | | 5　ワーキングマザー両立応援事業 |
| | | | 6　ひとり親家庭等医療費助成事業 |
| | | | 7　小児医療費助成事業 |
| | | | 8　小児慢性特定疾病医療費助成制度 |
| | | | 9　母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 |
| | | | 10　外国籍県民相談事業（一般・法律） |
| | (2) | 保育等の確保 | 1　保育所の整備等 |
| | | | 2　子育て短期支援事業への支援 |
| | | | 3　放課後児童クラブの設置・運営に対する支援 |
| | (3) | 保護者の健康確保 | 1　乳児家庭全戸訪問事業への支援 |
| | | | 2　養育支援訪問事業への支援 |
| | (4) | 母子生活支援施設等の活用 | 1　母子生活支援施設等保護費負担金 |
| 2 | **子どもの生活支援** | | |
| | (1) | 児童養護施設等の退所児童等の支援 | 1　自立援助ホーム運営費補助 |
| | | | 2　あすなろサポートステーション事業 |
| | | | 3　あすなろサポーター養成事業 |
| | | | 4　児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助 |
| | | | 5　未成年後見人報酬等補助 |
| | | | 6　児童保護措置費 |
| | | | 7　施設入所児童処遇費 |
| | | | 8　県立児童福祉施設入所者処遇費 |
| | | | 9　県立児童福祉施設機能強化事業 |
| | | | 10　障害児施設等措置費 |
| | | | 11　障害児入所給付費 |
| | | | 12　子育て短期支援事業への支援 |
| | (2) | 食育の推進に関する支援 | 1　乳幼児健康診査 |
| | | | 2　児童福祉施設等への指導・監査 |
| | | | 3　児童養護施設等の家庭的養護の推進 |
| | (3) | ひとり親世帯や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援 | 1　生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援 |
| | | | 2　保育所の整備等 |
| | | | 3　子育て短期支援事業への支援 |
| | | | 4　放課後児童クラブの設置・運営に対する支援 |
| 3 | **関係機関が連携した包括的な支援体制の整備** | | |
| | (1) | 関係機関の連携 | 1　生活困窮者自立促進支援　【H27 新規】 |
| | | | 2　かながわ子ども･若者総合相談事業 |
| | | | 3　子どもの心の診療ネットワーク事業 |
| | | | 4　外国籍県民相談事業（一般・法律） |
| | | | 5　外国籍県民相談事業（教育） |
| | | | 6　民生委員・児童委員の活動支援 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **4** | **子どもの就労支援** | | | |
| | (1) | ひとり親世帯の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 | 1 | 自立援助ホーム運営費補助 |
| | | | 2 | あすなろサポートステーション事業 |
| | | | 3 | あすなろサポーター養成事業 |
| | | | 4 | 県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業 |
| | | | 5 | 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 |
| | (2) | 親の支援のない子ども等への就労支援 | 1 | 若年者の就業支援 |
| | | | 2 | あすなろサポートステーション事業 |
| | | | 3 | あすなろサポーター養成事業 |
| | | | 4 | 県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業 |
| | | | 5 | 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 |
| | | | 6 | 外部機関と連携した就労支援 |
| | (3) | 高校中退者等への就労支援 | 1 | 若年者の就業支援 |
| | | | 2 | かながわ若者サポートステーション事業 |
| | | | 3 | 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 |
| **5** | **支援する人員の確保等** | | | |
| | (1) | 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 | 1 | 民間児童福祉施設家庭的養護推進事業 【H27 新規】 |
| | | | 2 | 子ども人権相談室推進事業 |
| | | | 3 | 児童相談所業務強化対策事業 |
| | | | 4 | 虐待防止対策推進事業 |
| | | | 5 | 児童相談所一時保護所心理職員雇用 |
| | | | 6 | 児童相談所業務支援システム |
| | | | 7 | 里親支援事業 |
| | (2) | 相談職員の資質向上 | 1 | 母子父子自立支援員の研修実施 |
| | | | 2 | ケースワーカー・子ども支援員・就労支援員の研修実施 |
| | | | 3 | 子どもの心の診療ネットワーク事業 |
| | | | 4 | 民生委員・児童委員研修事業 |
| **6** | **その他の生活支援** | | | |
| | (1) | 妊娠期からの切れ目のない支援等 | 1 | 市町村母子保健事業の支援 【H27 新規】 |
| | (2) | 住宅支援 | 1 | 子育てに適する公営住宅の特例入居の実施 |
| | | | 2 | 公営住宅への多子世帯等の応募にあたっての優遇措置等の実施 |
| | | | 3 | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（住宅資金・転宅資金） |
| | | | 4 | 住居確保給付金の支給 【H27 新規】 |

# 1　保護者の生活支援

| (1) 保護者の自立支援 |
| --- |
| ○ 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。<br>○ 子育てと就業の両立など、ひとり親世帯が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を行います。一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親世帯が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図ります。 |

[本県の取組み]

1-(1)-1　生活困窮者自立促進支援　【H27 新規】

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。

1-(1)-2　生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援　《一部再掲》

生活保護世帯を中心とした生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることを目指し、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開しています。

○ 子ども支援員の配置

生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境整備を行うことを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門的知識や経験を有する人材を子ども支援員として、保健福祉事務所に配置します。

1-(1)-3　ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子世帯等にヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行っています。

【派遣事由】

食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品の買い物、医療機関への連絡など

【窓口】市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所

1-(1)-4　女性就業支援事業

育児等を理由に就業を断念、あるいは離職せざるを得ない女性を支援するため、「かながわ総合しごと館スマイルワーク」のひとつであるマザーズハローワーク横浜［横浜市西区］内において国と連携し、相談事業を実施しています。

あわせて、就職のための面接を受けようとする女性を対象に、県事業として無料でスーツの貸出を行うとともに、キャリア形成に資するセミナーを別途実施しています。

また、仕事と子育て等を両立する働き方のひとつとしての起業を支援するため、セミナー等を実施しています。

1-(1)-5　ワーキングマザー両立応援事業

仕事と家庭の両立を希望する女性労働者を対象にした個別カウンセリングやセミナーを実施しています。

①ワーキングマザー両立応援カウンセリング

両立に対する負担や不安感を軽減するための個別カウンセリングを実施しています。

（H26 は、横浜・川崎・県央・湘南・ハローワーク川崎の5会場で実施。）

②ワーキングマザー両立応援セミナー

時間管理や、職場・家庭におけるコミュニケーション術などをテーマとしたセミナーを実施しています。

### 1-(1)-6　ひとり親家庭等医療費助成事業

市町村が実施主体となり、ひとり親世帯等の世帯員が病気等で受診した場合に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成するものです。ただし、子どもの年齢制限や所得制限等があります。

【窓口】各市町村

### 1-(1)-7　小児医療費助成事業

市町村が実施主体となり、他の公費負担制度に該当しない場合の小児医療費の自己負担分を給付する事業です。

ただし、子どもの年齢制限や所得制限等があります。

【窓口】各市町村

### 1-(1)-8　小児慢性特定疾病医療費助成制度

原則 18 歳未満で、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童の入院・通院にかかる医療費の自己負担分の全部又は一部を国・県で負担しています。

（所得に応じて自己負担額が異なります。）

**【対象疾患群】**

**悪性新生物（がん）、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患・免疫疾患、、神経・筋疾患、慢性消化器疾患**

**【窓口】政令市、中核市、各県保健福祉事務所**

### 1-(1)-9　母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金貸付金

配偶者がなく、現に児童を扶養している方等に対して、無利子又は低利で各種資金の貸付を行っています。

①修学資金、②就学支度資金、③修業資金、④技能習得資金、⑤生活資金、⑥医療介護資金、⑦住宅資金、⑧転宅資金、⑨就職支度資金、⑩事業開始資金、⑪事業継続資金、⑫結婚資金

④ 修業資金

事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金

**【貸付限度額】 月額　68,000 円**
**運転免許取得の場合、460,000 円**

④技能習得資金

生計を安定させるため、必要な知識、技能を習得するために必要な資金

**【貸付限度額】 月額　68,000 円**
**運転免許取得の場合、460,000 円**
**一括貸付　816,000 円**

⑤生活資金

知識技能を修得する間、医療又は介護を受けている間、母子世帯になって間もない間（7年未満）、失業中のいずれかの期間に生活を安定させるために必要な資金

【貸付限度額】

・知識技能を修得する間　　月額　141,000 円（生計維持者でない場合は 69,000 円）
・医療又は介護を受けている間　　月額　103,000 円（生計維持者でない場合は 69,000 円）
・母子世帯になって間もない間　　月額　103,000 円（生計維持者でない場合は 69,000 円）
・失業中　　月額　103,000 円（生計維持者でない場合は 69,000 円）

⑥医療介護資金

医療又は介護を受けるために必要な資金（1 年以内に限る）

【貸付限度額】

・医療　　340,000 円
（特に経済的に困難な場合　　480,000 円）
・介護　　500,000 円

⑦住宅資金

住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し又は増築するために必要な資金

【貸付限度額】　　1,500,000 円
（特別な場合　　2,000,000 円）

⑧転宅資金

住居を移転するために必要な資金

【貸付限度額】　　260,000 円

⑨就職支度資金

就職するために必要な被服等の資金

【貸付限度額】　　100,000 円
（車購入の場合　　320,000 円）

⑩事業開始資金

事業を開始するのに必要な設備、機械、材料等の購入資金

【貸付限度額】　　2,830,000 円

### 1-(1)-10　外国籍県民相談事業（一般・法律）

県内に在住在勤する外国籍の人々が、言語や文化、習慣等の違いにより生じる生活上の諸問題を解決するために適切な助言を行い、必要な生活情報の提供を行っています。

また、災害発生時には、多言語による臨時相談窓口を開設し、適切な助言や必要な生活情報を提供します。

【相談窓口】

① 地球市民かながわプラザ・相談室（横浜市栄区）

② 川崎市民センター県民の声・相談室（川崎市幸区）　※法律相談は未実施

③ 県央地域県政総合センター県民の声・相談室（厚木市）

【対応言語】（※相談窓口により対応言語は異なります。）

英語、中国語、韓国･朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語

**(2) 保育等の確保**

**○ 就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成 29 年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進します。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。**

**○ ひとり親世帯の子どもの保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブ等にて、ひとり親世帯への特別の配慮を行います。**

[本県の取組み]

**1-(2)-1 保育所の整備等**

保育所による保育を希望する全ての家族が公的な保育サービスを利用できるよう、市町村と連携し、保育所等の整備や保育士の確保、育成などに取り組みます。

**1-(2)-2 子育て短期支援事業への支援**

保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等で保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。

**1-(2)-3 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援**

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生等が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、児童の健康管理や遊びを通じて、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。

**(3) 保護者の健康確保**

**○ 全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行います。**

**○ また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行います。**

[本県の取組み]

**1-(3)-1 乳児家庭全戸訪問事業への支援**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、養育に関する相談・助言等を実施する市町村職員等のスキルアップを図るための研修を行います。

**1-(3)-2 養育支援訪問事業への支援**

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果等により、養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を実施する市町村職員等のスキルアップを図るための研修を行います。

### (4) 母子生活支援施設等の活用

○ 専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子世帯の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援します。

[本県の取組み]

#### 1-(4)-1 母子生活支援施設等保護費負担金

母子生活支援施設は、18 歳未満の子どもを養育している母子世帯、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子世帯に準じる世帯の女性が、子どもと一緒に利用できる施設です。(特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満 20 歳になるまで利用が可能)

施設には、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計など、母親と子どもが抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にした計画的な専門的支援を行います。(神奈川県内には、現在、11 箇所)

**【支援内容】**

**・母親への日常生活支援**

**・子どもの養育・保育に関する支援**

**・DV 被害からの回避**

**・自立支援計画の策定・実施による自立に向けた支援**

**【窓口】住所地を所管する福祉事務所**

県は、施設入所者の福祉の向上を図るため、母子保護や出産扶助を実施した市に対して、費用の一部を負担しています。

## 2　子どもの生活支援

### (1) 児童養護施設等の退所児童等の支援

○ 自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進します。

○ 児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行い子どもたちの自立を支援します。

［本県の取組み］

#### 2-(1)-1　自立援助ホーム運営費補助

「自立援助ホーム」は、義務教育を終了した 20 歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したものが共同生活を営む住居です。指導員が配置され、児童の相談その他日常生活上の援助、生活指導、就業の支援を行っています。

神奈川県内には、平成 26 年 10 月 1 日現在で8箇所（横浜市[4]、川崎市[1]、相模原市[1]、茅ヶ崎市[1]、南足柄市[1]）設置されており、いずれも民間事業者が運営しています。

（自立援助ホームの建物の賃借に係る経費について国・県・政令市で助成しています。）

#### 2-(1)-2　あすなろサポートステーション事業

平成 26 年度に設置した「あすなろサポートステーション」で、児童養護施設等を退所した児童などが退所後に安定した生活が確保できるように、相談・就業支援、研修等を行っています。

#### 2-(1)-3　あすなろサポーター養成事業

各児童養護施設に、「あすなろサポートステーション」と連動して児童の社会的自立のための生活、金銭、就労、住居、人間関係など様々な問題の解決を支援する「あすなろサポーター」を配置し、このサポーター養成のための研修等を実施しています。

#### 2-(1)-4　児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助

児童養護施設や母子生活支援施設などに入所中または退所した子どもや女性（以下、「子ども等」）が就職に際して、また住宅を賃借する際に親等による保証人が得られにくく、就職やアパートの賃借が困難になる場合があることから、施設長等（＝施設長、里親、児童相談所長）が保証人となった場合に利用できる制度です。

保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに賠償額のうち、一定額を支払われます。

全国社会福祉協議会が運営主体となっていますが、保証料は、国と県で負担しています。

利用を希望する児童は、入所施設へ相談し、施設から県へ申請を行います。

#### 2-(1)-5　未成年後見人報酬等補助

児童相談所長は、親権を行う者又は未成年後見人がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の請求をしなければならないこととされています。

親族や弁護士などが未成年後見人として、親権者に代わって契約を結んだりしていますが、このうち、親族・入所施設の施設長・里親以外の未成年後見人について、必要となる損害保険料の一部を県が補助しています。

#### 2-(1)-6　児童保護措置費 《再掲》

県が児童養護施設等に措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して、負担しています。

2-(1)-7　施設入所児童処遇費　《再掲》

県が民間児童養護施設等に措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して負担しています。

2-(1)-8　県立児童福祉施設入所者処遇費《再掲》

県が児童養護施設等に措置した児童の養育に対する費用を負担しています。

2-(1)-9　県立児童福祉施設機能強化事業

虐待環境児童の入所割合が高い県立児童福祉施設へ専門職員を配置し、入所児童に対する心理療法や入所児童の保護者に対する家族療法などを実施しています。

2-(1)-10 障害児施設等措置費

保護者がいない等により、指定障害児入所施設の利用契約の締結が困難な児童について、県が児童福祉法上の措置を取り、入所後の保護養育等に要する経費を負担しています。

2-(1)-11 障害児入所給付費

入所給付決定保護者が指定障害児入所施設に入所の申込みを行い、当該施設から障害児入所支援を受けたときは、当該保護者に対し、障害児入所給付費等を支払います。

2-(1)-12 子育て短期支援事業への支援《再掲》

保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等で保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。

**(2) 食育の推進に関する支援**

**○ 乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあるため、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会を活用して、食育を推進します。**

**○ 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を活用した指導を行い、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。**

[本県の取組み]

2-(2)-1　乳幼児健康診査

1歳6ヶ月と3歳の子どもを対象に市町村が実施する健康診査です。保健所や医療機関等において身体の発育状態や栄養状態などを確認し、異常等の早期発見や指導等を行います。

2-(2)-2　児童福祉施設等への指導・監査

保育所や児童養護施設等への定期的な指導・監査において「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」等を活用した指導等を行い、食育の推進を図っています。

### 2-(2)-3　児童養護施設等の家庭的養護の推進

社会的養護は、できる限り家庭に近い環境で行われることが望ましいため、里親及びファミリーホーム、グループホーム、本体施設が概ね3分の1ずつという姿に変えていくという国の方針を踏まえ、本県においても今後、施設の小規模化や家庭的養護（里親家庭、ファミリーホームに迎え入れて行う養育）の支援を進めていきます。

施設が小規模化されると、キッチンを備えた家庭に近い環境が整うため、職員と共に調理する機会も提供できるようになり、食育の充実が図られます。

**(3) ひとり親世帯や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援**

**○ 生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子どもを対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施します。**

**○ 就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成 29 年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進します（再掲）。**

**○ ひとり親世帯の子どもの保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブ等にて、ひとり親世帯への特別の配慮を行います。（再掲）**

［本県の取組み］

### 2-(3)-1　生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援　《一部再掲》

生活保護世帯を中心とした生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることを目指し、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開しています。

**○ 子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施**

生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育むための居場所づくりについて実施します。

### 2-(3)-2　保育所の整備等 《再掲》

保育所による保育を希望する全ての家族が公的な保育サービスを利用できるよう、市町村と連携し、保育所等の整備や保育士の確保、育成などに取り組みます。

### 2-(3)-3　子育て短期支援事業への支援　《再掲》

保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等で保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。

### 2-(3)-4　放課後児童クラブの設置・運営に対する支援　《再掲》

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生等が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、児童の健康管理や遊びを通じて、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。

## 3　関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

### (1) 関係機関の連携

○ 困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子どもたちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して支援します。

［本県の取組み］

3-(1)-1　生活困窮者自立促進支援《再掲》　【H27 新規】

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。

3-(1)-2　かながわ子ども･若者総合相談事業

子ども・若者育成支援推進法に基づき青少年センター(横浜市西区)に開設したかながわ子ども・若者総合相談センターにおいて、子ども・若者が抱える様々な悩みについての一次相談窓口を運営しています。

かながわ子ども・若者総合相談センター（「ひきこもり地域支援センター」と一体運営）
・電話相談受付時間：　9 時から 12 時、13 時から 16 時（月曜日と年末年始を除く毎日）
・面接相談受付　　：　電話相談の後に必要に応じて予約制で実施

3-(1)-3　子どもの心の診療ネットワーク事業

困難な症例に対する診療支援や医学的支援、地域の医療機関との連携会議を開催し、子どもの心の診療関係者に対する研修実施しています。その他、普及啓発、・情報提供事業も実施しています。

3-(1)-4　外国籍県民相談事業 （一般・法律）《再掲》

県内に在住在勤する外国籍の人々が、言語や文化、習慣等の違いにより生じる生活上の諸問題を解決するために適切な助言を行い、必要な生活情報の提供を行っています。

また、災害発生時には、多言語による臨時相談窓口を開設し、適切な助言や必要な生活情報を提供します。

【相談窓口】
① 地球市民かながわプラザ・相談室（横浜市栄区）
② 川崎市民センター県民の声・相談室（川崎市幸区） ※法律相談は未実施
③ 県央地域県政総合センター県民の声・相談室（厚木市）

【対応言語】（※相談窓口により対応言語は異なります。）
英語、中国語、韓国･朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語

3-(1)-5　外国籍県民相談事業（教育）《再掲》

外国籍児童・生徒に対する日本語学習等支援の推進のため、「地球市民かながわプラザ」が有する多文化多言語の資源を活用して、相談事業や地域のボランティア人材と教育現場（教育委員会、学校等）をつなぐ日本語学習等支援に関するコーディネートを行います。

### 3-(1)-6　民生委員・児童委員の活動支援

地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援や資質向上を図るための研修を実施しています。

## 4　子どもの就労支援

| (1) ひとり親世帯の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 |
| --- |
| ○ 自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進します（再掲）。 |

［本県の取組み］

### 4-(1)-1　自立援助ホーム運営費補助 《再掲》

「自立援助ホーム」は、義務教育を終了した 20 歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したものが共同生活を営む住居です。指導員が配置され、児童の相談その他日常生活上の援助、生活指導、就業の支援を行っています。

神奈川県内には、5箇所（横浜市(2)、川崎市(1)、茅ヶ崎市(1)、南足柄市(1)）設置されており、いずれも民間事業者が運営しています。

（自立援助ホームの建物の賃借に係る経費について国・県・政令市で助成しています。）

### 4-(1)-2　あすなろサポートステーション事業 《再掲》

平成 26 年度に設置した「あすなろサポートステーション」で、児童養護施設等を退所した児童などが退所後に安定した生活が確保できるように、相談・就業支援、研修等を行っています。

### 4-(1)-3　あすなろサポーター養成事業 《再掲》

各児童養護施設に、「あすなろサポートステーション」と連動して児童の社会的自立のための生活、金銭、就労、住居、人間関係など様々な問題の解決を支援する「あすなろサポーター」を配置し、このサポーター養成のための研修等を実施しています。

### 4-(1)-4　県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業 《再掲》

県立産業技術短期大学校では、高等学校の新規卒業者を対象に、実践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施しています。

なお、一定の学業成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむをえない事情があると認められる者については、授業料を免除しています。

### 4-(1)-5　県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 《再掲》

県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しています。生活困窮者、災害被災者等特別の事情があると認められる者については授業料を免除しています。

### (2) 親の支援のない子ども等への就労支援

○ 児童養護施設の子どもなど、親の支援が乏しい子どもが、就職し、ひとり立ちできるよう支援します。

［本県の取組み］

#### 4-(2)-1　若年者の就業支援

若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークとも連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、就職活動支援セミナーや就職情報・職業訓練情報の提供などを行っています。

#### 4-(2)-2　あすなろサポートステーション事業 《再掲》

平成 26 年度に設置した「あすなろサポートステーション」で、児童養護施設等を退所した児童などが退所後に安定した生活が確保できるように、相談・就業支援、研修等を行っています。

#### 4-(2)-3　あすなろサポーター養成事業 《再掲》

各児童養護施設に、「あすなろサポートステーション」と連動して児童の社会的自立のための生活、金銭、就労、住居、人間関係など様々な問題の解決を支援する「あすなろサポーター」を配置し、このサポーター養成のための研修等を実施しています。

#### 4-(2)-4　県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業 《再掲》

県立産業技術短期大学校では、高等学校の新規卒業者を対象に、実践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施しています。

なお、一定の学業成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者については、授業料を免除しています。

#### 4-(2)-5　県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 《再掲》

県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しています。生活困窮者、災害被災者等特別の事情があると認められる者については授業料を免除しています。

#### 4-(2)-6　外部機関と連携した就労支援

県立高等学校等においては、働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」などとの連携を一層強化し、学校内で行う訪問相談などを実施しています。

### (3) 高校中退者等への就労支援

○ ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。

○ 高校中退者等についても、若者の就労支援機関等で連携しながら就労への支援を行います。

［本県の取組み］

#### 4-(3)-1　若年者の就業支援 《再掲》

若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークとも連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、就職活動支援セミナーや就職情報・職業訓練情報の提供などを行っています。

### 4-(3)-2　かながわ若者サポートステーション事業　《再掲》

ニート等の働くことに悩みを抱える 30 歳代までの若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行っています。

また、若者が無業者等になることを未然に防止するため、学校と連携した支援を行っています。

**【所在地等】**

**①「県西部地域若者サポートステーション」（小田原市内）（H24.4～）**

**②「県央地域若者サポートステーション」（厚木市内）（H26.4～）**

**※月曜日～金曜日　10 時～17 時　開所**

### 4-(3)-3　県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 《再掲》

県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しています。生活困窮者、災害被災者等特別の事情があると認められる者については授業料を免除しています。

## 5　支援する人員の確保等

(1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

○ 社会的養護を必要とする子どもたちの環境整備のため、「神奈川県家庭的養護推進計画」を策定し、施設の小規模化や里親委託率の向上等、家庭的養護の推進を図ります。

○ また、増加傾向にある児童虐待への対応のため、児童相談所の機能強化及び市町村等関係機関との連携強化を図ってまいります。

[本県の取組み]

5-(1)-1　民間児童福祉施設家庭的養護推進事業費補助　【H27　新規】

平成 26 年度に策定する「神奈川県家庭的養護推進計画」に沿った民間児童養護施設の家庭的養護を推進する取組み（施設の小規模化、自活スキルの獲得支援、愛着関係強化、思春期児童受入、家庭支援強化）を評価し、支援することで、児童福祉施設に入所する児童へのサービス水準の向上を図ります。

5-(1)-2　子ども人権相談室推進事業

児童福祉施設の支援等の質を第三者がチェックする仕組みとして「子ども人権審査委員会」を設置しています。また、施設の基幹的職員研修を実施し、職員の質の確保を図っています。

5-(1)-3　児童相談所業務強化対策事業

市町村及び関係機関との連携強化と、緊急虐待通告に対応するため、24 時間 365 日相談受付ができるよう体制強化を図っています。

5-(1)-4　虐待防止対策推進事業

精神科医、弁護士等が児童相談所職員に対し、専門的な助言、指導を行います。

児童虐待の事実認定のため、医療機関に診断を依頼し、委託した医療機関にて親子関係評価、カウンセリング等を実施します。

5-(1)-5　児童相談所一時保護所心理職員雇用

緊急保護した児童の心理療法を実施し、保護児童の心理検査や評価の実施、一時保護所職員への助言を行っています。

5-(1)-6　児童相談所業務支援システム

児童相談所における相談情報のデータベース化及び処理システムを構築・運用しています。

5-(1)-7　里親支援事業

児童相談所や児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親支援員の配置費用などを負担しています。

(2) 相談職員の資質向上

○ ひとり親世帯の保護者の相談に応じて自立に必要な情報提供等を行う母子父子自立支援員や地域住民のさまざまな相談等に対応している民生委員・児童委員に対して、資質の向上を図るために定期的に研修を行います。

○ 子どもの心に着目した医療・福祉の連携を図るため、医療機関を中心とした関係者の研修事業等を実施しています。

[本県の取組み]

5-(2)-1　母子父子自立支援員の研修実施

母子世帯等の自立支援と母子福祉の推進を図るため、福祉事務所に母子世帯等の各種相談に対し情報提供や指導を行う「母子父子自立支援員」を配置しています。

また、県では定期的に研修を実施し、「母子父子自立支援員」の資質向上を図っています。

5-(2)-2　ケースワーカー・子ども支援員・就労支援員の研修実施

生活保護ケースワーカー・子ども支援員及び就労支援員の資質の維持・向上を図るために、研修を実施しています。

5-(2)-3　子どもの心の診療ネットワーク事業 《再掲》

困難な症例に対する診療支援や医学的支援、地域の医療機関との連携会議を開催し、子どもの心の診療関係者に対する研修実施しています。その他、普及啓発、情報提供事業も実施しています。

5-(2)-4　民生委員・児童委員研修事業

民生委員・児童委員の資質の維持・向上を図るために、新任研修、リーダー研修、テーマ別研修を実施しています。

## 6　その他の生活支援

### (1) 妊娠期からの切れ目ない支援等

○ 家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、保健福祉事務所等で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを目指します。

[本県の取組み]

6-(1)-1 市町村母子保健事業の支援　　【H27　新規】

妊娠・出産等における切れ目のない支援の実現を目指し、市町村母子保健事業従事者の資質を向上させるため、従事者研修会を実施するとともに、母子担当者会議等で、関係機関での情報共有や母子保健事業間の有機的な連携等を図ります。

また、わが国の危機的な人口減少を克服するため、市町村における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備や産後ケア事業等の実施を支援してまいります。

### (2) 住宅支援

○ 母子世帯、父子世帯、多子世帯等、住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行い、子育て世帯等の居住の安定を支援します。

○ 母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要 な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行います。

○ 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。

[本県の取組み]

6-(2)-1 子育てに適する公営住宅の特例入居の実施

小学校就学前の子どもと現在同居し、扶養している者に対して、小学校や中学校の立地状況などの事情を勘案して子育てに適すると考えられる県営住宅を「子育てに適する公営住宅」として提供します。（入居の有効期間は原則として入居日から9年間）

6-(2)-2　公営住宅への多子世帯等の応募にあたっての優遇措置等の実施

県営住宅の入居者募集にあたって、多子世帯（申込者に 18 歳未満の子が3人以上いる世帯）や母子・父子世帯（申込者に配偶者がなく、20 歳未満の子がいる世帯）に対して、抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。（一般の申込者と比較して、新築住宅で5倍相当、空き家で3倍相当の優遇）

また、一般世帯向けとは別に、多家族（5人以上の世帯）向けの特別使用住宅を提供します。

6-(2)-3　母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金貸付金（住宅資金、転宅資金）

配偶者がなく、現に児童等を扶養している方に対して、無利子又は低利で各種資金の貸付を行っています。

① 学資金、②就学支度資金、③修業資金、④技能習得資金、⑤生活資金、⑥医療介護資金、⑦住宅資金、⑧転宅資金、⑨就職支度資金、⑩事業開始資金、⑪事業継続資金、⑫結婚資金

**⑦住宅資金**

住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し又は増築するために必要な資金

**【貸付限度額】** 1,500,000 円
**（特別な場合** 2,000,000 円）

**⑧転宅資金**

住居を移転するために必要な資金

**【貸付限度額】** 260,000 円

**【窓口】市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所**

### 6-(2)-4 住居確保給付金の支給 【H27 新規】

離職者であって住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対し、住居と就労機会の確保のため住居費（家賃）について3か月間支給します。

（但し、この給付金を受けるためには、世帯の合計収入額と預貯金額が一定額以下であること、求職活動を行っていることなど、必要な要件を全て満たす必要があります。）

月ごとに家賃額を支給します。

ただし、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の収入合計額が、住宅扶助基準に基づく額を超える場合については、次に揚げる計算式により算出される金額を支給します。

支給額 ＝ 家賃額 － （月の世帯収入 － 基準額 ）

「基準額」は、各市町村の条例において定められている市町村民税の均等割の非課税限度額×1/12

# 主要施策3　保護者に対する就労の支援

| 大柱 | 小柱 | 具体的な取組み |
|---|---|---|
| 1 | **親の就労支援・学び直しなど** | |
| | (1)　親の就労支援 | 1　神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター |
| | | 2　女性就業支援事業 |
| | | 3　ワーキングマザー両立応援事業 |
| | | 4　労働相談事業 |
| | | 5　自立支援教育訓練給付 |
| | | 6　高等職業訓練促進給付金等の支給 |
| | | 7　県立職業技術校の短期課程訓練推進事業 |
| | | 8　離職者等委託訓練事業 |
| | | 9　介護福祉士養成委託訓練事業 |
| | | 10　保育士養成委託訓練事業　【H27 新規】 |
| | | 11　中高年齢者の就業支援 |
| | | 12　生活保護受給者等就労自立促進事業等 |
| | | 13　技術校生等就職促進事業 |
| | | 14　職業訓練手当支給費 |
| | | 15　障害者就職促進委託訓練事業 |
| | | 16　障害者職業能力開発事業 |
| | (2)　親の学び直しの支援 | 1　自立支援教育訓練給付 |
| | | 2　高等職業訓練促進給付金等の支給 |
| | | 3　離職者等委託訓練事業 |
| | | 4　県立職業技術校の短期課程訓練推進事業 |
| | | 5　介護福祉士養成委託訓練事業 |
| | | 6　保育士養成委託訓練事業　【H27 新規】 |
| | | 7　生活保護(生業扶助) |
| | (3)　就労機会の確保 | 1　女性就業支援事業 |

# 1　親の就労支援・学び直しなど

## (1) 親の就労支援

○ ひとり親世帯の雇用形態の改善のため、キャリアアップのための職業訓練等を行います。
○ 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親世帯の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行います。
○ 高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親世帯への就業支援を行い、親の就労機会の確保に努めます。
○ 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施します。
○ 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給します。

[本県の取組み]

### 1-(1)-1　神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター

養育相談事業や就業相談、養育費相談、就職支援のためのパソコン講座等を行っています。（来所が難しい方は電話相談も可）

### 1-(1)-2　女性就業支援事業　《再掲》

育児等を理由に就業を断念、あるいは離職せざるを得ない女性を支援するため、「かながわ総合しごと館スマイルワーク」のひとつであるマザーズハローワーク横浜[横浜市西区]内において国と連携し、相談事業を実施しています。

あわせて、就職のための面接を受けようとする女性を対象に、県事業として無料でスーツの貸出を行うとともに、キャリア形成に資するセミナーを別途実施しています。

また、仕事と子育て等を両立する働き方のひとつとしての起業を支援するため、セミナー等を実施しています。

### 1-(1)-3　ワーキングマザー両立応援事業　《再掲》

仕事と家庭の両立を希望する女性労働者を対象にした個別カウンセリングやセミナーを実施しています。

**①ワーキングマザー両立応援カウンセリング**

両立に対する負担や不安感を軽減するための個別カウンセリングを実施しています。
（H26 は、横浜・川崎・県央・湘南・ハローワーク川崎の5会場で実施）

**②ワーキングマザー両立応援セミナー**

時間管理や、職場・家庭におけるコミュニケーション術などをテーマとしたセミナーを実施しています。

### 1-(1)-4 労働相談事業

労働者や事業主の抱える労働問題を解決するため、職員による労働相談、弁護士等の専門相談員による高度な法律問題等についての相談、通訳を配置しての外国人労働相談を実施しています。

また、厳しい雇用情勢を踏まえ、様々な相談機会を提供するため、街頭労働相談や日曜労働相談などを行うほか、労働委員会において個別労働関係紛争のあっせんを実施しています。

### 1-(1)-5 自立支援教育訓練給付

母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。

本県では、県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子世帯の母又は父子世帯の父に対して、対象講座の受講料の2割相当額を支給しています。

**【支給要件】※次の要件を全て満たす必要があります**

- **児童扶養手当支給水準の母子世帯の母又は父子世帯の父**
- **適職に就くために必要であることが相談を通して認められる者**
- **雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のない者**

**【支給額】 対象講座の受講料の2割相当額（上限10万円、下限4千円）**

### 1-(1)-6 高等職業訓練促進給付金等の支給

母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。

母子世帯の母又は父子世帯の父の訓練受講中の生活の安定を図るため、2年以上養成機関で修業する場合に、一定期間「「高等職業訓練促進給付金」を支給し、生活の負担を軽減するとともに、養成機関で修業が終了した場合に、「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。

**【支給要件】※次の要件を全て満たす必要があります**

- **児童扶養手当受給者またはそれと同等の所得水準にある母子世帯の母又は父子世帯の父**
- **資格取得の可能性が高く適職に就くために必要であることが相談を通じて認められる母子世帯の母又は父子世帯の父**

**【支給額】**

| 区　　分 | 高等職業訓練促進給付金<br>（※支給期間の上限は2年間） | 高等職業訓練修了支援給付金 |
|---|---|---|
| 市町村民税非課税者 | 月額　100,000円×修業期間<br>（年間最大　1,200千円） | 1回　50,000円<br>（卒業時支給） |
| 上記以外の者 | 月額　70,500円×修業期間<br>（年間最大　846千円） | 1回　25,000円<br>（卒業時支給） |

**【対象資格】**

**2年以上修業する必要があり、資格取得後当該職種への就労が見込まれる専門的な資格で、都道府県等の長が地域の実情で認める資格**

**⇒（准）看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士　等**

### 1-(1)-7 県立職業技術校の短期課程訓練推進事業

県立職業技術校では、主として離転職者を対象に、再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しています。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

### 1-(1)-8 離職者等委託訓練事業

離職者を対象に、民間教育訓練機関等に委託して IT を活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練等を実施しています。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

### 1-(1)-9 介護福祉士養成委託訓練事業

離職者を対象に、民間教育訓練機関等に委託して介護福祉士の職業に就くために必要な知識、技術を習得する訓練を実施しています。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

### 1-(1)-10 保育士養成委託訓練事業 【H27 新規】

離職者を対象に、民間教育訓練機関等に委託して保育士の職業に就くために必要な知識、技術を習得する訓練を実施しています。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

### 1-(1)-11 中高年齢者の就業支援

中高年齢者の多様な就業ニーズへの対応や求職者等を支援するため、『シニア・ジョブスタイル・かながわ』を中心に、国のハローワークとも連携し、キャリアカウンセリングや専門相談、セミナー等を実施しています。

『シニア・ジョブスタイル・かながわ』(通称:ジョブスタ)

→求職中の中高年齢者の方、定年後も働き続けたいシニア世代の方々のための、神奈川県の就業支援施設。40歳以上の皆さんにご利用いただけます。(無料)

【所在地】 横浜市西区北幸1－11－15横浜 ST ビル5階

【利用時間】 月曜日から土曜日の午前9時30分から午後6時まで

(日曜・祝日・年末年始は休業。受付は終了時間の30分前まで)

### 1-(1)-12 生活保護受給者等就労自立促進事業等

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者に加え、生活保護の相談・申請段階の者を含め、広く生活困窮者を対象として、福祉事務所とハローワークとの連携により、就労支援チームを設置し、決定された支援方針に基づき、就労支援を行っています。

そのほか、福祉事務所の就労支援プログラムを活用した支援、福祉事務所に配置された就労支援員による支援、生活保護ケースワーカーによる支援を行っています。

### 1-(1)-13 技術校生等就職促進事業

職業技術校等に求人開拓推進員を配置し、職業訓練受講者及び訓練修了後1年未満の修了生を対象に、就職先の開拓、就職相談、無料職業紹介を行い、技術校生の就職を支援しています。

### 1-(1)-14 職業訓練手当支給費

障害者等で公共職業安定所長の受講指示により公共職業能力開発施設等に入校した場合の訓練期間中に手当てを支給しています。

1-(1)-15 障害者就職促進委託訓練事業

障害者の態様に応じた短期間の多様な職業訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施しています。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

1-(1)-16 障害者職業能力開発事業

障害者職業能力開発校等において、障害の程度や適正に応じた職業訓練を実施しています。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

(2) 親の学び直しの支援

○ 親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。

○ 生活保護を受給しているひとり親世帯の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給します。

[本県の取組み]

1-(2)-1 自立支援教育訓練給付 《再掲》

資格取得を支援することで経済的自立促進を図るため、母子世帯の母の訓練受講中の生活安定のための給付金を支給します。

本県では、県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子世帯の母又は父子世帯の父に対して、対象講座の受講料の２割相当額を支給しています。

【支給要件】※次の要件を全て満たす必要があります

・児童扶養手当支給水準の母子世帯又は父子世帯の父

・適職に就くために必要であることが相談を通して認められる者

・雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のない者

【支給額】対象講座の受講料の2割相当額(上限10万円、下限4千円)

1-(2)-2 高等職業訓練促進給付金等の支給 《再掲》

資格取得を支援することで経済的自立促進を図るため、母子世帯の母の訓練受講中の生活安定のための給付金を支給しています。

母子世帯の母又は父子世帯の父の訓練受講中の生活の安定を図るため、2年以上養成機関で修業する場合に、一定期間「「高等職業訓練促進給付金」を支給し、生活の負担を軽減するとともに、養成機関で修業が終了した場合に、「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。

【支給要件】※次の要件を全て満たす必要があります

・ 児童扶養手当受給者またはそれと同等の所得水準にある母子世帯の母又は父子世帯の父

・ 資格取得の可能性が高く適職に就くために必要であることが相談を通じて認められる母子世帯の母又は父子世帯の父

【支給額】

| 区　　分 | 高等職業訓練促進給付金<br>(※支給期間の上限は2年間) | 高等職業訓練修了支援給付金 |
|---|---|---|
| 市町村民税非課税者 | 月額　100,000円×修業期間<br>(年間最大　1,200千円) | 1回　50,000円<br>(卒業時支給) |
| 上記以外の者 | 月額　70,500円×修業期間<br>(年間最大　846千円) | 1回　25,000円<br>(卒業時支給) |

【対象資格】

**2年以上修業する必要があり、資格取得後当該職種への就労が見込まれる専門的な資格で、都道府県等の長が地域の実情で認める資格**

**⇒（准）看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士　等**

**1-(2)-3　離職者等委託訓練事業　《再掲》**

離職者を対象に、民間教育訓練機関等に委託して IT を活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練等を実施しています。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

**1-(2)-4　県立職業技術校の短期課程訓練推進事業 《再掲》**

県立職業技術校では、主として離転職者を対象に、再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しています。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

**1-(2)-5　介護福祉士養成委託訓練事業 《再掲》**

離職者を対象に、民間教育訓練機関等に委託して介護福祉士の職業に就くために必要な知識、技術を習得する訓練を実施しています。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

**1-(2)-6　保育士養成委託訓練事業 《再掲》**　　**【H27 新規】**

離職者を対象に、民間教育訓練機関等に委託して保育士の職業に就くために必要な知識、技術を習得する訓練を実施しています。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

**1-(2)-7　生活保護（生業扶助）**

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分自身の力で生活が成り立つように、必要な援助をすることを目的とした国の制度です。

福祉事務所では、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給しています。

生活保護のうち、「生業扶助」として、親が、高等学校等へ就学し、卒後資格を得て就労することにより、収入増加や保護からの自立につながるなどの場合に、就学費用が支給されます。

**(3)　就労機会の確保**

**○　ひとり親世帯の親が子どもを育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進します。**

[本県の取組み]

**1-(3)-1　女性就業支援事業　　《再掲》**

育児等を理由に就業を断念、あるいは離職せざるを得ない女性を支援するため、「かながわ総合しごと館スマイルワーク」のひとつであるマザーズハローワーク横浜［横浜市西区］内において国と連携し、相談事業を実施しています。

あわせて、就職のための面接を受けようとする女性を対象に、県事業として無料でスーツの貸出を行うとともに、キャリア形成に資するセミナーを別途実施しています。

また、仕事と子育て等を両立する働き方のひとつとしての起業を支援するため、セミナー等を実施しています。

# 主要施策4　経済的支援

| 大柱 | 小柱 | 具体的な取組み |
|---|---|---|
| 1　家計を支えるその他の経済的支援 | | |
| | (1)　児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援 | ★1　児童扶養手当 |
| | | 2　特別児童扶養手当 |
| | | 3　児童手当 |
| | (2)　ひとり親世帯の支援施策についての調査等の検討 | 1　神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画の策定 |
| | (3)　母子福祉資金貸付金等によるひとり親世帯への経済的支援 | 1　母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 |
| | | 2　寡婦控除のみなし適用　【H27 新規】 |
| | (4)　生活保護世帯の子どもの進学時の支援 | 1　生活保護（生業扶助） |
| | (5)　養育費の確保に関する支援 | 1　母子家庭等就業・自立支援センター |
| | (6)　医療費の助成など | 1　ひとり親家庭等医療費助成事業費補助 |
| | | 2　小児医療費助成事業 |
| | | 3　小児慢性特定疾病医療費助成制度 |

★は指標とした施策

# 1　家計を支えるその他の経済的支援

| (1) 児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援 |
| --- |
| ○ 児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親世帯の児童や障害児に対して経済的支援を行います。<br>○ また、児童手当により、子育て世帯への経済的支援を行います、 |

[本県の取組み]

## 1-(1)-1　児童扶養手当　**指標 13 関係**

父母の離婚、父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童（ひとり親世帯の子ども）について、手当を支給しています。これにより、母子世帯等の生活の安定と自立を促進します。手当の額は所得に応じて変動します。手当支給に係る費用の一部を県が負担しています。

**【支給額】**

**・児童１人　　：月額 42,000 円～ 9,910 円**

**・児童２人　　：月額 47,000 円～14,910 円**

**・児童３人以上：３人目から児童１人増すごとに、3,000 円加算**

**※児童扶養手当の公的年金との併給調整について**

今まで児童扶養手当は、公的年金等（障害基礎年金で上記に該当する場合を除きます。）を受給できる場合には児童扶養手当を支給しないことで併給調整をしてきましたが、これを見直し、児童扶養手当の額よりも少額の公的年金等を受給する場合には、その差額分の児童扶養手当が支給されます。

## 1-(1)-2　特別児童扶養手当

「特別児童扶養手当」は、精神、知的又は身体障害等で政令で定める程度以上の障害のある 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童を監護している父母又は養育者に対して支給される手当です。手当支給に係る費用の一部を県が負担しています。

**【支給額】**

**・重度障害児の場合（１級）：１人につき月額 51,100 円**

**・中度障害児の場合（２級）：１人につき月額 34,030 円**

## 1-(1)-3　児童手当

0歳から中学生までの児童を養育している世帯等に手当を支給します。手当の額は児童の年齢や所得に応じて変動します。手当支給に係る費用の一部を県が負担しています。

**【支給額】**

**・３歳未満　　：月額 15,000 円**

**・３歳以上小学校修了前（第１子・第２子）：月額 10,000 円**

**・３歳以上小学校修了前（第３子以降）　：月額 15,000 円**

**・中学生　　：月額 10,000 円**

### (2) ひとり親世帯の支援施策についての調査等の検討

○ ひとり親世帯の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査等の実施を検討します。

[本県の取組み]

**1-(2)-1 「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定**

本県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「神奈川県母子家庭等自立促進計画」を策定しています。この計画の中で、母子世帯の状況について調査・評価を行います。

### (3) 母子福祉資金貸付金等によるひとり親世帯への経済的支援

○ 母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子世帯に拡大されたところであるが、貸付事務等の円滑な履行に努めてまいります。

[本県の取組み]

**1-(3)-1 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金貸付金 《再掲》 指標 18・19 関係**

配偶者がなく、現に児童等を扶養している方に対して、無利子又は低利で各種資金の貸付を行っています。

① 学資金、②就学支度資金、③修業資金、④技能習得資金、⑤生活資金、⑥医療介護資金、⑦住宅資金、⑧転宅資金、⑨就職支度資金、⑩事業開始資金、⑪事業継続資金、⑫結婚資金

**①修学資金**

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校に修学するために必要な授業料等の資金

**【貸付限度額】**

| | |
|---|---|
| ・高校(公立) | 月額 18,000 円 |
| ・高校(私立) | 月額 30,000 円 |
| ・高等専門学校(私立) | 月額 32,000 円 |
| ・短期大学・専修学校(私立) | 月額 53,000 円 |
| ・大学(公立) | 月額 45,000 円 |
| ・大学(私立) | 月額 54,000 円 |

**②就学支度資金**

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校の入学に必要な入学金等の資金

**【貸付限度額】**

| | |
|---|---|
| ・高校(公立) | 150,000 円 |
| ・高校(私立) | 410,000 円 |
| ・高等専門学校(私立) | 410,000 円 |
| ・短期大学・専修学校(私立) | 580,000 円 |
| ・大学(公立) | 370,000 円 |
| ・大学(私立) | 580,000 円 |

**③修業資金**

事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金

【貸付限度額】 月額 68,000 円
運転免許取得の場合、460,000 円

④技能習得資金
生計を安定させるため、必要な知識、技能を習得するために必要な資金

【貸付限度額】 月額 68,000 円
運転免許取得の場合、460,000 円
一括貸付 816,000 円

⑤生活資金
知識技能を修得する間、医療又は介護を受けている間、母子世帯になって間もない間（7年未満）、失業中のいずれかの期間に生活を安定させるために必要な資金

【貸付限度額】
・知識技能を修得する間 月額 141,000 円（生計維持者でない場合は 69,000 円）
・医療又は介護を受けている間 月額 103,000 円（生計維持者でない場合は 69,000 円）
・母子世帯になって間もない間 月額 103,000 円（生計維持者でない場合は 69,000 円）
・失業中 月額 103,000 円（生計維持者でない場合は 69,000 円）

⑥医療介護資金
医療又は介護を受けるために必要な資金（1年以内に限る）

【貸付限度額】
・医療 340,000 円
（特に経済的に困難な場合 480,000 円）
・介護 500,000 円

⑦住宅資金
住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し又は増築するために必要な資金

【貸付限度額】 1,500,000 円
（特別な場合 2,000,000 円）

⑧転宅資金
住居を移転するために必要な資金

【貸付限度額】 260,000 円

⑨就職支度資金
就職するために必要な被服等の資金

【貸付限度額】 100,000 円
（車購入の場合 320,000 円）

⑩事業開始資金
事業を開始するのに必要な設備、機械、材料等の購入資金

【貸付限度額】 2,830,000 円

1-(3)-2 寡婦(夫)控除のみなし適用 【H27 新規】

所得税法等における寡婦(夫)控除は、結婚歴のあるひとり親世帯のみに適用されていることから、所得税額や所得税額に基づいて算定する利用料等について、結婚歴の有無で差が発生していましたが、結婚歴のないひとり親世帯についても寡婦(夫)控除が適用されたとみなして利用料等を算定する「みなし適用」を平成 27 年 7 月より実施します。

**(4) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援**

**○ 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとしています。**

[本県の取組み]

1-(4)-1 生活保護(生業扶助) 《一部再掲》

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分自身の力で生活が成り立つように、必要な援助をすることを目的とした国の制度です。

福祉事務所では、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費(生活に必要な費用の合計額)と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給しています。

「生業扶助」において、高等学校等への就学費は、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代等が支給されます。

また、高校生の就労収入について、保護から自立するために大学等への進学費用に充てる場合は、一定の要件の下、収入として認定しない取扱いとしています。

**(5) 養育費の確保に関する支援**

**○ 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費に関する相談に応じています。**

[本県の取組み]

1-(5)-1 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター 《再掲》

養育相談事業や就業相談、養育費相談、就職支援のためのパソコン講座等を行っています。(来所が難しい方は電話相談も可)

**(6) 医療費の助成など**

**○ 子どもの健やかな成長のためには、適時に必要な医療サービスが受けられることが必要です。生活困窮の状況にあっても医療機関を受診できるよう、各市町村において小児医療費への助成等を行っています。**

[本県の取組み]

1-(6)-1 ひとり親家庭等医療費助成事業 《再掲》

市町村が実施主体となり、ひとり親世帯等の世帯員が病気等で受診した場合に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成するものです。ただし、子どもの年齢制限や所得制限等があります。

【窓口】各市町村

### 1-(6)-2 小児医療費助成事業 《再掲》

市町村が実施主体となり、他の公費負担制度に該当しない場合の小児医療費の自己負担分を給付する事業です。

ただし、子どもの年齢制限や所得制限等があります。

**【窓口】各市町村**

### 1-(6)-3 小児慢性特定疾病医療費給付制度 《再掲》

原則 18 歳未満で、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童の入院・通院にかかる医療費の自己負担分の全部又は一部を国・県で負担しています。

（所得に応じて自己負担額が異なります。）

**【対象疾患群】**

**悪性新生物（がん）、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患・免疫疾患、、神経・筋疾患、慢性消化器疾患**

**【窓口】政令市、中核市、各県保健福祉事務所**

# 第５章　計画の推進と情報の提供

本県における子どもの貧困対策を総合的に推進するため、全庁的な推進体制のもと定期的に本計画の進捗管理を行います。

また、本計画により体系化した子どもの貧困対策に関連する施策等について、県民のみなさんへ情報提供を行います。

## １　計画の進捗管理

構成事業については、毎年度、事業の実施状況（予算等）を確認し、必要に応じて見直しを行います。

また、計画期間の５年間が終了した時点で、取組みの実績について検証・評価を行うとともに、法令等の改正状況も踏まえて、計画全体の見直しを行います。

## ２　情報提供

県のホームページを利用して、本計画でまとめた子どもの貧困対策の関連施策等を情報提供し、必要な支援に関する情報へのアクセスを向上させます。

**県のホームページでの情報提供について（参考）**

**１　具体的な子どもの状況から見る支援メニューの例示**

具体的な子どもの状況を想定した上で、当該状況において利用可能な支援メニューを選択し、例示するなど、支援を必要とする方にとって、わかりやすい情報提供を図ります。

**２　奨学金等の一覧**

大学等への進学を目指す子どもが利用できる奨学金等の一覧を掲示するなど、進学に必要な具体的な支援（経済的支援）に係る情報提供を行います。

**３　生活に関する支援機関などの一覧**

学びの機会確保のためには、その前提として生活の安定が欠かせません。食事の提供や就労支援など、基本的な生活を支える支援機関等の情報提供を行います。

**４　関連施策インデックス（対象年齢別、支援カテゴリ別など）**

計画では、数多くの関連施策を記していますが、子ども・親・支援機関などが、どの支援が利用可能なのかについて、例えば、対象年齢別や支援カテゴリ別で関連施策を並べ替えて一覧表示するなどの工夫により、わかりやすい情報提供を図ります。

# 第６章　調査研究

本県における子どもの貧困対策については、多くの支援がありますが、既存の支援に係る情報が十分届いておらず、必要な支援が行き届いていないことも懸念されます。

より効果的な支援が実施されるよう、今後、調査研究により、現況把握と、支援とニーズのミスマッチの確認を行いつつ、必要な施策の検討につなげてまいります。

（平成 27 年度は、児童扶養手当受給者を対象とした調査を予定しています。調査結果については、子どもの貧困対策の関連施策と同様にホームページで公表予定です。）

**【ひとり親世帯等を対象に実施したアンケート調査（平成 26 年度）】　n＝179**

神奈川県内のひとり親世帯等の自立支援策にかかるニーズを把握し、今後の施策検討の基礎資料とするため、平成 26 年９月３日から９月 30 日までの期間で、就業支援事業などの県事業の参加者や（一財）神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会の各地区母子会を通じて調査を実施しました。

［結果概要］

1　あなたは次の制度について知っていますか。（上位 3 件）

| 知っている | | | 知らない | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | 児童扶養手当の受給 | 175 人 | ① | 子育て短期支援事業 | 132 人 |
| ② | ひとり親家庭等医療費助成 | 170 人 | ② | 母子生活支援施設 | 98 人 |
| ③ | ハローワーク | 166 人 | ③ | 母子家庭等日常生活支援事業 | 96 人 |

2　あなたは次の制度を利用したことがありますか。そのうち、特に役に立った制度は何ですか（上位 3 件）

| 利用したことがある制度 | | | 特に役に立った制度 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | 児童扶養手当の受給 | 119 人 | ① | ひとり親家庭等医療費助成 | 63 人 |
| ② | ひとり親家庭等医療費助成 | 117 人 | ② | 児童扶養手当の受給 | 62 人 |
| ③ | ハローワーク | 77 人 | ③ | 公共料金等の免除 | 30 人 |

3　今後利用したい制度はどれですか。（上位 3 件）

| | | |
|---|---|---|
| ① | ひとり親家庭等医療費助成 | 65 人 |
| ② | ハローワーク | 64 人 |
| ③ | ひとり親対象の就業支援講習会、求人情報の提供及び就業相談 | 61 人 |

4　ひとり親家庭に必要な支援策はどれですか。（上位 3 件）

| | | |
|---|---|---|
| ① | 児童扶養手当の充実 | 129 人 |
| ② | 就業のための訓練受講への経済的支援 | 118 人 |
| ③ | 臨時の際の子どもの一時預かりサービス | 114 人 |

# 索　引（50 音順）

あ

あすなろサポーター.....49, 50, 56, 61, 62

あすなろサポートステーション.....49, 50, 56, 61, 62

い

一時預かりサービス.....81

一時保護児童教育推進事業..... 31, 38

医療介護資金 ..... 39, 42, 52, 53, 66, 76, 77

お

おおいそ学園学校教育推進事業..... 31, 35, 41

か

外国人学校生徒等支援事業 ..... 31, 35, 41

外国人労働相談.....70

外国籍県民相談.....31, 34, 49, 53, 59

外国籍県民相談事業（教育）.....31, 34, 49, 59

介護福祉士養成委託訓練事業 ..... 68, 71, 73

神奈川県家庭的養護推進計画 .....64

神奈川県看護師等修学資金貸付金..... 32, 43, 46

神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター. 68, 69, 78

神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会.....81

かながわ子ども・若者総合相談 ..... 49, 59

かながわ子ども・若者総合相談センター .....59

かながわ総合しごと館スマイルワーク ..... 51, 69, 73

かながわ農業アカデミー特例 ..... 32, 43, 46

かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度. 32, 43, 45

かながわ若者サポートステーション .....31, 36, 50, 63

かながわ若者就職支援センター .....62

寡婦（夫）控除のみなし適用.....78

寡婦福祉資金22, 25, 27, 30, 31, 32, 39, 42, 43, 49, 50, 52, 66, 74, 76

き

技術校生等就職促進事業 ..... 68, 71

技能習得資金 ..... 39, 42, 52, 66, 76, 77

教育扶助..... 32, 47

け

結婚資金.....39, 42, 52, 66, 76

県立学校授業料等免除制度.....31, 32, 39, 45

県立看護専門学校の授業料の減免制度..... 32, 43, 46

県立産業技術短期大学校..... 32, 43, 45, 50, 61, 62

県立産業技術短期大学校の専門課程訓練32, 43, 45, 50, 61, 62

県立職業技術校.....32, 45, 50, 61, 62, 63, 68, 70, 73

県立職業技術校の職業訓練生福利厚生事業..... 32, 45

県立職業技術校の普通課程訓練推進事業32, 45, 50, 61, 62, 63

県立保健福祉大学の入学料、授業料の減免制度32, 43, 46

こ

公営住宅の特例入居..... 50, 66

合計特殊出生率..... 7, 21

高校生等奨学給付金（公立高校・私立高校）31, 32, 35, 39, 46

高等学校等就学支援金制度（公立高校） ..... 31, 34, 39

高等学校等就学支援事業（私立高校） ..... 31, 35, 39

高等学校等進学率..... 5, 9, 24, 27

高等職業訓練促進給付金.....68, 69, 70, 72

国勢調査..... 7, 18

国民生活基礎調査..... 5

子育て短期支援事業.....49, 54, 57, 58, 81

子ども支援員 .....44, 50, 51, 65

子ども人権相談室..... 50, 64

子どもの健全育成プログラム .....44

子どもの心の診療ネットワーク.....49, 50, 59, 65

子供の貧困対策に関する大綱 ..... 3, 5, 21

子どもの貧困対策の推進に関する法律..... 3, 5, 21

子どもの貧困率 .....5, 6, 7, 8, 24, 30

さ

里親 .....50, 56, 58, 64

し

事業開始資金 ..... 39, 42, 52, 53, 66, 76, 77

事業継続資金 .....39, 42, 52, 66, 76

市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金 .. 31, 38

児童虐待相談対応件数 .....3, 13, 21

児童相談所 ..... 3, 13, 21, 33, 38, 44, 50, 56, 64

児童手当..... 30, 74, 75

児童扶養手当 ..... 22, 24, 27, 30, 70, 71, 72, 74, 75, 81

児童保護措置費.....32, 44, 49, 56

児童養護施設9, 10, 13, 21, 22, 23, 24, 27, 44, 48, 49, 50, 54, 56, 57, 58, 61, 62, 64

シニア・ジョブスタイル・かながわ .....71

指標3, 6, 21, 22, 23, 24, 25, 27, 28, 29, 32, 33, 34, 38, 39, 42, 45, 46, 74, 75, 76
就学援助制度 ..... 28, 47
就学支度資金 ..... 27, 31, 32, 39, 40, 42, 43, 52, 66, 76
住居確保給付金 ..... 50, 66, 67
就職支度資金 ..... 39, 42, 52, 53, 66, 76, 77
就職率 ..... 9, 10, 22, 27, 28
住宅資金 ..... 39, 42, 50, 52, 53, 66, 67, 76, 77
柔軟な学びのシステムの活用 ..... 31, 35
修業資金 ..... 39, 42, 52, 66, 76
障害者就職促進委託訓練 ..... 68, 72
障害者職業能力開発事業 ..... 68, 72
奨学金 ..... 22, 25, 27, 28, 31, 32, 39, 42, 46, 80
小児医療費 ..... 49, 52, 74, 78, 79
小児慢性特定疾病医療費給付制度 ..... 79
職業訓練手当支給費 ..... 68, 71
女性就業支援事業 ..... 49, 51, 68, 69, 73
自立援助ホーム ..... 49, 50, 56, 61
私立学校生徒学費緊急支援補助金 ..... 31, 35, 41
私立高等学校等生徒学費補助金 ..... 31, 35, 41
自立支援教育訓練給付 ..... 68, 70, 72
進路指導推進事業 ..... 32, 41

す

スクールカウンセラー ..... 25, 27, 31, 32, 33, 34, 38, 45
スクールソーシャルワーカー 22, 25, 27, 31, 32, 33, 38, 44, 45

せ

生活困窮者自立支援法 ..... 51, 66
生活困窮者自立促進支援 ..... 49, 51, 59
生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援 32, 44, 49, 51, 58
生活資金 ..... 39, 42, 52, 53, 66, 76, 77
生活福祉資金 ..... 31, 40
生活扶助 ..... 47
生活保護(教育扶助) ..... 32, 47
生活保護(生業扶助) ..... 68, 73, 74, 78
生活保護受給者等就労自立促進事業 ..... 68, 71

そ

相対的貧困 ..... 2, 7, 18

た

大学等進学率 ..... 9
多子世帯 ..... 50, 66

ち

地域若者サポートステーション ..... 36, 62, 63
長期欠席児童・生徒 ..... 3, 11, 21

て

転宅資金 ..... 39, 42, 50, 52, 53, 66, 67, 76, 77

と

特別支援学校高等部における進路指導 ..... 32, 41
特別支援教育就学奨励費 ..... 32, 41
特別支援教育就学奨励費補助金 ..... 32, 41
土曜日の教育活動支援事業 ..... 31, 32, 34, 45

に

日本学生支援機構 ..... 28
入学準備金 ..... 47
乳児家庭全戸訪問事業 ..... 49, 54

ね

年少人口 ..... 3, 7, 21

は

ハローワーク ..... 51, 62, 69, 71, 81

ひ

被災児童生徒等就学支援補助金 ..... 31, 35, 41
非正規労働 ..... 23
ひとり親家庭等医療費助成 ..... 49, 52, 74, 78, 81
ひとり親家庭等医療費助成事業 ..... 49, 52, 74, 78
ひとり親家庭の親の就業率 ..... 28
ひとり親家庭の子どもの就園率 ..... 28
ひとり親家庭の子どもの進学率 ..... 28
ひとり親世帯3, 7, 18, 19, 21, 23, 24, 25, 27, 30, 65, 74, 76

ふ

父子世帯 ..... 18, 21, 66
父子福祉資金 ..... 30, 39, 42, 43, 52, 66, 76
ふれあい心の友訪問援助事業 ..... 32, 44

へ

平均稼働所得 ..... 3, 16

ほ

保育士養成委託訓練事業 ..... 68, 71, 73
放課後子ども教室 ..... 31, 32, 34, 44, 45, 54
母子家庭等日常生活支援事業 ..... 81
母子寡婦福祉資金(修学資金) ..... 27
母子寡婦福祉資金(就学支度資金) ..... 27

母子生活支援施設.....49, 55, 56, 81
母子世帯.....3, 16, 18, 20, 21, 22, 23, 24, 28, 66, 75
母子福祉資金 .....30, 39, 42, 43, 52, 66, 74, 76
母子父子自立支援員 .....22,27,50, 65
ま
マザーズハローワーク..... 69, 73
み
民生委員・児童委員 .....49, 50, 60, 65
め
メンタルフレンド .....44
や
夜間中学..... 32, 47
よ
養育費 ..... 69, 74, 78
幼稚園就園奨励費補助金..... 31, 37
要保護児童生徒援助費補助金 .....31, 32, 38, 47
り
離職者等委託訓練事業 ..... 68, 71, 73
ろ
労働相談..... 68, 70
わ
ワーキングマザー両立応援事業 .....49, 51, 68, 69
ワーキングマザー両立応援セミナー ..... 52, 69

# 資 料 編

# 資料-1　OECD の調査データにおけるひとり親世帯の就業状況と貧困率

ひとり親世帯について、他国は、就業により貧困率が改善するが、日本は、就業していても貧困率が改善されていない。

**Table CO2.2.A Poverty rates for children and households with children by household characteristics, OECD countries, 2010***

| Country | Poverty among children | | Poverty in households with children and a head of working age | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | All | | Single | | Couple | | |
| | | | | | Level, 2008 | | | | |
| | 2010* | Point changes since mid-1990s | 2010 | changes since mid-1990s | Not working | Working | No workers | One worker | Two or more workers |
| Australia | 15.1 | 2.1 | 12.5 | 1.5 | 73.1 | 14.4 | 67.5 | 10.3 | 1.9 |
| Austria | 8.2 | .. | 6.7 | .. | 58.8 | 16.9 | 47.9 | 13.1 | 2.2 |
| Belgium | 12.8 | .. | 10.5 | .. | 67.0 | 16.9 | 63.4 | 15.5 | 1.0 |
| Canada | 14.0 | −0.4 | 11.9 | −0.8 | 87.0 | 27.4 | 68.5 | 23.2 | 4.4 |
| Chile | 23.9 | .. | 20.5 | .. | 82.5 | 37.4 | 76.5 | 33.0 | 5.1 |
| Czech Republic | 9.0 | 3.5 | 7.6 | 3.4 | 83.7 | 14.8 | 66.2 | 9.3 | 1.8 |
| Denmark | 3.7 | 1.7 | 3.0 | 1.4 | 26.7 | 5.6 | 30.5 | 9.3 | 0.9 |
| Estonia | 12.4 | .. | 11.4 | .. | 78.7 | 18.2 | 65.8 | 17.3 | 3.7 |
| Finland | 3.9 | 1.9 | 3.7 | 1.9 | 43.0 | 6.8 | 43.2 | 7.3 | 1.4 |
| France | 11.0 | 2.0 | 8.7 | 0.4 | 49.7 | 18.4 | 24.8 | 11.4 | 2.9 |
| Germany | 9.1 | 1.1 | 7.1 | 0.5 | 54.0 | 23.8 | 16.4 | 2.5 | 0.5 |
| Greece | 17.7 | 5.8 | 15.8 | 5.2 | 54.0 | 16.7 | 57.8 | 26.3 | 4.7 |
| Hungary | 9.4 | −0.9 | 9.0 | 0.3 | 71.8 | 15.1 | 16.9 | 8.5 | 2.3 |
| Iceland | 7.1 | .. | 6.3 | .. | 31.2 | 26.2 | 30.0 | 14.6 | 2.3 |
| Ireland | 10.2 | .. | 9.7 | .. | 36.9 | 2.1 | 26.9 | 9.9 | 0.6 |
| Israel (1) | 28.5 | 14.0 | 24.3 | 11.5 | 86.3 | 30.2 | 88.7 | 44.1 | 4.0 |
| Italy | 17.8 | −1.8 | 16.6 | −1.9 | 84.2 | 27.0 | 84.7 | 29.2 | 5.6 |
| **Japan** | **15.7** | **3.6** | **14.6** | **3.3** | **50.4** | **50.9** | **36.0** | **13.6** | **11.8** |
| Korea | 9.4 | .. | | .. | .. | .. | .. | .. | .. |
| Luxembourg | 11.4 | 3.5 | 9.9 | 2.6 | 60.2 | 41.6 | 34.6 | 16.8 | 3.8 |
| Mexico | 24.5 | −1.5 | 21.5 | −0.3 | 41.9 | 28.2 | 75.3 | 32.9 | 10.4 |
| Netherlands | 9.9 | 0.2 | 7.9 | 0.5 | 58.2 | 22.6 | 66.4 | 15.4 | 2.0 |
| New Zealand | 13.3 | 0.6 | 10.4 | −0.6 | 47.4 | 13.8 | 46.9 | 13.0 | 2.5 |
| Norway | 5.1 | 1.4 | 4.4 | 1.4 | 42.3 | 9.9 | 42.4 | 12.6 | 1.0 |
| Poland | 13.6 | .. | 12.1 | .. | 64.8 | 15.1 | 62.1 | 26.6 | 4.4 |
| Portugal | 16.2 | .. | 14.2 | .. | 60.6 | 23.8 | 78.7 | 30.3 | 4.6 |
| Slovak Republic | 12.1 | .. | 10.9 | .. | 59.0 | 7.6 | 70.6 | 20.2 | 4.8 |
| Slovenia | 9.4 | .. | 8.2 | .. | 82.2 | 24.9 | 80.0 | 35.7 | 2.4 |
| Spain | 20.5 | .. | 18.9 | .. | 84.6 | 23.9 | 73.4 | 27.1 | 7.5 |
| Sweden | 8.2 | 5.7 | 6.9 | 4.7 | 56.7 | 10.9 | 58.4 | 18.2 | 1.2 |
| Switzerland | 9.8 | .. | 8.7 | .. | 31.6 | | 7.2 | | |
| Turkey | 27.5 | 7.9 | 22.9 | 6.1 | 44.7 | 32.4 | 45.0 | 21.5 | 20.2 |
| United Kingdom | 9.8 | −6.3 | 9.2 | −3.2 | 27.8 | 4.8 | 30.3 | 8.6 | 1.0 |
| United States | 21.2 | −1.1 | 18.6 | −0.1 | 90.7 | 31.1 | 86.9 | 28.1 | 5.8 |
| **OECD average** | **13.3** | **2.0** | **11.6** | **1.8** | **58.0** | **20.9** | **53.6** | **18.6** | **4.1** |

Poverty thresholds are set at 50% of the median equivalised disposable income of the entire population.
1 and 2) see notes (1) and (2) for Chart CO2.2.A
*Source:* Secratariat calculation of data from the OECD Income distribution questionnaire (version Jan 2014).

## 資料-2 「子どもの貧困対策に関する法律」(平成 26 年 1 月 17 日施行)

**子どもの貧困対策の推進に関する法律**
**(平成二十五年六月二十六日法律第六十四号)**

### 第一章　総則

(目的)

**第一条**　この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

**第二条**　子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2　子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

**第三条**　国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第四条**　地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第五条**　国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第六条**　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

**第七条**　政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

### 第二章　基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

**第八条**　政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2　大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二　子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三　教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四　子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3　内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6　第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

**第九条**　都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」

という。）を定めるよう努めるものとする。

2　都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

**第十条**　国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（生活の支援）

**第十一条**　国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する就労の支援）

**第十二条**　国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

**第十三条**　国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究）

**第十四条**　国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第三章　子どもの貧困対策会議

（設置及び所掌事務等）

**第十五条**　内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大綱の案を作成すること。

二　前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3　文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4　厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5　内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

（組織等）

**第十六条**　会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3　委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4　会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5　前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附　則　抄

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

**第二条**　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 資料-3 「子供の貧困対策に関する大綱」(平成 26 年 8 月 29 日閣議決定)

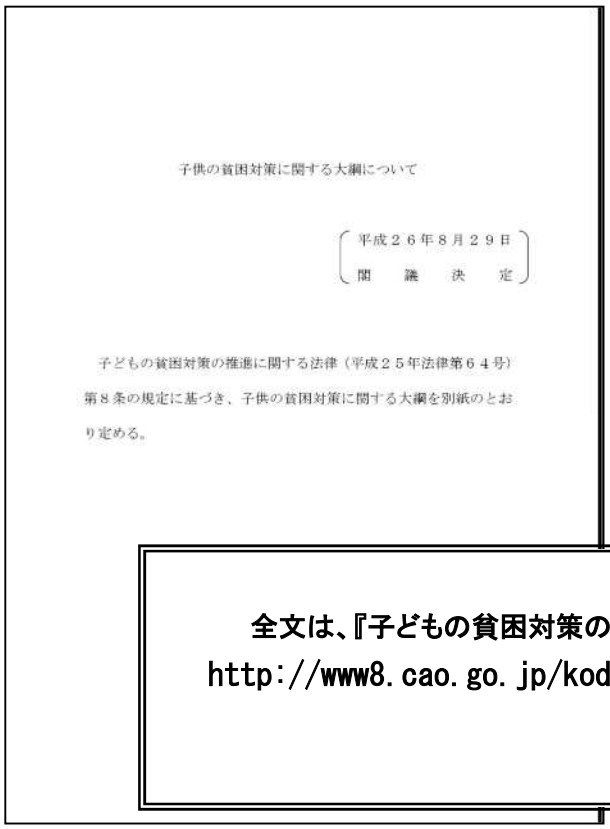

子供の貧困対策に関する大綱について

平成２６年８月２９日
閣　議　決　定

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成２５年法律第６４号）第８条の規定に基づき、子供の貧困対策に関する大綱を別紙のとおり定める。

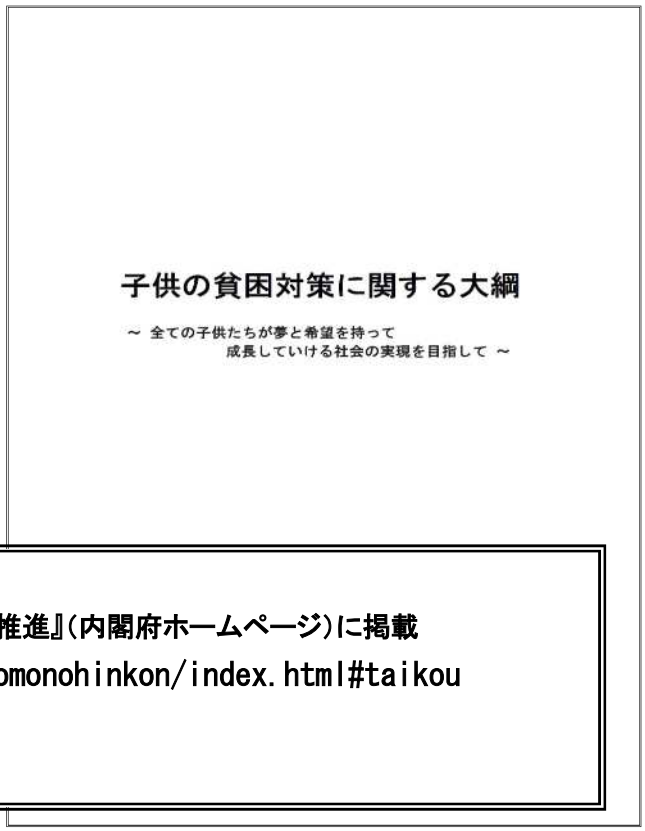

子供の貧困対策に関する大綱

～ 全ての子供たちが夢と希望を持って
成長していける社会の実現を目指して ～

**全文は、『子どもの貧困対策の推進』(内閣府ホームページ)に掲載**
**http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/index.html#taikou**

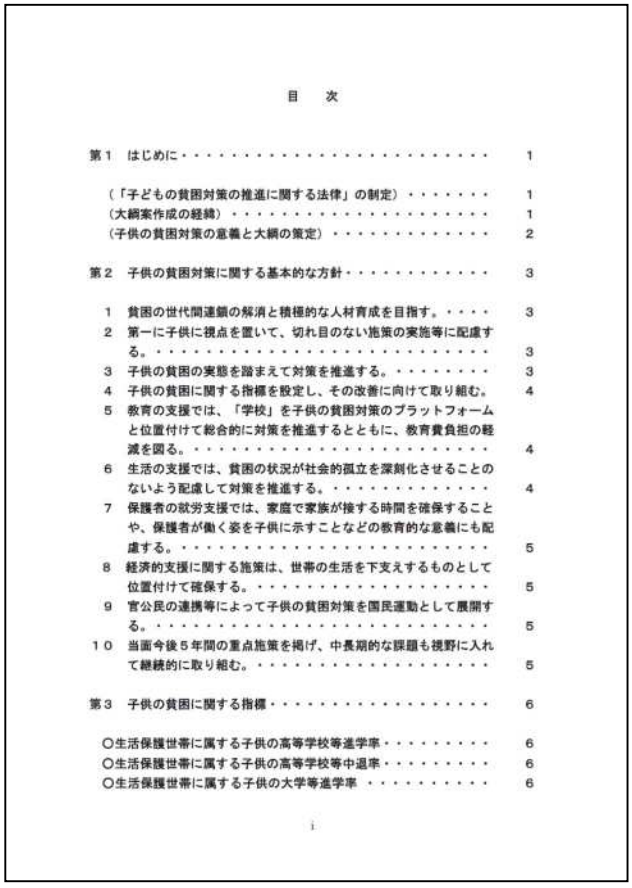

目　次


第１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定）・・・・・・・　1
（大綱案作成の経緯）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（子供の貧困対策の意義と大綱の策定）・・・・・・・・・・・・・　2

第２　子供の貧困対策に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・　3

１　貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。・・・・　3
２　第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
３　子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。・・・・・・・・・　3
４　子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。　4
５　教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
６　生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。・・・・・・・・・・・・・・　4
７　保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
８　経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
９　官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
１０　当面今後５年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

第３　子供の貧困に関する指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率・・・・・・・・・　6
○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率・・・・・・・・・　6
○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 ・・・・・・・・・・　6




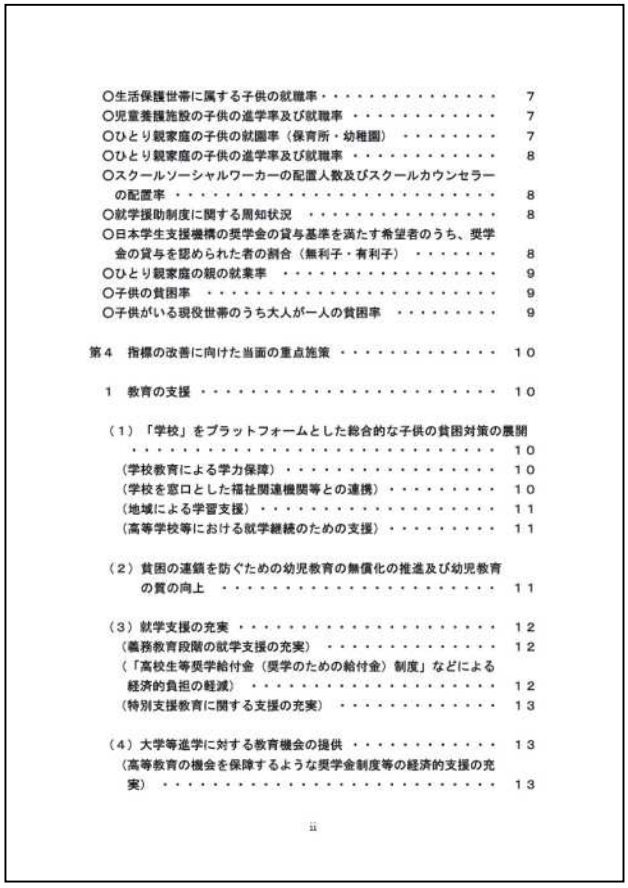


○生活保護世帯に属する子供の就職率・・・・・・・・・・・・・・・　7
○児童養護施設の子供の進学率及び就職率 ・・・・・・・・・・・・　7
○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園） ・・・・・・・・　7
○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 ・・・・・・・・・・・・　8
○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
○就学援助制度に関する周知状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・　8
○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子） ・・・・・・・　8
○ひとり親家庭の親の就業率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
○子供の貧困率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 ・・・・・・・・・　9

第４　指標の改善に向けた当面の重点施策 ・・・・・・・・・・・・　１０

１　教育の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

（１）「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
（学校教育による学力保障）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
（学校を窓口とした福祉関連機関等との連携）・・・・・・・・・・　１０
（地域による学習支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
（高等学校等における就学継続のための支援）・・・・・・・・・・　１１

（２）貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

（３）就学支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（義務教育段階の就学支援の充実） ・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（特別支援教育に関する支援の充実） ・・・・・・・・・・・・・・　１３

（４）大学等進学に対する教育機会の提供 ・・・・・・・・・・・・　１３
（高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

（国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援）・・・・・　１３

（５）生活困窮世帯等への学習支援・・・・・・・・・・・・・・・　１３

（６）その他の教育支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
（学生のネットワークの構築）・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
（夜間中学校の設置促進）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
（子供の食事・栄養状態の確保）・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
（多様な体験活動の機会の提供）・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

２　生活の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

（１）保護者の生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
（保護者の自立支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
（保育等の確保）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
（保護者の健康確保）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
（母子生活支援施設等の活用）・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

（２）子供の生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
（児童養護施設等の退所児童等の支援）・・・・・・・・・・・・・　１６
（食育の推進に関する支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
（ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

（３）関係機関が連携した包括的な支援体制の整備・・・・・・・　１７
（関係機関の連携）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

（４）子供の就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
（ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労
支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
（親の支援のない子供等への就労支援）・・・・・・・・・・・・・　１８
（定時制高校に通学する子供の就労支援）・・・・・・・・・・・・　１８
（高校中退者等への就労支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

（５）支援する人員の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
（社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化）・・・　１８



（相談職員の資質向上）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

（６）その他の生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
（妊娠期からの切れ目ない支援等）・・・・・・・・・・・・・・・　１９
（住宅支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

３　保護者に対する就労の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

（親の就労支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
（親の学び直しの支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
（就労機会の確保）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

４　経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

（児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し）・・・・・　２０
（ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
（母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大）・・・・・・・・・・　２０
（教育扶助の支給方法）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
（生活保護世帯の子供の進学時の支援）・・・・・・・・・・・・・　２１
（養育費の確保に関する支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

５　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

（国際化社会への対応）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

第５　子供の貧困に関する調査研究等・・・・・・・・・・・・・・　２２

１　子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究・・・・・　２２
２　子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究・・・・　２２
３　子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供・・・・・・　２２

第６　施策の推進体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

１　国における推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
２　地域における施策推進への支援・・・・・・・・・・・・・・・　２３



３　官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開・・・　２３
４　施策の実施状況等の検証・評価・・・・・・・・・・・・・・・　２３
５　大綱の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

## 資料-4　平成 26 年度県民ニーズ調査 【課題調査】（子どもの貧困対策について）

問 36　現在、あなたの身近（近所や職場、知人、親戚など）に、経済的に苦しく公的な支援が必要だと思われる子どもはいますか。（○は１つ）　（n=1,349）（%）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | いる | 10.2 | |
| 2 | いない | 60.3 | |
| 3 | わからない | 28.5 | |
| | | | （無回答　1.0） |

問 37　あなたは、どのような子どもに対して公的な支援が必要だと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）　（n=1,349）（%）

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 生活保護世帯の子ども | 38.1 |
| 2 | ひとり親世帯の子ども | 51.1 |
| 3 | 生活が苦しく、大学などへの進学費用が用意できない世帯の子ども | 48.9 |
| 4 | 障がいのある子ども | 63.3 |
| 5 | 児童福祉施設などに入所している子ども | 56.8 |
| 6 | その他 | 3.9 |

（無回答　2.3）

問 38　現在、あなたの身近（近所や職場、知人、親戚など）で、「子どもの貧困」が増えていると思いますか。（○は１つ）　（n=1,349）（%）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 増えている | 6.9 | 4 | どちらかといえば減っている　3.5 |
| 2 | どちらかといえば増えている | 10.7 | 5 | 減っている　2.0 |
| 3 | 変わらない | 17.1 | 6 | わからない　59.0 |

（無回答　0.7）

「子どもの貧困」とは、17 歳以下の子どもが、一般的な収入の水準の半分にも満たない貧困世帯で暮らしている状態をさします。（平成 24 年では、手取り収入で２人世帯 年 173 万円、３人世帯 年 212 万円、４人世帯 年 244 万円未満）

子どもの貧困率は上昇傾向（平成 24 年：16.3%）で、特にひとり親世帯の貧困率が高く、経済的に困窮しています。（平成 24 年：54.6%）

また、就学援助を受けている小学生・中学生の割合も年々上昇しています。（平成 24 年：15.6%）

問 39　あなたは、貧困は世代を超えて連鎖している（貧困状態で育った人の子どもも貧困におちいってしまう）と思いますか。（○は１つ）　（n=1,349）（%）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | そう思う | 29.7 | 4 | どちらかといえばそう思わない　5.7 |
| 2 | どちらかといえばそう思う | 29.6 | 5 | そう思わない　11.9 |
| 3 | どちらともいえない | 15.8 | 6 | わからない　6.5 |

（無回答　0.9）

問 40　現在、児童手当やひとり親世帯向けの児童扶養手当、母子家庭や寡婦への資金貸付、ひとり親世帯の就労支援、高校・専門学校・大学などへの就学費の援助、子ども・若者のための相談窓口の設置など、子どもの貧困対策に関連するさまざまな施策を行っています。

あなたは、これらの施策が子どもの貧困問題の解消のために十分だと思いますか。

（○は１つ）（n=1,349）(%)

| | | | |
|---|---|---|---|
| １　十分だと思う | 7.3 | ４　どちらかといえば不十分だと思う | 20.2 |
| ２　どちらかといえば十分だと思う | 10.9 | ５　不十分だと思う | 13.3 |
| ３　どちらともいえない | 24.5 | ６　わからない | 22.3 |

（無回答　1.4）

問 41　あなたは、子どもの貧困問題の解消のために、どのような施策に力を入れる必要があると思いますか。次の中からあてはまるものを３つまで選んでください。（○は３つまで）（n=1,349）(%)

| | |
|---|---|
| １　生活困窮世帯の生活基盤の建て直し（生活保護世帯や低所得世帯の親への就労支援など） | 60.0 |
| ２　就学前の子どもへの教育（幼稚園・保育園の義務教育化など） | 25.5 |
| ３　小・中・高校教育に必要な費用の援助（学校給食の無料化、学用品費の補助など） | 60.0 |
| ４　大学進学などのための奨学金制度の充実（無利子化、成績条件の廃止など） | 30.9 |
| ５　ひとり親世帯、特に母子家庭向けの現金給付の充実（児童扶養手当、医療費控除など） | 37.4 |
| ６　その他 | 6.2 |
| ７　わからない | 6.7 |

（無回答　1.6）

＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊…＊

## 資料-5　市町村の新たな取組みなど

県内市町村の取組みの一例です。居場所づくりや独自の給付事業など、子どもの貧困対策を推進する取組みが広がりつつあります。

（掲載されている事業と類似の事業を他の市町村で実施している場合もあります。）

### Ⅰ　生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援など

#### 寄り添い型学習等支援事業　（横浜市）

教育の支援　生活の支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生及びその保護者など |
| 対象となる児童の世帯要件 | 生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭 |
| 事業実施主体及び委託先 | 実施主体：横浜市<br>委託先　：社会福祉法人、NPO法人、学校法人等 |
| 事業内容 | ○実施場所<br>常設の居場所を設置し生活支援・学習支援を実施、又は公共施設等を活用し学習支援のみを実施<br><br>○実施か所数　15区（26年12月現在）<br>※27年3月までに18区で設置予定<br><br>○実施頻度<br>[生活・学習支援を実施する場合]　原則として週5日、1日あたり5時間<br>[学習支援のみを実施する場合]　週2日<br>※　原則として、利用は対象者一人あたり週2回程度<br>※　上記の基準を原則として、区と運営法人が協議して頻度を設定 |
| 事業効果など | 寄り添い型学習等支援事業は、生活保護世帯や、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して学習支援等を行い、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすること。 |

## 若者すだち支援事業・高校生支援プログラム（相模原市）

教育の支援　生活の支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | ・若者すだち支援事業：中学生<br>・高校生支援プログラム：高校生<br>・若者自立サポート事業　：高校生及び高校生年代の若者等 |
| 対象となる児童の世帯要件 | 生活保護世帯の子ども・若者に対して実施してきた。生活困窮者自立支援法の施行に伴い、その世帯の子どもたちも一緒に支援していく。 |
| 事業実施主体及び委託先 | 実施主体：相模原市<br>委託先　：NPO 法人（文化学習協同ネットワーク） |
| 事業内容など | 高校進学の促進、高校就学の維持・継続、進学支援<br>【若者すだち事業】<br>中学生に対する学習支援（居場所の機能を兼ねる）、世代間交流による社会性の育成）<br>保護者に対する進路説明会・相談、高校進学に向けた支援制度の案内<br>【高校生支援プログラム・若者自立サポート事業】<br>学習支援、悩み相談・学び直しができる居場所の提供、世代間交流による社会性の育成、キャリアプランニング、高校生支援シートを活用した就学や進路に関するアドバイス<br><br>（若者すだち支援事業）<br>○福祉事務所施設（2 箇所）、市施設（1 箇所）、民間企業建物（2 箇所）を借りて運営している。<br>・市内に5拠点で実施し、旧郡部は送迎を実施している。<br>・元中学校教員がコーディネート、大学生ボランティアによるマンツーマン支援、ケースワーカーも参加。<br>・1拠点 20～30 名の受入れを想定している。週 1 回いずれかの拠点に通うことを基本としているが、必要に応じて複数拠点に通うことも可。 |

| | 場所 | 開催日 | 開催時間 |
|---|---|---|---|
| 1 | 緑区 | 火曜日 | 18:00～20:00 |
| 2 | | 第2・4土曜日 | 13:00～16:00 |
| 3 | 中央区 | 月曜日 | 17:30～19:30 |
| 4 | | 金曜日 | 18:00～20:00 |
| 5 | 南区 | 木曜日 | 17:30～19:30 |

※その他、夏合宿（2 泊 3 日）、じゃがいも堀り、餅つき、クリスマス会、七夕等を開催している。

<table>
<tr><td></td><td>（ほっとスペース［居場所］）・市内に 4 拠点
<table>
<tr><th>開催日</th><th>中央区・南区</th><th>緑区</th><th>緑区（旧郡部）</th></tr>
<tr><td>月曜日</td><td>10:30～18:30</td><td>11:00～18:00</td><td>10:30～18:30</td></tr>
<tr><td>火曜日</td><td>13:00～18:30</td><td>10:30～18:00</td><td>10:30～18:30</td></tr>
<tr><td>水曜日</td><td>10:30～15:30</td><td>10:30～18:00<br>（第 2・4 は 15:30 まで）</td><td>10:30～18:30</td></tr>
<tr><td>木曜日</td><td>13:00～18:30</td><td>10:30～18:00</td><td>10:30～18:30</td></tr>
<tr><td>金曜日</td><td>10:30～18:30</td><td>10:30～18:00</td><td>10:30～18:30</td></tr>
<tr><td>第2・4土曜日</td><td>13:00～18:30<br>（南区のみ）</td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>事業効果など</td><td>○ 学習支援事業の効果は、生活保護給付費や就労支援実績のように、定量的に測定することが難しいため、大学教授との研究会を立ち上げ、子どもへの聞き取り等を行いながら、事業の質の評価に取り組んでいる。<br><br>○ 事業に参加した子ども達からは、「楽しかった」「勉強しやすい環境だった」「不登校だったが、その場所に出られるようになった」「ちゃんと自分を見てくれる」「苦手なところを教えてくれてわかりやすかった」「ひとつひとつちゃんと教えてくれる」「勉強がわかるようになった」「成績もよくなった」というように子どもたちの生活の質の向上につながっている。<br><br>○ 人が嫌いと言っていた若者が、居場所での活動を通じ、人と接することができるようになった。<br><br>○ 学生ボランティアを通して自分が何になりたいのかを考えるようになり、看護師になりたいといった具体的な将来への希望を口にする子どもも出てきた。<br><br>○ 高校中退後に学習支援事業を受け、居場所事業の拠点がある商店街の人たちとのかかわりで社会性も身に付け、高校に入りなおした例がある。<br><br>○ 親からは「家でも学習するようになった」といった、子どもの家庭での変化を評価する声もある。</td></tr>
</table>

## 社会的居場所づくり事業 （横須賀市）

教育の支援　生活の支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 小学生以上 |
| 対象となる児童の世帯要件 | 生活保護受給世帯 |
| 事業実施主体及び委託先 | 実施主体：横須賀市<br>委託先　：NPO法人アンガージュマンよこすか　（一部直営） |
| 事業内容 | 生活保護受給者の社会的自立を図るため、NPO法人に委託して、学習支援、居場所づくり等をおこなう。学習支援においては、小学生に対する基礎学力習得支援、中学生に対しては高校進学支援、高校生に対しては中退防止支援をおこなう。<br>また、教育機関OBをこども支援員として福祉事務所内に配置して、学校・家庭間の連絡調整窓口やかかわり方の支援・アドバイス等をおこなう。<br>【学習支援・居場所づくり支援・教育相談】<br>実施内容　学習支援　：原則、マンツーマンによる授業<br>居場所づくり　：フリースペースの提供<br>教育相談　：本人及び保護者に対する訪問による寄り添い相談・カウンセリング<br>実施場所　横須賀市上町２－４<br>アンガージュマンよこすか<br>実施日時　学習支援　：１回(1 回 90 分）日時は各自、協議の上で決定。<br>居場所づくり　：平日　10:00～16:00<br>利用料金　無料<br>【子ども支援員】<br>非常勤職員として2名配置 |
| 事業効果など | 【H25 年度事業実績】<br>学習支援　：参加生徒数 23 名　延 579 回実施<br>居場所づくり　：参加者 2 名　延 69 回実施<br>【H25 年度事業効果】<br>★全日制高校への進学率が 100%に達した。（中学 3 年生 15 名、全員全日制高校合格。）<br><br>参加者からは「成績が上がった」「志望校に合格できた」「勉強に加え学校生活や家庭生活の相談にものってもらった」などの声が聞かれた。<br>不登校の中学 3 年生が支援を受け、高校進学への意欲が高まるきっかけとなった。<br>自費で追加授業を希望する家庭もあった（中 3 生 2 世帯）。本人、保護者とも意識が高まる。<br><br>なお、本市は、生活保護世帯への独自の支援として、知的障害を持ちながら障害年金を受給しないまま大人になってしまった者に対し、小学校時代の教員を探し、当時の学習成績などに関する証言を得て、知的障害を原因とする障害年金の受給支援を行い、財政的な効果もあげている。 |

## 子ども健全育成推進事業 （茅ヶ崎市）

教育の支援　生活の支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 中学2年生、3年生 |
| 対象となる児童の世帯要件 | 生活保護受給世帯 |
| 事業実施主体及び委託先 | 実施主体：茅ヶ崎市<br>委託先　：特定非営利活動法人（NPO 法人）J-ENEP |
| 事業内容 | 本業務は、生活保護受給世帯の中学2年生、3年生を対象に、長期的な視点で生活保護受給世帯の自立助長を図ることを目的とし、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、NPO法人に業務委託し、高校進学への動機付け、進学相談といった学習支援を行う。<br>また、地域の大人たちや同世代の子どもたちと定期的に交流できる環境を提供することにより、社会とのつながりを確保し、日常的な生活習慣を身につけるための支援を行う。<br><br>【実施内容】・主要教科5教科（国語、数学、社会、理科、英語）の学習支援<br>・進学希望者への進路相談<br>・臨床心理士の資格をもつ元教員による学校や家庭での悩み相談（カウンセリング）<br>・自然体験学習（5泊6日富士登山合宿）<br>【実施場所】茅ヶ崎市新栄町12－12　茅ヶ崎トラストビル4階<br>茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ会議室等<br>【実施日時】毎週　木・金　18：45～20：45<br>※中学3年生：木、中学2年生：金<br>夏期講習、冬期講習あり<br>【利用料】 無料 |
| 事業効果など | 【進学実績】<br>〇平成25年度　対象者：中学2年生　22名　うち参加人数：11名<br>：中学3年生　25名　うち参加人数：12名<br>→12名中12名が進学（全日制、定時制、通信制等含む）<br><br>累積出席者数/年間総授業回数　649人/89回<br><br>その他、不登校等の理由により、小学校6年生や中学校1年生、中学校卒業者等が事業に参加。復学や進学に向けてのサポート等を行った。<br>また、生徒や保護者、委託先とのアンケートや聞き取りを通じて、「自分で学習する習慣が身についた」「新しい環境で新しい友だちと仲良く出来て、高校での生活にも自信がついた」等の意見があり、生活習慣改善やコミュニケーション能力向上に繋がっている。 |

## 社会的な居場所づくり支援事業 （厚木市）

教育の支援　生活の支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 中学生（3年生が中心） |
| 対象となる児童の世帯要件 | 生活保護受給世帯 |
| 事業実施主体及び委託先 | 実施主体：厚木市<br>委託先　：特定非営利活動法人　青少年サポート協会 |
| 事業内容 | 生活保護受給世帯の中学生等に対して、主体的に進路を考えること及び家庭学習の補完として必要な支援を行うことを目的としている。また、参加者の人格形成、社会活動等を通じた健全育成を図るため、学習支援、居場所づくり支援、進路相談及び生活相談等を行う。<br><br>【学習支援】<br>場所　：厚木市役所第二庁舎2階　福祉事務所会議室<br>（厚木市中町 3-16-1）<br>開催時間　：週1回（毎週木曜日） 18 時～20 時（2時間）<br>利用料　：なし<br><br>※居場所づくり事業については、スポーツ・調理等の社会体験を通して、社会的知識・能力の向上を図る活動を年数回実施。 |
| 事業効果など | （実績）<br>H25 年度　実施回数　：45 回（学習支援：39 回、居場所づくり：6回）<br>参加生徒数　：16 名（延べ参加人数：377 人）<br><br>（効果）<br>H25 年度　進学率 100%（3年生（7人）全員が希望する高校に合格）<br>（参考：H24 年度　進学率 100%（3年生（6人）全員が希望する高校に合格）<br><br>高校進学後も、事業のサポートボランティアとして参加する生徒あり<br>（学習指導、居場所づくり事業運営サポートなど）<br><br>参加する生徒から「成績が上がった」「教えてもらったことがそのまま（試験に）出て合格した」、保護者から「不登校であった子どもに対する学習のきっかけができた」「楽しそうに参加する子どもを見ると、ホッとする」、ボランティアスタッフから「開始当初は無口だった子が、心を開いて話すようになった」「学業の成績や人との交流面で、向上が図られている」といった声が挙がっている。 |

## 子ども学習習慣づくり支援事業「わかばサポートクラブ」(伊勢原市)

教育の支援　生活の支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 中学生 |
| 対象となる児童の世帯要件 | 生活保護受給世帯 |
| 事業実施主体及び委託先 | 実施主体:伊勢原市<br>委託先　:NPO法人(リロード) |
| 事業内容 | 実施場所:市内1拠点<br><br>開 催 日:毎週火曜日<br><br>時　間:17:00～17:30　準備<br>17:30～19:30　学習支援(中学生の参加)<br>19:30～20:00　振り返り・片付け<br><br>内　容:生活保護世帯の中学生とその保護者に対して、子どもが適切な学習の習慣を送れるように支援する。また、子どもや保護者が主体的に進路を考え選択できるよう支援するとともに、本人及びその世帯の課題を整理し、学習習慣づくり等を通して、子どもの社会的自立を支援する。<br><br>利 用 料:なし<br><br>参加方法:生活福祉課に参加申込書を提出<br>(生活保護ケースワーカーが対象世帯に事業周知を行っている) |
| 事業効果など | (子どもたちの声)<br>勉強がわかりやすくなった。<br>成績が上がった。人見知りがなくなった。楽しい。など |

## Ⅱ　児童養護施設等に入所している児童等を対象とした支援

### 施設等退所後児童に対するアフターケア事業（横浜市）

教育の支援　生活の支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 児童養護施設等に入所中、または退所した児童 |
| 事業実施主体<br>及び委託先 | 実施主体：横浜市<br>委託先　：NPO法人ブリッジフォースマイル |
| 事業内容 | 児童養護施設等の入所児童が、18 歳で施設等を退所し、親族等による支援や相談相手もない中、金銭面や精神的な不安等を抱えながら自立に向けた生活を強いられている状況の改善、将来の安定した就労への支援等を行うため、平成 24 年度から「施設等退所後児童のためのアフターケア事業」を実施。<br><br>1　施設等退所後児童のためのアフターケア事業<br>・ 児童養護施設等退所児童への、仕事、学業、日常生活などについての支援、相談、情報提供を実施。<br>・ 居場所事業の拠点「よこはま Port For」で、気軽に相談したり、時間を過ごすことができる環境を提供。<br>【よこはま Port For】<br>所在地：横浜市西区高島 2-5-5-203<br>運営法人：NPO法人ブリッジフォースマイル<br>開所日時：火木 14 時～18 時、金土日 14 時～20 時<br>・ 施設等と連携し、児童が施設等入所中から、退所後に向けた自立支援セミナーやインターン　シップ等を実施。<br><br>2　資格等取得支援事業<br>確実に就労につながる資格等の取得や大学等への進学により、施設等退所後児童が将来安定して働き続け、健全な納税者となることを目的として、児童養護施設等退所児童に対し、相談等の支援を行うとともに、資格取得や大学進学等のための助成金を交付。 |
| 事業効果など | 【利用実績】<br>1　施設等退所後児童のためのアフターケア事業<br>・ 事業延利用者数<br>H24（10 月～3月）：941 人<br>H25（4月～3月）：2,285 人<br>H26（4月～1月）：3,653 人<br>・ 居場所登録者数<br>108 人（H27.1 末現在）<br><br>2　資格等取得支援事業<br>・ 取得支援費支弁対象者<br>H25：2名<br>H26：5名<br>・ 大学進学等自立生活資金<br>H26：10 名 |

## 児童養護施設学習支援事業（横須賀市）

教育の支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 児童養護施設に入所中の児童（小学生、中学生） |
| 事業実施主体 | 横須賀市 |
| 事業内容 | 児童養護施設入所児童の家庭学習の習慣づけを支援し、学校不適応・施設不適応を予防し、自立した社会人となれることを目指し、学習講師を派遣する。<br>平成 26 年度までは、小学生を対象としていたが、平成 27 年度からは中学生に対象を拡大予定。<br><br>【実施場所】春光学園（横須賀市小矢部２－14－１）<br>しらかば子どもの家（横須賀市長瀬３－３－１）<br>【実施日時】月曜～金曜<br>小学生：15:00～18:00<br>中学生：19:00～21:00<br>※長期休暇は時間変更<br>【実施方法】小学生：学年ごとに週３日、１回１時間の学習支援など<br>中学生：１対１で週に２日、１回１．５時間の学習支援など |
| 事業効果など | ○　小学生への学習支援の事業の効果は、定量的に測定することが難しいが、施設の職員や学校の先生からは、「勉強の習慣づけがついている」や、「授業中の集中力が向上している」という話を聞けている。<br>○　平成 27 年度からは、中学生に拡大するため、定期テストの点数や通知表などから検証していく予定。 |

## 地域の架け橋横須賀ステーション（横須賀市）

生活の支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 児童養護施設等を退所する児童を含む、児童相談所の関わる児童のうち就労を必要とする者 |
| 事業実施主体 | 横須賀市（こども育成部児童相談所） |
| 事業内容 | 児童養護施設等に入所している子どもたちは、一定の年齢になると施設などを出なくてはなりません。しかし、家庭での養育が十分でなかったことなどにより、自立するために十分な能力が備わっていないことが多く、結果として、就職や住居の確保などが困難となり、生活基盤も不安定になりがちです。<br>そこで、横須賀市内に事業所を持つ就職の受け皿となってくれる企業を「職の里親」、不動産の確保に協力してくれる事業所を「協力不動産店」として登録し、それらの事業所と児童養護施設、児童相談所の3者で協力関係を築き、「地域の架け橋横須賀ステーション」という組織を設置しました。<br>「地域の架け橋横須賀ステーション」として年に 1 回は全体会を行い、受入れ児童の状況報告を行うなど情報交換を行い、顔の見える関係を築いていく予定です。<br><br>就労の援助が必要な児童がいた場合、児童相談所は、職の里親の中から選定した事業者とマッチングし、必要に応じてフォローを行っていく。 |
| 事業効果など | ・平成 26 年 11 月　第 1 回の全体会を開催<br>・平成 27 年 3 月 1 日現在の登録状況 「職の里親」26 事業所 「協力不動産店」23 事業所<br>・26 年度の就労実績　2 名 |

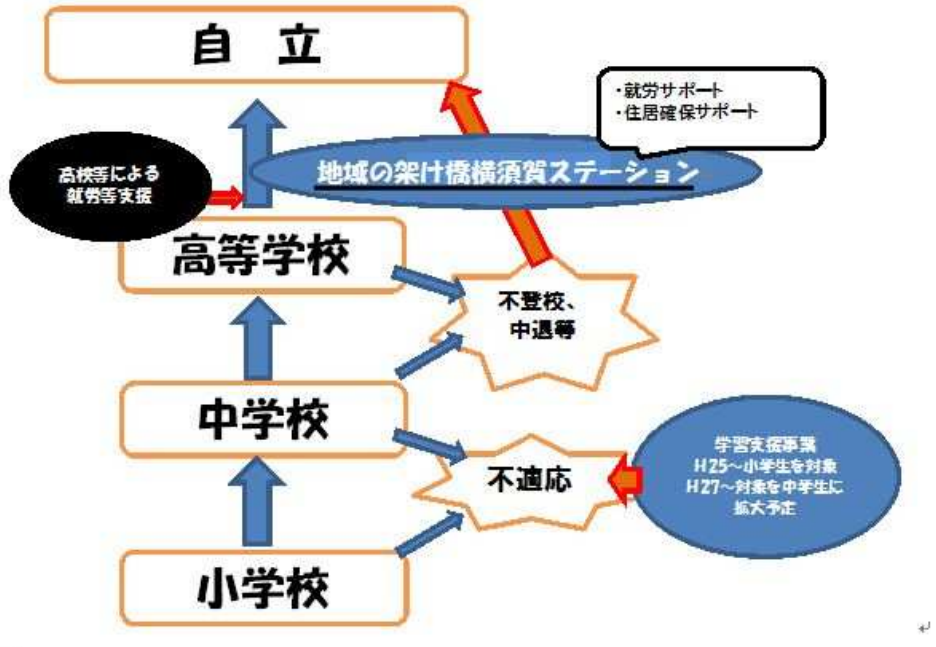

## Ⅲ　学校における多職種・多機関連携など

### 小学校スクールカウンセラーの派遣　（厚木市）

教育の支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 小学生 |
| 事業実施主体 | 厚木市教育委員会 |
| 事業内容 | 小学校へのスクールカウンセラーの派遣は、青少年教育相談センターの青少年心理相談員を次の原則に基づき派遣するものとする。<br>（1）スクールカウンセラーの職務<br>スクールカウンセラーは、派遣を命じられた小学校の校長及び教育委員会の指揮監督の下に、おおむね次の業務を行う。<br>・教職員に対するコンサルテーション（相談体制作りを含む）<br>・児童に対する相談・助言（アセスメント）<br>・保護者に対する相談・助言<br>・緊急時の児童の心のケアに関する対応<br>・心理的な支援に関する校内研修<br>（2）勤務日及び勤務時間<br>スクールカウンセラーの勤務は、教育相談センターが定めた曜日、日数で午前11時から午後5時までとする。<br>ただし、緊急の場合は、学校の要請に応じて午前8時30分から午後5時の中で対応することもある。 |
| 事業効果など | 【実績】 小学校スクールカウンセラーによる相談を年間 3,357 件受理した。 |

### 教育ネットワークコーディネーターの派遣（厚木市）

教育の支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 小学生・中学生 |
| 事業実施主体 | 厚木市教育委員会 |
| 事業内容 | 不登校、いじめ、非行等の課題を抱える児童及び生徒の置かれている環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの活用等多様な支援方法を用いて課題解決を図るため、厚木市教育ネットワークコーディネーターを置く。<br>（1）教育ネットワークコーディネーターの職務<br>（ア）課題を抱える児童及び生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。<br>（イ）関係機関等とのネットワークの構築に関すること。<br>（ウ）保護者、教職員等に係る支援、相談及び情報提供に関すること。<br>（エ）その他課題を抱える児童及び生徒に対する援助に必要な事項に関すること。<br>（2）勤務日及び勤務時間<br>教育ネットワークコーディネーターの勤務日数は、月に8日、勤務時間は、1日7時間、午前9時から午後5時まで補助員等を派遣・配置しています。 |
| 事業効果など | 【実績】 教育ネットワークコーディネーターによる相談を年間221件受理した。 |

## Ⅳ　就学機会確保のための経済的支援

### 奨学金支給事業　（横須賀市）

教育の支援　経済的支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 高校生 |
| 対象となる児童の世帯要件 | ・横須賀市在住者<br>・世帯の収入を生活保護基準に当てはめて、申請者の内、生活困窮度が 200 番目までに該当した場合 |
| 事業実施主体 | 横須賀市教育委員会 |
| 事業内容 | ・経済的な理由により就学が困難な本市在住高校生に、月額1万円奨学金を支給する。<br>対象人員　200 人（全学年）<br>@10,000 円×200 人×12 月＝24,000,000 円<br><br>・中学校3年生及び高校1～2年生在学中に募集を行い、「横須賀市奨学金支給要綱」に基づき奨学生を決定し、高等学校在学中に年3回（7,11,3 月）支給する。<br>毎年認定⇒1年間の支給<br>〇資格要件<br>1　横須賀市在住者<br>2　高等学校（通信制の課程を除く）・中等教育学校（後期課程に限る）・高等専門学校在学者<br>3　学習意欲があり、性行優良である者<br>4　学資の支弁が困難な者<br>5　他の奨学金（貸与を除く）を受けていない者 |
| 事業効果など | 高等学校教育の振興が図られた。 |

## 交通遺児対策事業（交通遺児奨学金）（横須賀市）

教育の支援　経済的支援

<table>
<tr><td>対象児童</td><td>小学生、中学生、高校生</td></tr>
<tr><td>対象となる児童の<br>世帯要件</td><td>・横須賀市在住者<br>・交通事故により生計の中心者を亡くした、小学生、中学生、高校生の保護者</td></tr>
<tr><td>事業実施主体</td><td>横須賀市教育委員会</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td>・交通事故により生計の中心者を亡くした、小学校、中学校、高等学校生に在学している交通遺児を援護するため、「交通遺児奨学金支給条例」に基づき、その保護者に奨学金を支給する。<br><br>〇奨学金単価<br><table><tr><th>区分</th><th>奨学金（月額）</th><th>入学加算金</th></tr><tr><td>小学生</td><td>9,000 円</td><td>70,000 円</td></tr><tr><td>中学生</td><td>10,000 円</td><td>80,000 円</td></tr><tr><td>高校生</td><td>11,000 円</td><td>90,000 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>事業効果など</td><td>交通遺児の保護者に対し、経済的援助が図られた。</td></tr>
</table>

## 奨学金 （「厚木市久保奨学金」）

教育の支援　経済的支援

| | |
|---|---|
| 対象生徒 | 中学生及び高校生 |
| 事業実施主体 | 厚木市教育委員会 |
| 事業内容 | 市民からの寄附を基に、厚木市久保奨学金基金を設置し、未来を担う生徒等の夢の実現を応援するため、経済的な理由により修学等が困難な生徒等を対象とした次の3つの奨学金事業を実施し、奨学金を給付する。<br><br>1　高校等入学準備奨学金　※高校等に入学する際に要する費用として支給<br>(1) 対象者　高校等への入学が決定し、市内に在住している中学生（第3学年）<br>(2) 支給額　60,000円<br><br>2　高校等修学奨学金　※高校等の勉学に要する費用として支給<br>(1) 対象者　市内に在住している高校等の生徒等<br>(2) 支給額　年額120,000円<br><br>3　学校教育活動応援奨学金　※中学校の学校活動への参加に係る費用として支給<br>(1) 対象者　市内に在住・在学している中学生<br>(2) 支給額　年額30,000円 |
| 事業効果など | 奨学金事業を実施することにより、生徒等の修学等に係る経済的負担の軽減が図られ、生徒等の夢の実現に寄与することにつながる。 |

## 奨学金給付事業 （大和市）

教育の支援　経済的支援

| | |
|---|---|
| 対象生徒 | 高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在籍している者、 |
| 対象となる生徒の世帯要件 | ・市就学援助制度の受給要件に準じる世帯<br>・市税等の滞納がないこと |
| 事業実施主体 | 大和市教育委員会 |
| 事業内容 | 高等学校等への就学希望があるにもかかわらず、学資の支弁が困難な家庭の負担を軽減し、生徒の高等学校等への進学を支援する。<br>財源は、市の一般会計予算と奨学基金の運用益で賄っている。<br><br>【支援方法】 給付による支援<br>【支 給 額】年額 40,000 円<br>【対象範囲】 市内在住で大和市立中学校を卒業し、全日制高等学校、定時制高等学校、通信制高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程への入学者（在学者）<br>【受給要件】 ①経済的要件　市就学援助制度に準じる<br>②成績要件　中学3年時の評定平均が3．5以上（5段階評価）<br>【定員】　各学年50名（1年更新）<br><br>申請は年1回。在籍している中学校長からの推薦のあった者を審査会に諮り、教育委員会が奨学生の決定をする。<br>高等学校等に在籍する者から更新申請については、在籍校からの在学証明及び推薦書に基づき審査を行う。 |
| 事業効果など | 学資の支弁が困難な家庭の負担を軽減し、生徒の高等学校等への進学意欲を高めている。 |

## 中学校通学費助成金 （葉山町）

教育の支援　経済的支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 葉山町立の中学校に在籍する交通機関を利用して通学する遠距離通学生徒 |
| 対象となる児童の世帯要件 | 町内在住者で、乗車区間の運賃が 190 円以上、かつ、乗車区間に係る通学用定期乗車券を購入している生徒の保護者のうち、前年の所得額が 15,000,000 円を超えない世帯。 |
| 事業実施主体 | 葉山町 |
| 事業内容 | 生徒が指定された通学区域の学校へ、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合において、その者が通学に利用する交通機関（旅客運賃を徴して交通の用に供する一般乗合自動車）の乗車区間の運賃が 190 円以上の場合、乗車区間に係る通学用定期乗車券の購入費（初乗り区間の部分を除く）を助成する。 |
| 事業効果など | 町立中学校への遠距離バス通学生徒の通学費に対する保護者負担を軽減することで、教育の機会均等を図る。 |

## 私立高等学校等就学支援補助金制度 （大磯町）

教育の支援　経済的支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 高校生 |
| 対象となる児童の世帯要件 | 1　神奈川県内の私学高等学校、私立中等教育後期課程、私立専修学校高等課程に在学していること。<br>2　生徒と保護者が共に町内に居住し、町の住民基本台帳に記録されている者。<br>3　学資の支弁が困難と認められること。（申請年の前年の世帯所得金額が町が定める基準額以下であること） |
| 事業実施主体 | 大磯町 |
| 事業内容 | 支給対象期間：4月から翌年3月まで<br>支給回数：年2回（半期分ずつ支給）<br>年支給額：6万円まで<br>〇　神奈川県などの支援制度や減免制度との併用申請は可能。<br>ただし、就学支援補助金の支給額は、他の支援金・援助金または補助金等を合わせた額が実費授業料を超えない額とする。<br>〇　保護者の死亡、離婚などにより世帯の現年中の収入見込み額が前年の収入額に比べて著しく減少し、現年の収入見込み額で学資の支弁が困難と認められる方も対象となる。 |
| 事業効果など | 経済的な理由により私立高等学校等への就学、及び就学の継続が困難な方に対する、安定的な教育機会を提供している。 |

## 育英奨学金制度（箱根町）

教育の支援　経済的支援

<table>
<tr><td>対象児童</td><td>町内に住所を有し、高等学校・大学等へ進学する生徒</td></tr>
<tr><td>事業実施主体</td><td>箱根町</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td>
<table>
<tr><th>制度</th><th>対象校</th><th>区分</th><th>対象と金額</th></tr>
<tr><td>奨学金</td><td>高校等</td><td rowspan="3">貸付</td><td>授業料と通学費<br>…実費以内</td></tr>
<tr><td>私立高等学校等<br>入学資金</td><td>私立高校等</td><td>入学資金<br>…50万円以内</td></tr>
<tr><td>大学等入学資金</td><td>大学等</td><td>入学資金<br>…100万円以内</td></tr>
<tr><td>学資融資保証料<br>補助金</td><td>高校・大学等</td><td>補助</td><td>融資保証料<br>…8万5千円以内（2回まで）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>事業効果など</td><td>高等学校・大学等へ進学する生徒の学資を貸与等し、保護者の経済的負担を軽減</td></tr>
</table>

## Ⅴ　生活の安定に向けた保護者の就労支援

### ハローワークと一体となった就労支援「ジョブスポット」の設置　（横浜市）

保護者の就労支援

| | |
|---|---|
| 対象 | 生活保護受給者、生活困窮者、ひとり親家庭 |
| 事業実施主体 | 横浜市、神奈川労働局　（横浜市と神奈川労働局による一体的実施） |
| 事業内容 | ○事業概要<br>雇用情勢は改善の動きが見られますが、横浜市における生活保護受給者は依然として増加しており、生活困窮者等への就労支援の充実は喫緊の課題となっている。<br>そのため、市民に身近な区役所内において、区役所の福祉サービスとハローワークの職業相談、職業紹介機能を一体的化し、生活保護受給者、生活困窮者、ひとり親家庭の方に対して、生活相談から就職支援をワンストップにより実施することを目的に、ジョブスポットの整備を進めている。<br><br>○設置区役所：8か所（平成 27 年1月現在）<br>（鶴見区、中区、瀬谷区、戸塚区、青葉区、都筑区、磯子区、泉区）<br>※27 年3月までに新たに5区で設置予定<br>（神奈川区、栄区、旭区、港北区、保土ケ谷区） |
| 事業効果など | 区役所内に設置されていることにより、区役所とジョブスポットの連携が密になり、より迅速できめ細かい一体的な支援が実施できるようになった。<br><br>ジョブスポット利用者の平成25年度における就職率は、ハローワークの県内平均就職率の2倍以上の高い実績となった。 |

## 就労相談事業（横須賀市）

保護者の就労支援

| | |
|---|---|
| 対象となる世帯要件 | 0歳～18 歳の子を養育する、ひとり親家庭 |
| 事業実施主体及び委託先 | 実施主体：横須賀市<br>委託先　：ランスタッド㈱ |
| 事業内容 | 実施場所：横須賀市役所こども育成部こども青少年給付課<br>利用時間：月曜日から金曜日（祝日除く）の 9 時から17時<br>内　　容：<br>横須賀市が厚生労働大臣へ無料職業紹介事業開始の届出を行い、就労及び転職を希望する母子家庭の親の就労支援を実施。具体的には、ハローワークや独自開拓した求人票と、横須賀市に求職票を提出した就労希望者とのマッチングを行い、ひとり親家庭の経済的安定を図ることを目標とする。（国庫補助事業）<br><br>利 用 料　無料<br>参加方法　予約制 |
| 事業効果など | 平成 25 年度就労決定者数　42 件<br>平成 26 年度就労決定者数　52 件　（平成 27 年度1月末現在）<br>（平成 26 年度からひとり親の採用に考慮してくれる企業の登録制度を開始） |

## 横須賀市シングルマザーサポートプラン事業（横須賀市）

保護者の就労支援

| | |
|---|---|
| 対象となる世帯要件 | 0歳から 18 歳の年度末までにある児童を監護するひとり親世帯の養育者 |
| 事業実施主体及び委託先 | 実施主体：横須賀市<br>委託先　：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 |
| 事業内容<br>（実施場所、時間帯、内容、利用料、参加方法など） | 厳しい雇用環境に置かれているひとり親世帯の養育者が就労に有利な知識や技術を身につけ、各人のニーズに合った就労につなげ、経済的な自立を図ることを目的とする。<br><br>実施場所　：男女共同参画センター横浜（横浜市戸塚区上倉田町 435-1）<br>　　男女共同参画センター横浜南（横浜市南区南太田 1-7-20）<br>開催頻度　：毎月数講座<br>時間帯　：午前 10 時～午後３時 30 分<br>内容　：パソコン講座等<br>利用料　：無料<br>参加方法　：委託先へ事前申し込み |
| 事業効果 | H25 年度受講実績　68 講座（9カ月間） |

## Ⅵ　生活の安定に向けた経済的支援

### 結婚歴のないひとり親家庭への寡婦（夫）控除のみなし適用

生活の支援　経済的支援

| | |
|---|---|
| 目的・概要 | 未婚のひとり親家庭では、婚姻歴がないことで税制度の寡婦（夫）控除が適用されないために、サービスの利用者負担額や給付額に他のひとり親家庭と格差が生じる可能性があります。<br><br>このため、こうした格差が生じないよう、生計を同じくする 20 歳未満の子がいる婚姻歴のないひとり親への寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、ひとり親家庭への支援を推進します。<br><br>※自治体によって、適用となる事業が異なります。 |
| 実施自治体 | 神奈川県（H27.7.1～）、横浜市（H27.4.1～）、川崎市（H26.8.1～）、<br>相模原市（H26.4.1～）、藤沢市（H26.4.1～）、小田原市（H27.4.1～）<br>伊勢原市（H27.4.1～） |

## ひとり親家庭等家賃助成事業 （大和市）

生活の支援　経済的支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | ひとり親家庭等の児童（20 歳未満） |
| 対象となる児童の世帯要件 | 対象児童と同居監護し、住居として住宅を借り受けているひとり親家庭等 |
| 事業実施主体 | 大和市 |
| 事業内容 | ひとり親家庭等の住居に係る費用の負担を軽減することにより、住居の安定的な確保を支援する。<br><br>【対象者】<br>1　大和市に住所があって、次（（1）から（9））のいずれかに該当する児童と同居監護するその児童の父もしくは母、または父もしくは母に代わって児童を養育している人<br>（1）父又は母が死亡した児童<br>（2）父又は母が婚姻を解消した児童<br>（3）父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童<br>（4）父又は母の生死が明らかでない児童<br>（5）父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童<br>（6）父又は母がDV保護命令を受けた児童<br>（7）父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童<br>（8）母が婚姻によらないで懐胎した児童<br>（9）父母ともに不明である児童<br>2　大和市に1年以上居住していること。<br>3　自らが居住する住宅を借り、その家賃を支払っていること。<br>4　生活保護法による保護を受けていないこと。<br>5　家賃の月額が24，000円を超えていること。<br>【助成額】<br>支払った家賃の月額から24，000円を控除した額。<br>ただし、月額10，000円を限度とする。 |
| 事業効果など | ひとり親家庭等の経済的負担の軽減　（実績：847世帯） |

## 養育者支援金給付費（秦野市）

経済的支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | ・父母と生計を同じくしていない児童<br>・父母が死亡した児童<br>・父母が重度の障害の状態にある児童<br>・父母の生死が明らかでない児童<br>・父母に１年以上遺棄されている児童<br>・父母が引き続き１年以上拘禁されている児童 |
| 対象となる児童の世帯要件 | 引き続き １ 年以上、本市に住所があり、上記の条件にあてはまる「児童」を監護・養育している養育者 |
| 事業実施主体 | 秦野市 |
| 事業内容 | 養育者支援金は、養育者家庭（主に年金受給中の祖父母が父母に養育されていない孫を養育している家庭）の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図ることを目的として平成 25 年 4 月から制度が始まりました。平成 26 年 12 月 1 日の児童扶養手当法(以下「法」という。)の改正により、法第 13 条の 2 に規定する公的年金及び遺族補償等の公的年金給付等(以下「公的年金給付等」という。)と児童扶養手当額を比較して、公的年金給付等の額が児童扶養手当額を下回る場合には、児童扶養手当額と公的年金給付等の額の差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。しかし、本来、公的年金は、加齢等による稼働能力の減退及び喪失に備えるといった機能に加え、高齢者が自分達の生活費として充てるための制度であることから孫の養育費を含んでいないため、孫の養育費としての児童扶養手当額よりも公的年金の額が少ない場合は、児童扶養手当額と公的年金との差額だけではなく、孫の養育費としての児童扶養手当の認定額の残額（法改正で本来支給されない公的年金給付等相当額）を養育者支援金として支給できるように平成 26 年 12 月 1 日から制度を変更しました。<br><br>支援金の支給にあたっては、所得制限があります。支援金を申請する者（養育者）もしくは扶養義務者の所得が定めた額以上であるときは、支援金の全部又は一部は支給されません。<br><br>**支援金の額（平成 26 年 4 月からの金額）　⇒　児童扶養手当法に準じます。** |

| 対象児童数 | 全部支給 | 一部支給 |
|---|---|---|
| 1人のとき | 月額41,020円 | 所得に応じ月額41,010円から9,680円 |
| 2人のとき | 上記金額に月額5,000円を加算した額 | |
| 3人以上のとき | 児童が1人増すごとに月額3,000円を加算した額 | |

## ひとり親家庭等助成金支給事業　（大磯町）

経済的支援

| | |
|---|---|
| 対象児童 | 当該年度の４月に小学校、中学校、高等学校に入学した児童 |
| 対象となる児童の世帯要件 | 18 歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等の世帯 |
| 事業実施主体 | 大磯町 |
| 事業内容 | 【目的】<br>　子どもの進学等により支出が多くなると予測される世帯へ助成金を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図る。<br><br>【対象者】<br>　その年の４月に小学校、中学校、高等学校へ入学した児童を養育しているひとり親等。<br><br>【所得制限】<br>　児童扶養手当全額支給対象と同額。<br><br>【支給額】<br>　児童１人につき3万円 |
| 事業効果など | ひとり親家庭等の経済的負担の軽減 |

## 児童・生徒の育成に関するアンケート（座間市）

調査・研究

| | |
|---|---|
| 調査対象 | 生活保護法の被保護者世帯のうち、小学生、中学生及び高校生がいる世帯 |
| 事業実施主体 | 座間市福祉事務所 |
| 事業内容 | ・アンケート期間　平成25年11月29日～12月24日<br><br>・アンケート結果（概要）【回答数　208人（回答率　67．75%）】 |

| 設問 | 登校児 | 不登校児 |
|---|---|---|
| 決まった時間に食事がとれているか | はい 79% | はい 45% |
| 決まった時間に眠れているか | はい 70% | はい 36% |
| 気軽に相談できる学校関係者がいるか | いいえ 14% | いいえ 42% |
| 子どものための無料の勉強会や塾に通いたいか | はい 56% | はい 58% |
| 将来の夢は | ある 76% | ある 42% |

# 資料-6　民間事業者等の新たな取組みなど

子どもの貧困対策は、公的支援ばかりではなく、民間事業者等を含めた、地域全体で取り組んでいく必要があります。県内でも、既にさまざまな取組みが実施されています。

## 1　社会福祉法人　神奈川県社会福祉協議会

### ◆「かながわこども福祉基金」事業

「かながわ子ども福祉基金」は、県民の皆様や企業・団体から寄せられた寄附金をもとに、さまざまな理由で親とともに生活することができず、神奈川県内の児童養護施設等や里親のもとで生活している児童を支援するため、昭和55 年に誕生した基金です。

この基金により児童養護施設入所児童及び里親に養育されている児童に対して、私立高校（含む専修・各種学校）入学時及び私立幼稚園入園時に奨励金を支給するとともに、保護者等に適正な身元保証を行う者がいない児童を施設長または里親が身元保証を行い、自立のため民間アパートに入居した際に支援金を支給しています。

### ◆萬谷児童福祉基金事業

故萬谷富子氏からのご遺贈金をもって平成19年度に創設した基金の果実により、児童福祉施設入所児童及び里親に養育されている児童の大学、短期大学・専門学校へ入学する際の支度金を支給しています。

支給にあたっては、施設や里親からの推薦、本人の作文、成績等を勘案し、審査委員会において審査を行ったうえ予算の範囲内において支給しています。

### ◆交通遺児援護基金事業

交通遺児援護基金は県民の方々から寄せられました寄付金により、交通遺児への継続的な援助・激励をしていくため、昭和46年に社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会に設置されました。

この基金により、交通遺児世帯への支援や、関係団体の活動を支援しています。

＜交通遺児世帯への支援＞

○激励金：　５０，０００円

（小学校入学時、中学校入学時、中学校卒業時、高等学校卒業時に支給）

○見舞金：１００，０００円

（事故当時、神奈川県内に居住しており、労働災害見舞金の給付を受けていない交通遺児世帯が対象）

県民のみなさまからのあたたかいお気持ち（ご寄付）により、支えられている基金事業です。
困難を抱える子どもたちの健全育成と自立のサポートに力を貸してください。

＊問い合わせ先：　地域福祉推進担当　℡　045-312-4813

◆介護福祉士等修学資金貸付け事業

本会が指定する介護福祉士養成校、社会福祉士養成校に入学および在学、または通信課程を履修している者で、卒業後に神奈川県内の社会福祉施設等で、所定の介護職や相談援助職に従事する意思のある者に、各養成校の推薦をもとに選考を行い、修学資金を貸し付ける制度です。

介護福祉士、社会福祉士の国家資格を取得し、所定の介護職や相談援助職に一定期間従事するなど、条件に合致する場合、返還免除を受けることが可能です。

制度の利用にあたっては、各学校を介しての申込みとなり、各学校ごとに推薦枠が設定されています。

【貸付額】

・入学準備金　２０万円（入学時のみ）　　・就職支度金　２０万円（卒業時のみ）

・学費　介護福祉士養成校　月額５万円、社会福祉士養成校　月額３万円

＊問い合わせ先：福祉人材センター　℡　045-312-4816

◆かながわライフサポート事業

核家族化や高齢化の進展、地域の人間関係の希薄化等により、福祉制度の進展した今日であっても、さまざまな生活課題を抱えながら、制度に結びついていない、制度を知らない、経済的な困窮から必要なサービスを受けられないなど、支援を必要とする方々が地域のなかで暮らしています。

このような課題に取り組むために始まった事業が、「かながわライフサポート事業」です。交友関係のない高齢者世帯や子育て世帯、突発的な病気やケガ、失業など、生活に困難を抱えた方への総合生活相談支援事業を行っています。

【実施場所】県内全域

【利用方法】

①まず、関係機関またはご本人より、神奈川県社会福祉協議会ライフサポート担当までご連絡をいただきます。

②その後、相談員がご自宅まで訪問し、課題解決に向けた方法を一緒に考えます。

③必要に応じて、情報提供、同行支援、現物給付等の支援を行います。

＊問い合わせ先：ライフサポート担当　TEL.045-311-8753

「かながわ青年期サポートブック」（平成 26 年 2 月）

10 代後半から 20 代の子ども若者の自立を支える社会資源等を集約した冊子。

・第１章　青年期を取り巻く概況

・第２章　現場からみた子ども・若者－青年期サポートの最前線－

・第３章　社会資源情報

URL：http://www.knsyk.jp/s/shiryou/pdf/25kanagawa_seinenkisupport.pdf

## 2　公益社団法人　日本青年会議所関東地区神奈川ブロック協議会

◆フォーラムの開催（平成 27 年 5 月　開催予定）

日本青年会議所関東地区神奈川ブロック協議会では、これまでもさまざまな社会問題等をテーマとして取り上げ、「ハイスクール議会」をはじめとしたフォーラムなどを開催し、地域への貢献に努めてきました。その一環として、「子どもの貧困の現状とその対策」をテーマとして、関係諸団体等への周知及び共通認識の形成のためのパネルディスカッション等を実施予定しています。

## 3　フードバンクかわさき

### ～・・・＊＊　もらってくれて、ありがとう　＊＊・・・～

今、日本の中で、食にありつけない人がたくさんいます。
給食がない夏休みには痩せてしまう子どももいます。お弁当に持っていくものがなくて苦労している子どもやその親がいます。

支援頂いた食糧をフードバンクかわさきから、こういった、子どものいる家庭をはじめ、ＤＶ・虐待の被害当事者の方やその家庭、地域の生活困窮の方や高齢者で食が足りていない方々に届けます。
週１回の配達や配布の時には、食品だけではなく、そこにハートを一緒に届けています。
緊急の場合も可能な限り、対応させていただきますので、ご連絡をください。

**連絡先：**070-6643-1953

http://family-v.jp/foodbank.html

【農林水産庁ホームページより】

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する「フードバンク」と呼ばれる団体・活動があります。

農林水産省では、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（いわゆる食品ロス）を削減するため、こうした取り組みを有効に活用していくことも必要ではないかと考えています。
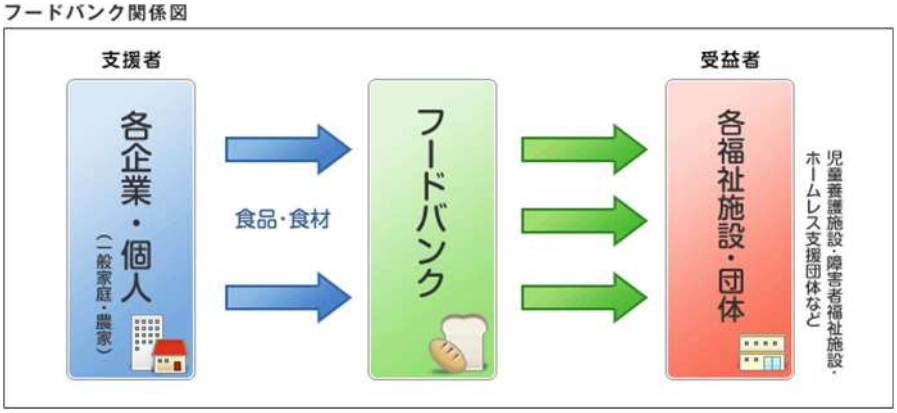
フードバンク関係図